

令和5年 第2回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和5年第2回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和5年6月8日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和5年6月8日 午前10時00分

1. 散 会 令和5年6月8日 午後 4時32分

1. 応招議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋本 弘二 君 書 記 中島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 誠次 君	教 育 長 村上 悦郎 君
総務課長 佐藤 則和 君	教委事務局長 久野 由美 君
政策課長 秋吉 祥志 君	産業課長 穴井 徹 君
情報課長 中島 高宏 君	税務会計課長 小野 寿宏 君
建設課長 小野 昌伸 君	町民課長 宮崎 智幸 君
建設課審議員 長田 茂美 君	町民課審議員 田邊 国昭 君
町民課保育園長 清高 徳子 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 杉本いよ君

8番 熊谷和昭君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を6月8日から6月16日までの9日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 5. 6. 8)

議長（熊谷博行君） 皆様、おはようございます。

令和5年第2回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中、御出席をいただきましてありがとうございます。

2020年1月、前の年に大相撲小国場所が終わった次の年でございます。日本で最初の感染者が確認され新型コロナウイルス感染症は世界的な流行となりました。現在では緩和措置もとられ少しずつ収束に向かっている感じがします。またロシアウクライナの危機はロシアのウクライナ侵攻などとも言われ物価の高騰や電気料金の値上げなど、我が国の企業や人々の暮らしに大きな影響を及ぼしています。我が町はどうかと見渡しますと少子化に人口減、担い手不足などの問題を抱え非常に厳しい状態が続いています。町民の方々の不安を早期に解消することや生活の安定を図るための経済対策が急務と考えていますが、まずは令和5年度最初の審議の案件も大事でございますので去る6月5日に全員協議会も行われております。審議が円滑に進みますようよろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。

令和5年第2回小国町議会定例会でございます。皆様方には本当に御多用の中にもかかわりませずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。季節の御挨拶よりも今日雨が少し降りそうだという予想がされております。やはり昼の間に降る雨は見えているところもありますので随分と用心できますけれども、夜間に降る雨等々は予想のもとに早めに町のほうも避難誘導等も行っていきたいというふうに思っております。今日がどのような状況であるのかというところはまだそこまで警報まで出るという予想はちょっと出ておりませんが、ただ雲の動きは予断できませんのでしっかりと頑張っておいてまいりたいというふうに思っております。

本日は、数々の議案そして12日、15日には一般質問もいただく予定になっております。それぞれ各位の御意見を賜りまして町政に反映させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和5年第2回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 杉本いよさん

8番 熊谷和昭君

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期については、去る6月1日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日6月8日から6月16日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの9日間と決定しました。

本会議は、本日と12日、15日を開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（熊谷博行君） 日程第3、「諸般の報告」。

小国郷公立病院組合議会に関する事項の報告を行います。小国郷公立病院組合議会議員より御報告をお願いいたします。

4番（児玉智博君） 閉会中に小国郷公立病院組合議会が開かれましたので審議の経過と結果を御報告いたします。

令和5年第1回小国郷公立病院組合議会臨時会が5月31日水曜日午後3時30分より、おぐに老人保健施設において議員6名全員の出席をもって開催されました。改選後最初の議会でしたのでまず議長選挙が行われ松崎俊一さんを選出いたしました。その後、副議長は指名推選により後藤六男さんを選出いたしました。執行部提案の議案は、人事1件、条例1件でした。まず議会選出監査委員として佐藤毅さんを選任することに全会一致で同意しました。小国郷公立病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、診療科目から脳神経外科を削り新たに精神科と泌尿器科を加えるとともに病床数を75から73床に改め、附帯事業として導入予定の医療Ma a Sの拠点とする小国サテライト診療所を加えるものです。サテライト診療所では訪問診療そして外来診療も行うということでありました。議員からは「診療所の取得に幾ら掛かるのか」とか「サテライト診療所では午後5時以降も診察を行うか」といった質疑が行われました。質疑を終局し討論に入りましたところ反対の意見が述べられました。討論を終局し採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。以上で令和5年第1回小国郷公立病院組合議会は閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（熊谷博行君） 御報告ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「議案第25号 小国町職員の分限に関する手続及び効果に関する

る条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、よろしくお願いいたします。議案集の1ページをお願いいたします。

議案第25号 小国町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の規定に基づき、小国町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、この条例案についての説明をさせていただきます。右肩に25と書かれた資料が条例案でございます。説明につきましては総務課資料（1）新旧対照表にて行います。よろしくお願いいたします。

まず、第1条この条例は、地方公務員法第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとなっております。法第27条第2項と第28条第4項が追加されてございます。法第27条第2項は分限及び懲戒の基準の条例の委任でございます。次に、法第28条第4項は欠格条項の委任となっております。第5条、失職の例外についてでございます。任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された者で、その罪が過失によるものである場合においては、町長が別に定める委員会に諮り、その情状を考慮して特に必要と認めるときに限り、その職を失わないものとする事ができる。

2、前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その日において、その職を失うものとなっております。分限とは職員の身分保障を前提として身分関係の変動（休職、免職）などを意味してございます。小国町職員の分限につきましては地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を施行してまいりました。法第28条第4項に基づく失職の特例が規定されておりましたので今回提案させていただいております。法第28条第4項は職員が欠格事項に該当した場合は条例に特別

の定めがある場合を除くほか、その職を失うとうたわれてございます。例えば公務中や通勤中に自動車を運転し交通事故を起こしその結果、禁錮以上の刑に処せられた場合当然のごとく法に基づき失職してしまう状況になっております。過失による罪により様々な経験やノウハウを有する職員が一切の事情を考慮されず自動的に失職することは厳し過ぎるのではないかと職員組合からも改善を求められております。県内の市町村の状況を見ましてもほとんどの市町村で法第28条の4が条例化されております。職員の処罰に関しては他の自治体とも均衡を図るべきでありますので今回条例改正をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第25号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。おはようございます。

1点確認ですけれども今回定められました第5条の中の町長が別に定める委員会というところを少しお聞かせいただきたいのですけれども、いわゆる第三者を含んだところでの委員会なのかあるいは内部で例えば懲罰委員会だとかそういったような委員会なのか。委員会構成が今の段階で例えばこういうふうにしたいという考え等があればお聞かせいただきたいと思っております。

総務課長（佐藤則和君） お答えいたします。

現在既にこういう分限に関する取扱い規程がもう実質ございまして、その中で分限審査委員会というのが設置されてございまして、その内容は教育長、総務課長、課長の職にあるものをもって充てるということになってございます。委員長は教育長ということで位置づけがなされております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号、小国町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第5、「議案第26号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の2ページをお願いいたします。

議案第26号 小国町税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方税法の改正に伴い、小国町税条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

税務会計課長（小野寿宏君） おはようございます。

それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。まずお配りしております条例集2ページ右肩に26と書かれております改正条例案が改正条例本文になります。説明資料は税務会計課資料（1）の小国町税条例の一部を改正する条例の改正概要と税務会計課資料（2）が新旧対照表として配付させていただいております。説明は税務会計課資料（1）の条例改正の概要で行います。御用意をお願いします。

まず改正理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、小国町税条例の一部についても所要の改正が必要になったため改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容を御説明いたします。今回の改正内容は主に四つです。一つ目は森林環境税の導入に伴う改正で、二つ目は給与所得者の扶養親族等申告書の改正、三つ目は軽自動車税の種別割にいわゆる電動キックボードを明確化した改正、更に四つ目は軽自動車税について不正を行った自動車メーカーへの罰則の強化です。

まず1点目の森林環境税の導入に関する改正で改正概要の一番上の第34条の9第2項それから4番目の第38条第1項の改正と第3項の追加。それから表の下から2番目までの第47条の6第1項、第2項の改正です。平成26年度から令和5年度までの10年間、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、住民税の均等割に上乘せして県民税500円、町民税は町税条例附

則第23条の規定で500円の合計1千円を徴収しておりました。これが令和5年度までで終了します。一方、平成31年度から国が森林環境譲与税を導入し森林整備等のために必要な費用を特別会計の借入れにより対応し全国の自治体へ配分し、借入金は令和6年度からスタートする森林環境税の税収の一部で償還することとされました。以上により令和6年度から森林環境税がいよいよ導入されることになりました。森林環境税は地方自治法上第一号法定受託事務として必ず法律政令により事務処理が義務づけられているものです。今回の改正は納税通知や特別徴収の方法等、住民税の規定に森林環境税を加えるためなどの改正です。なお森林環境税の税率はこれまでの県民税、町民税の均等割上乘せ合算分1千円と同額の1千円です。

続いて、二つ目の改正は表の2番目第36条の3の2個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書で第2項を新設し、表3番目は第2項新設による項ずれの解消です。給与所得者の扶養親族等申告書について毎年年初に提出しておりますが、新設した第2項は前年の申告内容と異動がない場合は前年から異動がない旨を記載すればよいという改正です。

三つ目の改正は表の一番下第82条第1号への軽自動車税種別割の税率の規定の改正です。地方税法施行規則改正に合わせてミニカー区分から三輪以上の特定小型原付を除外し一定の基準を満たすいわゆる電動キックボードを特定小型原動機付自転車として条例第82条第1号アに該当することとしました。税率は一般原動機付自転車区分と同様の2千円となります。改正道路交通法施行に合わせて本年7月1日施行となります。

四つ目は、裏面の附則第15条の2第4項、附則第16条の2第3項の環境性能割と種別割についてです。令和4年3月以降に一部メーカーで燃費・排ガス試験不正が発覚するなどあり、環境性能について優遇する税制措置の根幹を揺るがす事態となっております。再発防止策としてもし不正を行った自動車メーカーがあればそこを納税義務者とみなして納税不足額を徴収するとともに、それに特例加算する額を10%から35%に厳しくするものです。

以上、改正概要を説明しました。なお施行日につきましては最も早い第82条第1号への改正規定が本年7月1日施行で、それ以外についても表のそれぞれの条の下に施行日を記載しております。併せて御確認ください。よろしく御審議方お願いします。

議長（熊谷博行君） これより議案第26号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

4番（児玉智博君） この森林環境税というのは小国町税条例でうたうのですけれども結局はこれ国税ですね。小国町の町民の人が県、町、合わせて1千円という説明でしたけれど、それを徴収したからといってそのまま小国町が森林環境のことに使うということとはできないわけですが、まずこの森林環境税の導入された目的が何なのか御説明願いたいと思います。

税務会計課長（小野寿宏君） パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため森林整備等必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境

税と環境譲与税が創設されました。

以上です。

4 番（児玉智博君） 今御説明があったとおり要はこれCO2対策でやるわけです。この個人住民税に1千円上乗せすると。これ均等割なので要はもう応能ではないわけですよ。高額稼いでいる人も少ししかもう本当ね公的年金収入だけしかないような人に対しても一律1千円課税されるわけです。これCO2対策でいえば確かに人間生きていれば最低限呼吸はするからCO2は排出するわけですけど、やっぱり一番CO2を出しているのは製鉄とかあるいは発電とか大企業になると思うのですが、これ大企業は何か今回この森林環境税に合わせて負担するようなものはあるでしょうか。

税務会計課長（小野寿宏君） 大企業から取るという話は聞いておりませんで住民税に均等割に上乗せして取るということで広く全国民から取るというふうに聞いております。大企業の話はないと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4 番（児玉智博君） 私は、議案第26号、小国町税条例の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。

CO2対策として森林環境税が導入され来年度から徴収されることになっているわけですが、しかしCO2対策というのであればやはり一番CO2を排出する大企業にも相当応分の負担を求めべきであります。しかし実際はそうはなっておりません。大企業はこの税金を拒否してそれに財務省が屈したかたちになるのだらうと思いますが、消費者にだけ負担をさせるという今のやり方には私は反対です。企業の社会的責任としてやはりCO2対策をやっていくということがこの税制面でも貫かれていない以上本当に排出削減目標は達成できないと思いますし、何より負担能力を無視して1人1千円ずつ徴収するというやり方もこの応能負担の原則から言ってもそれに外れるものであると思いますから、私はこの森林環境税に反対である以上本条例改正案にも反対するものであります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第26号、小国町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第6、「議案第27号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の御説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の3ページをお願いいたします。

議案第27号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、国民健康保険税の賦課割合の変更及び急変緩和措置を講じるため、小国町国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君） おはようございます。

まず町民課のほうから本議案提案の内容を説明いたします。条例集の5ページ右肩27と表示してあるものが改正条例本文となります。また町民課資料（1）国民健康保険税の算定についてを御用意ください。

まず国保財政の仕組みからです。国民健康保険特別会計では運営主体である県に対して国民健康保険事業費納付金を納付する必要があります。納付金を納付することにより保険給付費等交付金を受け療養給付費等の支払いを行います。この事業費納付金は被保険者数、所得水準、医療費水準に応じて県が毎年算定を行います。この事業費納付金の支出を賄うための財源としては、県からの交付金などの歳入のほかは国民健康保険税となります。町民課資料（1）の令和5年度小国町国民健康保険税の状況にありますように（1）令和5年度国民健康保険税額ですが国民健康保険特別会計収支予算から算出しますと、歳出総額10億9千686万1千円から保険税を除く歳入総額9億996万1千円を差引きまして1億8千690万円が令和5年度に確保すべき保険税額となります。参考までに熊本県が示す令和5年度の保険税の総額は1億9千240万8千521円となっており、今回の確保すべき保険税より550万8千521円高い金額となっており

ます。このように保険税額は熊本県が示す保険税額を基本としながら国保財政状況を勘案し算定を行います。

その下（２）で令和４年度税率（３方式）での試算と令和５年度確保すべき額の比較をしております。令和５年度確保すべき保険税額１億８千６９０万円に対して４年度の税率での試算では１億７千３０３万８００円となります。４年度の税率のまま課税したと仮定した場合に１千３８６万９千２００円不足が生じます。また５年度試算での資産割相当額は１千２０７万９千５２円となります。

次に（３）の緩和措置と不足額に対する対応についてです。これは税率改定に当たっての緩和措置と不足額に対する対応の内容になります。まず一つ目に賦課方式を変更することに対する緩和措置これ２年目になります。資料中の①資産割相当額分の１千２０７万９千５２円の２分の１の６０３万９千５２６円を国保財政調整基金から充当します。この資産割相当額分の財源については令和４年の３月の補正予算で対応しており国保財政調整基金から充当します。この内容は緩和措置の１年目に資産割相当額の全額、２年目に資産割相当額の２分の１を充当するというものです。二つ目に資料中②の急変緩和措置の割合を２分の１とするため、段階的に資産割相当額軽減分を賦課し元に戻す必要があるため６０３万９千５２６円を賦課するものです。三つ目に資料中③の不足額への措置として令和４年度の繰越金から１７９万１４８円を充当します。保険税率改定につきましては先月５月の２６日に国保運営協議会を開催していただき町から諮問させていただいております。町民課資料（１）にその諮問書並びに運営協議会からの答申書の写しを付けさせていただいております。３ページ目の答申書におきまして町が諮問しました保険税率改定について運営協議会のほうからは全会一致により執行部案のとおり承認する旨の答申をいただいております。また附帯意見としまして、今回の税率改正では賦課方式変更に対する緩和措置が終了となる予定であるが、国民健康保険特別会計の決算見込みを勘案した上で新たな措置を検討し、運営協議会で協議を行っていくこととの御意見もいただいております。以上運営協議会答申の報告をさせていただきました。

今回の賦課割合については応能対応益が５３対４７、均等割対平等割が６８対３２の税率です。なお、県が示す標準賦課割合は応能対応益が５０対５０、均等割対平等割が７０対３０となっております。

町民課からの説明は以上でございます。

税務会計課長（小野寿宏君） それでは、私のほうから小国町国民健康保険税条例の改正内容を説明させていただきます。資料としましては税務会計課資料（３）の小国町国民健康保険税条例改正概要と税務会計課資料（４）の新旧対照表を御用意ください。説明は税務会計課資料（３）の条例改正概要で行います。御用意をお願いします。

まず改正理由でございます。小国町国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険税

の保険税率等を改正するため所要の改正を行うものです。改正概要としましては、熊本県が示す保険料水準の統一に向けた課税方式の見直し、過去令和4年6月の条例改正で所得割、資産割、均等割及び平等割の4方式から資産割を廃止し3方式としたものに伴う課税基準の変更及び当該変更により納税者の負担増に配慮するために昨年度に引き続き急変緩和措置を講じつつ、資産割相当額軽減分の賦課割合を段階的に戻すための改正を行うものです。

表については第3条から第9条までに規定されております基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の基本的な金額を所得割、均等割、平等割で改正前と改正後それにそれぞれの比較増減を記載させていただいております。なお第5条の2第2号、第3号、第7条の3第2号、第3号及び第23条の国民健康保険税の減額の改正については、この改正概要の表の税率をもとに特定世帯等の平等割額や7割、5割、2割減額、未就学児の均等割の減額について機械的に計算して求めることになっておりますので税務会計課資料(3)の税率について御審議いただければと存じております。施行日は令和5年7月1日から令和5年度以降の分の国民健康保険税について適用になります。御審議方よろしく申し上げます。

議長(熊谷博行君) これより議案第27号について質疑に入ります。

4番(児玉智博君) 国民健康保険運営協議会では今のこの物価高騰が続く中での増税に対する懸念というのは述べられたでしょうか。また今回固定資産税が資産割が賦課されていたのは令和3年までが賦課されていたわけですけれども、要はその資産割を廃止してそのほかの所得割、均等割、平等割の割合を今変えている段階だから資産をたくさん持っている人は当然下がる人もいるだろうし逆に資産価値がそれほどないものだったりそもそもその資産がない方については高くなるという状況にあると思います。資料を持ってらっしゃると思うけれど増減の段階別で上がる方が何世帯何%ぐらいあって、変わらない人がどれぐらいで、また逆に下がる方たちが何世帯何%ぐらいいらっしゃるのか。また上がる方、下がる方はどういった特徴のある世帯の方なのか御説明願いたいと思います。

町民課長(宮崎智幸君) まず一つ目の運営協議会のほうで物価上昇時に保険税率を上げるということについての意見があったかという御質問だったかと思いますが、運営協議会の中でそういった御意見も委員さんのほうからいただきました。この物価が高騰する中でなぜ今上げるのですかというようなことで意見をいただきましたので、執行部としましてはもちろん物価上昇等が続いている中で町民の方の生活が苦しいという状況はもう重々承知しております。そういった中でも国民健康保険事業の安定的な運営のためにも改定が必要であるということであったり、将来的な県内統一の保険料に向けて当然急激な変動とか負担感をなくす必要があるというようなことも答えさせていただきました。それから物価上昇部分につきましては今回も後ほどの補正予算等でも計上させていただいておりますが、コロナの臨時交付金等を活用してそういった部分にも手当てをしていきたいというふうに考えております。物価上昇部分については別の手立てとして十分と

は言えないかもしれませんがそういったことで考えていきたいというふうに答弁させていただいております。

以上です。

税務会計課長（小野寿宏君） それでは、比較等についてお答えしたいと思います。令和4年度の税率は1千200万円の資産割相当額とプラス500万円ということで1千700万円相当な金額を繰入れております。それによりまして令和4年度の税率は比較的低い金額になっていましてそれと比べましたら99%増えます。ですので令和4年に比べましたらもうほとんど増える。平均の増加額は4千889円で最大の方が4万2千600円となる見込みです。一方、令和3年度と比較した場合は増える方はさっき言った1千700万円入れていない特に500万円が入っていない部分については44%の方が増えて53.7%の方が減ります。平均増加額は令和3年度と比べたら平均4千362円安くなります。最大増加額は4万8千400円となっていますので令和4年度と比べると本来比べるべき令和3年と比べたら平均増加額は減っているというような状態で、令和4年度と比べると非常に優遇していますので99%の方が増える状態です。特徴としましては表にありますように所得割が0.11%増えて均等割が6千100円全体で表の右下であります増えるようになっていますが、所得がある程度ある方が少し増えて均等割がありますので所得がある方で家族が多い方が増加額が大きくなりやすいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 運営協議会ではその懸念を示された方は法定外繰入れをしてでも下げないように努力するべきではないかという旨のことも述べていらっしゃるわけです。今答弁がありました。家族が多い方が上がりがちだということです。結局それほど資産がない方なんかではないかと思うのです。だから例えば農家と言えば田畑を自己所有はしていないけれども借りて借地料を払って耕作されている方とかこういう方が上がってくるのではないかと思います。家族が多いということは非常に子育てに対する教育費負担なんかもある世代の人たちが非常に厳しくなってくるのではないかと思慮するわけですが、その点執行部はどう認識されていますか。

税務会計課長（小野寿宏君） 借地料が多い方が多くなるというのはちょっとよくわからないですけども、農家の方とかがもともと加入者が多いので農家の方で所得の規模の大きい方はどうしても所得が大きいのでそれはどうしてもかかるし、3世代で同居されている方みたいなところの家族の多いところは上がっていくというふうに考えております。

あとは特に高い区分でいらっしゃる方が大体8名ぐらいいらっしゃるのですけれども、土地をたまたまその年だけ売ったという方もいらっしゃいますので当該年だけ上がる見込みの方もいらっしゃる状態です。

以上です。

9番（久野達也君） 9番です。

先達って全協のときにお尋ねしました。国保と後期高齢と組合健保や共済などそのほかという部分での世帯数、構成状態、把握できたでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 保険種別ごとの世帯数それから被保険者数を申します。国民健康保険の世帯数が1千208世帯、被保険者数が1千911人。それから後期高齢者医療が1千224世帯、被保険者数が1千541人。その他ということで社会保険であったり共済保険等がありますがこの部分の世帯数についてはうちのほうで重複世帯等ありますのでしっかりとした数字はつかめておりません。被保険者数につきましては3千21人となっております。

以上です。

9番（久野達也君） この部分ちょっとお尋ねしたかった部分としていわゆる働いている世代の時そこはその他に分類する3千21人の中で例えば社会保険であったり共済であったりだとか健保組合であったりだとかすると思います。それから退職後に国保に変わりあるいは自営業をなさっている方は当然国保です。そして75歳以上になれば後期高齢ということで推移していくかと思えますけれども、構成比率として例えば社保で3千人それから国保で約2千人としたとき後期高齢で4千500人ということをおお体半々とは言いませんけれども45、55ぐらいの構成になるろうかと思えます。何が言いたいかというといわゆるこの三つの組合せはそれぞれの健保制度の中で運営がなされているかと思えます。そしてその必要経費の算定方法は医療費支出に伴う支出を賄うためということで当然この国保の中で運営がなされていくわけです。議論になっております資産割についてなんですけれどもちょっと確認ですけれどもいわゆる国民健康保険税でも所得の少ないときには当然軽減措置を受けられます。ですから例えば所得がゼロであれば7割軽減であったりだとかあるいはいろんな生活保護であったりだとかの措置があるろうかと思えますけれども、資産割についてはこの軽減措置は適用されないのですよね。3年以前の話です。

税務会計課長（小野寿宏君） 軽減措置は均等割と平等割です。

9番（久野達也君） すみません、勘違いでした。軽減措置は均等割と平等割ということでしたので所得資産等については丸々ということなんです。私の一部誤解の部分もありました。今回このように昨年4年度のときに全額を緩和措置で措置すると。次年度は2分の1を措置するということは確かその議論の中でも町長も答弁なさっていたかと思えます。当然国保の財政調整基金が潤沢であったりすれば同僚議員からの質問にありました物価高騰のときにも緊急対応が可能であったかとは思いますが、そこができないとなれば次はもうこの緩和措置はないというふうに理解しておいたほうがいいのですか。

町民課長（宮崎智幸君） 現在の予定でいきますと今年資産割相当額の2分の1を充当するというところまでが約束されている部分というふうに認識しております。それから来年度につきましては運営協議会のほうからの意見にもありましたように当然国保特別会計の決算状況等を確認しながら新たな措置も検討することというふうにありますので、まずはその決算見込みをしっかりと見極

めてその時期が来たときに対応するというので考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第27号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

4月は今年2番目の値上げラッシュでした。2023年における家庭用を中心とした飲食料品の値上げ品目数は3月末までの判明ベースで累計1万8千544品目に上りました。このうち4月1日をもって23年内に値上げ済みとなる食品は累計1万品目を超えました。また今年1月から6月期までの累計品目数1万7千928品目は前年と同じ時期に比べ2倍を超えるペースで推移しています。2023年4月単月の値上げ品目数は加工食品を中心に5千106品目でした。前年同月の4倍超に上るほか今年2月以降3か月連続で前年を上回っております。5月以降も2022年を上回る水準の値上げが予定されており5月は前年比3倍、6月には前年にほぼ並ぶ2千390品目の値上げが予定されております。7月以降も4月に行われる輸入小麦の価格改定、電気代の引上げなどを背景に断続的な値上げが続くと見られています。国民健康保険運営協議会でも被保険者代表委員からは物価も上がり続けている今この時期に改定しなければならないのかとの懸念も述べられております。今回の増税は町民の生活に追い打ちをかけるものであり到底許されるはずはありません。今回の改定では例えば世帯所得300万円の40代夫婦と就学児2人の家族に当てはめると2万3千300円の増税となることとなります。国民健康保険の被保険者は自営業や非正規雇用あるいは無職の方々です。生活費やなりわいに必要な資材などの価格が上がり続けているのに、こんな増税を押しつけて一体どうやって暮らしていけというのでしょうか。もしかしたら国保は相互扶助だから保険給付に必要なお金を賄うための増税は甘受すべきであるとする人もいるかもしれませんが。しかし国保は法定強制保険であり他の健康保険の資格がなければ本人の意思に関係なく加入しなければなりません。国保税は高過ぎるから加入しないという選択はできません。それなのに協会けんぽと比較しても2.6倍という異常な高さの保険税は引き下げるこそあっても引き上げるべきではないと思います。特に生まれたばかりの子供から賦課している均等割未成年分について免除していくなどそういった柔軟な対応をしていかなければ小国町は暮らしもそして経済もますます衰退していくことを指摘して討論を終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

私は、議案第27号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

反対討論の中にも物価高騰だとか社会情勢の変化これらは当然国保世帯に限らず全ての国民、町民が抱えている重要な問題でもあります。そしてそのことによって生活が立ち行かなくなったこういったような事実も当然あるかと思えます。そんな中で国民健康保険税という制度これはやはり制度としてきちっと掌握しておかなければならないと思えます。強制的に入らなければならない。これはある意味入っておかないと万が一のときに対応ができないからこそその言葉も生じてこようかと思えます。具体的に1例申し上げます。コロナ感染症に対する医療区分の取扱いが5月の8日から5類になりました。私の母は5月の14日にコロナ感染して今も入院中です。5類になったので医療費給付は当然負担が要るのだらうなと想像はしています。どうなるかは病院から請求がきていませんのでわかりませんが、そのように考えたときに本来そういう緊急事態のときに対応すべき財政調整基金であったりあるいは税額調整のための財政調整基金であったりこれらが先ほども質疑の中で申し上げましたけれども潤沢であればその対応、やりくりも可能かと思えます。ただ現実的にその状況を見た場合には対応できるまでには額的にも至っていないのかな。2千万円前後ですのでそれも思えます。今回激変緩和措置として段階的に資産割を排除した部分を納税者の負担を考慮し段階的に少しずつ階段を納税者に上っていただくという措置が講じられております。そしてそれは3年度末4年度の当初から2か年3か年目には平準化したという意向もあり進んできたかと思えます。そしてそのような中での今回の税率改定であろうかと思えます。均等割、平等割これについてもいろいろな意見があります。1人世帯の方にとっては平等割がきついのです。均等割と平等割。100%払うのです。多くの世帯にいる方は均等割は確かに多いかもしれませんが。でも平等割は1戸でいいんですよね。だからそれはその世帯世帯での状況での税額算定でありますので制度設計の中でそれをどうしていくのか、それが国保運営委員会に諮られ委員会のほうからも答申もいただいております。今回の改正については委員会答申を踏まえ執行部でその内容を吟味し提案されそして今後の見通しも立てていかれるかと思えますので、私は今回の条例改正については賛成の立場の討論といたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第27号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。次の会議は11時10分より始めます。

(午前11時01分)

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

(午前11時10分)

議長（熊谷博行君） 日程第7、「議案第28号 小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の4ページをお願いいたします。

議案第28号 小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君） 小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。条例集の6ページ右肩に28と表示してあるものが改正条例本文となります。また町民課資料（2）で新旧対照表を示してございます。改正内容に関しましてはこちらの資料で御説明申し上げます。

今回の改正は熊本県の重度心身障害者医療費助成事業の補助金交付要領の改正に伴い小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例を改正するものです。重度心身障害者医療費助成は条例で定める重度の障害者が病院受診を行った場合に支払う一部負担金個人負担について助成を行うものです。今回の改正内容は助成対象となる一部負担金の定義に一部の公費負担医療の自己負担額しか含まれていなかったものから、全ての公費負担医療が助成の対象となるように改正するものです。具体的にはこれまで助成対象となっていた公費負担医療は、自立支援医療、育成医療、更生医療、精神通院医療、療養介護医療、障害児入所医療、肢体不自由児通所医療に限られていました。今回の改正により特定医療、特定疾患を含む全ての公費負担医療が対象となるものです。本条例の一部改正は公布の日から施行し令和5年4月1日からの適用となります。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第28号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 確認ですが今この助成対象になっている方々は何名いらっしゃいますか

町民課長（宮崎智幸君） 対象者の人数ですが重度の障害者ということでまず身体障害者が一級、二級で154名。それから療育手帳のA1、A2合わせまして44名。精神保健福祉手帳の一級6名全部合わせまして204名が対象となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 今回の改定は非常に範囲が広がるということでこうした手帳をお持ちの方々にとっては朗報になるかと思えます。今回重度障害者医療費今回というか3月定例議会に出された令和5年度予算では1千440万円当初予算で上げられておりましたけれども、これはどれほど増えるでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 対象者の枠が広がるということで小国町のほうで想定される新たな公費負担医療を受けられている方につきましては、特に特定医療と言われる特定疾患をお持ちの方が対象として増えてくるかとも思われます。その方の人数的には73名おられるのですがその部分が大きな部分かなというふうに思っております。しかしながらこの方々の公費負担医療の限度額については町のほうでは把握ができていませんので当然それぞれ所得によって公費負担医療の上限額が変わってきますのでその部分で新たに増える金額の予想というのはなかなかちょっと難しいような状況ではあります。ただ公費負担医療でも0円であったり上限額が2千500円であったり1万円とかがあるのですが、その部分に対しての助成となりますのでそれほど大きい金額が増えるということではないかと思えます。ただし増えた部分について当初予算から不足が生じるようであればまた補正等で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第28号、小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第8、「議案第29号 小国町学びやの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の5ページをお願いいたします。

議案第29号 小国町学びやの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町学びやの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、現在、利用中の施設における使用用途の変更及び料金改定に伴い、小国町学びやの里の設置及び管理に関する条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

情報課長（中島高宏君） おはようございます。

小国町学びやの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について担当所管より御説明申し上げます。条例集の7ページ右肩29と記したものを御覧ください。改正条例本文となります。併せまして別途情報課資料（1）で新旧対照表を添付しております。今回の改正につきましては学びやの里の施設であります北里柴三郎記念館にシアターホールが完成することに伴い北里柴三郎記念館の入館料の変更を行いたいため条例改正案の提出をさせていただくものです。また今回の改正に合わせ改正前の条例に北里柴三郎記念館の料金を含め学びやの里のほかの施設の利用料について明記がなかったため料金を明確化させていただくための改正を行うものです。

それでは情報課資料（1）の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。改正の内容は条例第3条中の第5号の「テニスコート」を削除し、第7条の2項中の利用料は、「人件費、光熱水費その他の施設の維持管理に必要な経費及び利用者数を基準として、町長が定めるものとする。」を利用料金は、「別表第1から別表第5のとおりとする。」に改正し、別表に各施設の利用料を明記させていただくものです。詳細としましてはテニスコートについてはテニスコートとしての利用ではなくキャンプを含めほかにも利用できる運動広場の一部として使用するため改正をお願いするものです。1ページ下段から2ページに利用料金の別表第1から別表第5として現行の利用料金を明記させていただいております。次に3ページをお願いいたします。シアターホールがオ

オープンする予定の9月以降の入館料を改正前と改正後で記載させていただいております。北里柴三郎記念館の入館料については改正前が一般の大人が個人で400円、小中学生が250円とじていましたが、改正後は一般の大人が個人で600円、高校生450円、小中学生350円に変更したいと考えております。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第29号について質疑に入ります。

3番（高村祝次君） この改正することによって予想される金額がある程度目安が立っていると思います。令和3年度までは資料を私持っておりますけれど改正後は大体幾らぐらいの計画で立てているのかを報告してもらいたいと思います。

情報課長（中島高宏君） 収入の目安といたしましては今回試算した収入見込みでありますけれども入館者数を年間3万人と当初は見込んでおります。入館料の平均を大人600円のところを平均すると550円と見込んでグッズ等の販売を含めて約2千万円の収入の試算と考えております。支出についても人件費、光熱水費を含めて約2千万円の算出をしているところです。収支均衡がとれている金額として判断しているところでございます。

以上です。

3番（高村祝次君） 入館者数とかいうのははっきりはわからないと思いますが、値上げした分逆に減るといことも考えられます。そういう考えは持っておりませんか。

情報課長（中島高宏君） 入館者数につきましては今後PRそれから教育学習の周知といたしましてまたコロナ禍でアフターコロナということで入館者数は今後増えてくるというふうに見込んでいるところでございます。

以上です。

議長（熊谷博行君） 中島課長、答弁は値上げをして客が減るのではないかという質問ですので。

情報課長（中島高宏君） 値上げしても今後シアターホールのほうで十分な受入れ体制をとることによって入館者数は減ることはないというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 町が今PRとかいう話も出ましたけれども今年の3月定例会で指定管理が決まっておりますけれどもやはりPRは自ら指定管理団体がやることであって私は町がPRやるのは間違っていると。やはり指定管理団体がしっかりとその運営を考えてやっていかないと町がそれに一般財源から持ち出してPRとかすると何のための指定管理団体かわかりませんのでやはり指定管理団体にあつたら指定管理団体がやっぱり利益を生み出してその中からPRをやっていくというような方向で進むべきではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 方向性ですので私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、確かに指定管理は学びやの里にお願いしております。ですけれどもこれまでもずっとそうござい

ますが小国町それから学びやの里、北里大学、様々な関係者ととも北里博士の顕彰をしてまいりました。また熊本大学等々も含めてこれからその輪が非常に広がると思います。小国町にとっては非常に有益だというふうに考えておりますので小国町も学びやの里を中心にしてしっかり頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） しっかり赤字の出ないようにシアターホールも完成しましたら見学する人が多いように努力してやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 今回これまでは条例ではうたっていないなかった利用料金をうたうということで、これまでは大体その指定管理者を募集するときに利用料金というのをあらかじめ示してそれに応募してきた人から指定管理者が決まってその決定後にそれぞれ協定書を交わすと思いますけれど、その協定書の中にもその利用料金というのをお互いで協定で決めてきたという流れだと思います。しかし、これ条例で定めてしまうともう協定云々も何もなくて料金を変えようと思えば議会がまた議決しなければならないという非常に手間がかかる話になってくると思うのです。それでも今回は現在指定管理者になっている財団法人はこれを快く受入れたと。是非そうしてくださいということで今回上程されているというふうに理解していいですか。

情報課長（中島高宏君） 利用料金につきましては小国町公の施設の管理者の指定管理に関する条例という条例がありまして指定管理者が利用料を条例の範囲内で定めることができますが、各施設の設置条例の1.5倍を乗じた額まではその範囲内で利用料を決めるということができますのでその範囲内で動くことができるということで了承していただいているところでございます。

以上です。

4番（児玉智博君） 快く受入れたのかどうかというのはよく今の答弁ではわからなかったのですが、快く受入れたのでしょうかという前提でちょっと話を進めていきますけれど。ホームページを見ると町の公式ホームページに小国町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針というのがございます。この中に利用料金についてという記述があるのですが施設の利用料金については利用料金制度及び承認料金制度の積極的導入を図るというふうに書かれているのです。要は承認料金制度とは何なのかと。公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものであり、施設経営の基本的な要素である料金設定についてある程度指定管理者の主体性を認めつつ、公の施設としての住民の利用に支障をきたすことのないよう公的チェック機能を定めた制度であるというふうになっています。だからこれ公益上必要があると認める場合という要は社会教育施設ですよね。体育館とかはやっぱ社会教育ですからあんまり高くしてしまうといろんなスポーツなんかもできないからそんなに高くするといけませんよと

いう話なのですけれど、学びやの里という決してもう所管が情報課であることからしても明らかにおり観光施設というか商業施設ですね。ですからやはりそこは社会教育施設とかなるとこれはもう利益を生まないといけないようなものではございませんのでやはりそういう文化的な活動を住民がしていくことをサポートしていくものだから決して利益を生むようなことがある施設ではありません。ところがやはり商業施設というふうになればそこで利益を生まなければならないものだというふうに思います。だからこそこの承認料金制度というものをこの小国町のこの運用指針にもうたっているというふうに思うのですが、これですねいつ出てきた平成15年とかなので10年以上前のものであると思うのですがこの運用指針も理解した上で今回このような条例で利用料金をうたっているのか。それともこれを知らなかったのか。答弁願いたいと思います。

情報課長（中島高宏君） 承認料金制度につきましては先ほど指定管理者のほうでまず料金を定めるに当たって町のほうに承認のほうが必要になります。その承認を得たところで料金が決定することかたちになりますが承認料金制度につきましてもまず基礎となる金額があったところでの先ほど言った1.5倍以内であれば承認するという考えのもとで承認料金制度というのがあるというふうに考えております。

以上です。

4番（児玉智博君） もう別に現在の指定管理者と合意しているわけだから特段別に反対するわけでもないのですが、一応考え方として確認しておきたいのですがやはり先ほどの議案でも言いましたように物価高騰というのが非常に続いております。九州電力は値上げは今回はなかったけれども将来的にはどうなるかわからないという中でやっぱり施設管理のためにはこの収入というのはこの利用料金しかないわけだから基礎となる金額をこういうふうに条例で議会で議決してしまえば議会が開かれないと変えられない。基礎となるものがそもそも変えられなくなる。そういった中でもしですよ万が一いろいろな光熱費あるいはそのほかの資材ですよね。トイレトペーパーとかトイレもあるから必要になってくると思います。洗剤とか。そういったものが高騰していつてやっぱりこれではもう赤字になってしまうとなったときにも町との協議だけではなくて議会議決が必要になればなかなかその基礎となる金額が変えられなくなってしまうというふうに思うわけです。そうなった場合町が赤字補填をすることになるのではないのでしょうか。

情報課長（中島高宏君） 先ほどの1.5倍以内までは幅がありますのでその中で急に物価が高騰してもその範囲内であればある程度は泳げるというふうに考えております。緊急に料金を上げなくてはならなくなった場合についての町の補填というのは今のところ考えてはおりません。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

8番（熊谷和昭君） はい、8番です。

利用料金が並んでおりますけれども町内の方もこれは料金是一緒なのですか。

情報課長（中島高宏君） 利用料金につきましては町内の方につきましては、小中高校生までについてはスクールパスポートということで料金が無料になっております。

補足ですが今回9月2日にオープンする前に8月の終わりに3日程度のプレオープンを予定しております。そのときは町民全員の方を無料として招待するようなかたちになっております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） ありがとうございます。ただ大会議室、小会議室、研修室とありますけれども小国町住民の方の使用率というのは結構高いのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

情報課長（中島高宏君） 先ほどの料金の分ということで、すみません御説明が不足していました。会場使用料については町内の方は20%オフというかたちに財団のほうで設定をしているところ です。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第29号、小国町学びやの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第9、「議案第30号 小国町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集6ページをお願いいたします。

議案第30号 小国町過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり小国町過疎地域持続的発展計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、令和3年9月9日に議会の議決を経て策定した小国町過疎地域持続的発展計画について、計画の一部を変更する必要性が生じたためでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、小国町過疎地域持続的発展計画の変更について説明をさせていただきます。資料につきましては総務課資料（2）に新旧対照表を用意してございますので御覧いただきたいと存じます。

3産業の振興（1）現況と問題点⑥企業誘致の変更を行います。下線部分です。今後の企業誘致の対象として、学校跡地などの遊休施設を活用したサテライトオフィスやコワーキングスペースなどの機能を有した施設の整備が必要である。今後も雇用の確保に向けて引き続き企業誘致に対する取り組みが必要であるということで下線部分が今回変更になってございます。（2）としまして、その対策の部分では同じく下線部分で、令和5年度からは学校跡地をサテライトオフィスとして整備し企業誘致を図る。今後は、地熱資源の利用、と続きますが裏面を御覧いただきます。お願いたします。事業計画として（5）企業誘致。旧西里小学校を活用したサテライトオフィスの整備を変更で追加するものです。

3ページをお願いいたします。表の3行目です。事業費としては9千88万3千円を変更計上してございます。この変更により補助金充当後の事業費について過疎債を充当し有利な財源の確保に努めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第30号について質疑に入ります。

3番（高村祝次君） サテライトオフィス整備とはどういう整備ですか。まず詳しく説明をお願いします。

政策課長（秋吉祥志君） 御説明いたします。サテライトオフィスというのは旧西里小学校にもともと複式で利用しておりました教室が三つございます。その三つの教室を事務所形式に改装しまして工場を伴うというような企業ではなくてコロナの影響で会社を離れて個人で仕事をするようなそういった新しい働き方が出てきたものですから、企業の例えば小国の出張所みたいなかたちで旧西里小学校の教室の一室を事務所化に改装しましてそこで事務作業等を行っていただくというふうに考えているところでございます。

以上です。

3番（高村祝次君） 今まで西里小学校は雨漏りで大概町のほうも一般財源を使って修理をしたと

思いますけれども、今現在雨漏りはしていませんか。

町長（渡邊誠次君） この件に関しましては北里町長の時代からずっと案件としてあると思います。雨漏りはずっとしております。ですけれどもあそこは避難所の指定にもなっておりますし改修をしなければなりませんので、その改修のためにも西里小学校を活用するといったところでこのデジタル田園都市国家構想の交付金を使わせていただいて修理が可能。またこのサテライトオフィス等々であそこが運営できればなというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 北里町長時代からではなくて宮崎町長建てた当時からずっと雨漏りの小学校であったと私は記憶しております。ですから今まで雨漏りに幾ら大体金額を通したのかちょっとわかる範囲内でお知らせしていただきたいというふうに思います。

建設課長（小野昌伸君） おっしゃるとおりたくさん雨漏り修理はしてきたと思いますので後ほどちょっと集計してからでよろしいでしょうか。すみません。今手持ちがありませんので申し訳ないです。

3番（高村祝次君） この議案は過疎債に入れるのはいいのですけれどもやはり今までの投資金額がかなりな町の一般財源を持ち出して財調も減ったということです。実際今議員の方々恐らくそういういきさつは知らないかなというふうに思いますけれども、必ず建設課長その金額を提示してもらいたいと思います。これはやはり町民にも理解をしてもらわないと「今更なんであの雨漏りしている小学校をやるのか」という声も聞かれますので、やはりやることに対してはやっぱり建っている以上は何かやっていかないといけないという思いはしております。しかし今までの雨漏り対策に費やした金額がかなりな金額であるということをややはり町民の方もわかってもらいたいというふうに思います。事業をやることによってやる方が来られたということは非常に喜ばしいことですがやはりまたそれに投資をしてやらないといけないかというような思いもありますし、やはりやる以上はきちんと雨漏りを止めてそして快適なところで仕事をやってもらうというのが一番町の受皿としてもいいのではないかという思いがしておりますので必ず金額だけしっかりいれくらないように間違いのないように。建てた当時から雨漏りしていますのでかなりな金額だと思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 建てた当時は小学校として建てたわけですから地元の要望も含めて西里小学校を建て直して木造でなおかつドーム型の構造で建てられたというふうに思います。ただ今回私が町長になりましてずっと先ほど高村議員が言われたとおり宮崎町長時代、北里町長時代もお金を入れてきたといったところではありますが、根本的な利用がやはり雨漏り対策にあると思いますので私も雨漏り対策をしようと思ひまして前の期に考えさせていただきました。また長崎のジスコ不動産さんから企業版のふるさと納税もさせていただきました。その財源もございま

したし今回はデジタル田園都市国家構想交付金という有利な交付金と過疎債を重ねて使わせていただいて今回は屋根を直したいと。また屋根を直すだけではもちろんデジタル田園都市の国家構想交付金使えませんので、このサテライトオフィスを含めたところでしっかり地元の方たちの「西里小学校を何とか稼働させてほしい」という要望もございましたので今回挑戦させていただくという流れになっております。

以上です。

3番（高村祝次君） やはり建てた場所が非常に日が当たらないというような場所でもございますので、やはりできたら隣接した山林も伐採していただくように町のほうからお願いするような考えはありませんか。

政策課長（秋吉祥志君） 議員のおっしゃるように建てた早々に比べますと南向きの杉の木がかなり高くなりまして日陰をうつ特にグラウンドなんか1日じゅう日が当たらないというような箇所もございますので、今後西里小学校の活用を進めていく中で地元の方たちと協議しながらそういう周辺の森林伐採辺りもお願いをしたいというふうを考えております。

以上です。

3番（高村祝次君） しっかりやる以上は環境整備をやってからやっていただきたい。やはり家に日が当たらないと屋根は傷んでまいりますので。やはり日当たりのよい運動場にも日が当たる。あそこ一带景色がよくなったなど。杉を伐採して広葉樹を植えたりして環境整備もしっかりやつてもらいたいという思いがしております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 御提案ありがとうございます。サテライトオフィスを使わせていただいて周りの環境もしっかりとよくなるように努めて伐採等々してまいりたい。一番は地元との協議が必要でございますので地元としっかりと協議をさせていただきたいと思えます。

以上です。

4番（児玉智博君） 3月議会の調書を見てもと旧西里小学校サテライトオフィス化改修工事ということで8千340万3千円。それとカフェスペース整備工事で447万4千円の予算が出ているわけですが、今回の議会で計画変更で配られた分については9千88万3千円ということで数字が全く合わないのです。これは要はサテライトオフィス化の改修工事とカフェスペース整備工事を合わせて9千88万3千円なのか伺いたいと思えます。その上で要はこれ過疎計画に入れるということは過疎債。借金するというわけですね。この3月議会の調書を見てもサテライトオフィス化改修工事は国がデジタル田園の補助金が50%それと町の独自財源50%ですので、ではこの独自財源の50%の内訳。もう全額これ借金するのか。それとまたカフェスペース整備工事これもこれはもう町が100%ということになっておりますが、これも借金してお金を用意するのか教えてください。

総務課長（佐藤則和君） お答えいたします。

今回の9千88万3千円の内訳につきましては予算書の中の3月議決いただきました予算書を今御指摘いただきましたので、この中の委託料としまして旧西里小学校サテライトオフィス化工事実施監理業務委託料187万円。それと上の実施設計に業務委託料561万円。それと工事請負費の西里小学校サテライトオフィス化改修工事8千340万3千円。この三つの合計が先ほど申しました9千88万3千円ということで今度の過疎の計画の対象とさせていただいております。

財源としては5割全部充てさせていただいております。

4番（児玉智博君） ということはこれサテライトオフィス化工事の半額ということになりますと4千100万円以上の借金を作るということになります。これは借金した場合何年間かかって返済していくのでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 借りた年から3年据置きその後12年の返済となっております。

4番（児玉智博君） その起債を今年度中に補正予算で組むのか。それとも来年度当初予算であるのかはわかりませんが要は15年先ということで令和20年とかになるわけです。これはもう小学校低学年の子たちが大人になって働き始めたとしてそこから小国に残っていたら住民税を払ったお金から返済していくということでこれ将来世代への負担そのものではないかというふうに思うわけです。先ほど高村議員との議論を聞いていますとそもそもこういう小学校を造るのに奇抜な屋根を取付けたのかどうかというそれは議論のしどころではあるのですけれど、でもそれで造ってしまった以上雨漏りするならそれ小学校ですから学校教育をきちんと西里地域に住んでいた子供たちがそこで学んでいたわけですから、それは何としてでも雨漏りを止めないといけないというのはわかります。ところがもうこれ今学校ではないですから学校ではないところにサテライトオフィスで3部屋だけ。それにやっぱりこの8千万円でしかも半分は借金を作って小学校低学年の子供たちにまでも返させないといけないようなことが必要なのかと。まだまだほかに使うやらなければならないことはあると思うのですがそれでもやっぱりこれは優先順位が高いですか。

町長（渡邊誠次君） 見解の違いもありますが児玉議員おっしゃられたとおり借金でございますがこの借金をしないと4千100万円の財源が丸々なくなってしまいます。4千100万円過疎債にするということはもうもちろん12年間掛かってお金を返さなければなりませんけれども、過疎債にわざわざこの過疎計画を変更してでも財源の組替えをさせていただきたいといったところのもう一番の趣旨は交付税の措置があるということでございますので、その部分では4千100万円丸々町の一般財源を使うというよりも私は過疎債を適用させていただいてしっかりと交付税の充当をしていただくようなそういう今まで4年間そういったかたちでずっと財政も考えてまいりました。でなければデジタル田園都市国家構想の交付金も半分国のほうで見ていただきますし過疎債も適用になるということでございますので、実を言いますともう1回皆さん方にお示しを今期はしておりませんが前期の時に屋根を直すだけでも約3千万円近く掛かるであろうと。

解体するには約4千500万円以上掛かるであろう。それであればやはり屋根を改修してサテライトオフィス化してももちろんあそこは消防団組織がまだ今の現時点でももう使っております。それから食堂のほうも家庭科室の改装のほうももうしております。ですのでその部分ではしっかりともう稼働を始めているのでありますが全体を稼働させていくためにはやはりサテライトオフィス化して実際1年間回していく経費も稼いでいきながら様々な使い方ができるように地元の方たちと協議したいと思っておりますので、その部分を考えますとしっかりデジタル田園都市国家構想の交付金それから過疎債そして地元の人たちの協議組合せて西里小学校を活用させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 高村議員の議論を聞いているともう小学校だった頃から雨漏りをしていたということで、これもう要は何回も何回もいろんなところが直してもその次のところが雨漏りして直したところからも漏れ出してというようなことが続いたのではないかと思うのです。幾ら掛かったのですかという質問に答弁できないということは大体今まで何回屋根の修繕をしたかという記録すら振り返ってない。これで取りあえず8千300万円は3月議会に出してその半額分は借金して準備するというこの過疎計画の変更を今回提案しているわけですが、新築の段階からそんな何遍も雨漏りしているようなところが修繕したらまた同じように雨漏りを続けていくことになると思うのですが、そのときには国の交付税はもちろん現段階でありませぬし過疎債もそんな簡単には利用できないですよ。一般財源でやることになるのではないですか。

町長（渡邊誠次君） そのようなことがないように今回は雨漏りを防がないといけないなというふうには思っております。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩といたします。次の会議は1時から行います。

（午後0時01分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 午前中の発言の中で3回以上というのも会議規則で決まっておりますし、今回の場合は要するにちょっと内容から外れた部分もあったかと思っております。今後厳重に注意していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。全議員に忠告でございます。

議案第30号についての質疑の途中でございましたが質疑ございませんか。

建設課長（小野昌伸君） 引き続き御質問ということのお答えをいたしたいと思っております。

高村議員のほうより改修費用総額幾らかということで、この西里小学校平成3年11月に落成しております。最初の修繕が平成5年度コーティング等々のやり直しで40万程度。それから平成8年度これが雨どいの修理と屋根勾配の是正と聞いております。これが880万円。それから平成21年3月に閉校していますがその後管財のほうですかねそちらのほうで一部補修というこ

とでこれもコーティング程度ということで30万円。トータル950万円程度の補修を行っております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第30号、小国町過疎地域持続的発展計画の変更についてに反対の立場から討論を行います。

本計画は旧西里小校舎をサテライトオフィスとして改修するための費用の半分およそ4千100万円を過疎債として借り入れるために必要な変更であります。まず起債そのものが悪ということはないと思います。必要なことであれば起債を行い事業を実施していくというのは必要であります。しかしその借入れに対しその効果、十分な町民の利益がもたらされているということが大前提として必要だと思います。その点に照らし私はこのサテライトオフィス化改修工事はそうではないという部分を指摘して討論としたいと思います。まずもってサテライトオフィスというふうに言われておりますがまず立地として非常に不便な地域にあるということが挙げられると思います。そして第2にこのサテライトオフィスというものがこの総額でいえば9千万円以上の経費をして行ったところで、果たしてどれだけの効果が得られるのかよくわかりません。そして第3点目。今の建設課長答弁でありましたが平成3年に竣工いたしましてわずか2年後には改修工事が必要になっていると。そして5年後には880万円を掛けた結構大規模な修繕が必要になっているということで、やはり構造上雨漏りしやすい構造をしているということだと思います。これまでに総額が950万円で済んでいるというのでありますが、それは要するにもう閉校してしまった後は雨漏りし始めても当面そのまま放っておいても誰も困らないというかもう授業ができないなんていう状況にはありませんのでやはりこれが小学校として使われ続けていればこれは950万円では済まないというふうに思います。つまり今回4千100万円を投じて15年間かけて将来世代につけを残してまで工事を強行したところで同じように数年単位で新たな補修が必要になり一般財源を充てなければならないという事態に陥るであろうことは想像に難くないと思います。

以上のことから、あまりというかこの事業計画自体が私は合理的ではないという判断をいたしますので、この計画の変更にも反対いたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

私は、議案第30号、小国町過疎地域持続的発展計画の変更について、賛成の立場から討論を行います。

まずもって今回議案となっております過疎地域持続的発展計画の変更ということですが、いわゆる今回の議案は過疎計画の変更です。やはり主眼を置いておかないと事業計画については当初予算で成立しております。起債も成立しております。今回こうやって過疎計画の変更を行うということはその起債額4千630万円ですが、これが一般単独事業債なのか過疎対策事業債なのか。いわゆる交付税措置がない一般単独事業債として借り入れるのか。過疎対策事業として借り入れるのか。そのための計画変更であると認識しております。交付税措置をいただくことによって実質償還額を含めたところで1千400万円程度の負担となります。仮にこの事業まで言及はしたくはありませんけれども事業に言及した場合にこの事業を行わなかった場合例えば解体して撤去してしまうのか。そのことを地域住民の方も望んでいるのか。当然これは3月の当初予算のときにも議論の一部にもありました。そして成立した事業費です。今回やはり私は過疎地域持続的発展計画のこの計画書の変更という議題に対してやはり真摯に議論するべきではないかと思えます。主題がずれないようにしておかないとなら過去の成立した議案例えば予算なんか特にそうです。しなければいいとなってしまうと私はそれは少し違うのではないかなと思っております。

以上のようなことから、今議案第30号については賛成の立場で討論を行います。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

6番（松崎俊一君） 討論を行います。仮に1億円と仮定したときに過疎債を借りる一般財源のほうの負担が1億円の事業費のときが1千500万円ぐらいではないかというふうに想定できます。小国の中には当然、農業者、林業者もおられますが、建築業それから建設業それから電気設備それから商工業、観光業、この方々に対する経済効果こういうところを考えたら一説によりますと1億円の投資でその地域内でお金が回ったときに3倍ぐらい。3億円の投資効果があるということをお忘れにはならないと思えます。だからこそ頑張ってもらって是非成功してもらいたいということで賛成の討論といたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号、小国町過疎地域持続的発展計画の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第10、「議案第31号 公共工事請負契約の締結について（町営住宅 柏田団地外壁・屋根改修工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集7ページをお願いいたします。

議案第31号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

- 1 契約の名称 町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 8千756万円
- 4 契約の相手方 阿蘇郡小国町大字宮原1978番地
株式会社 橋本建設
代表取締役 渡邊 建英

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは公共工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。資料は総務課資料（3）となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。開札調書でございます。開札日は令和5年6月2日でございます。2枚目の公共工事請負仮契約書を御覧いただきたいと存じます。工事番号は補第44号。工事名は町営住宅柏田団地外壁・屋根改修工事でございます。工事場所は阿蘇郡小国町大字宮原柏田地内となっております。工期は令和6年2月29日までとなっております。先ほどの開札調書のほうまたよろしく申し上げます。予定価格が税抜で8千135万7千円でございます。10社を指名し株式会社橋本建設が入札価格7千960万円。消費税込みの8千756万円で落札し6月6日付けで仮契約を結んでおります。

以上で契約関係の説明を終わらせていただきます。

建設課長（小野昌伸君） 建設課のほうからは工事の概要説明をさせていただきます。建設課資料（1）カラー刷りのプリントがあると思いますがよろしいでしょうか。現在これ社交金を利用して平成元年度よりもう5年になりますが1号棟から5号棟まで完了しております。今回は6号棟というかたちでこの6号棟が昭和61年建設で築37年が経っております。長寿命化で社交

金を利用して50%の補助をもらっております。今まで施工した内容と一緒に下に工事概要が書いているとおり6号棟までが陸屋根平屋根です。これに屋根をかけて金属瓦屋根と屋根の下地と外壁等塗装をこの完成イメージ(6号棟)というようなかたちで仕上げたいと思っております。それから玄関扉を全て16戸換えたいと思っております。2枚目です。これが全体計画の色分けでございます。上に方位磁石が載っているところが国道と思っただけであればよろしいかと思っております。現在8号棟から進入してきまして国道側の4棟以外は5号棟まで完成して今赤枠でしている6号棟河川側のほうです。これを今年行いたいと思っております。色的には1号棟、3号棟御覧になったかと思いますが茶系のちょっと薄めのやつで行いたいと思っております。

簡単ですが説明は以上でございます。

議長(熊谷博行君) これより議案第31号について質疑に入ります。

4番(児玉智博君) 資料3ですが最低制限価格のところは隠した状態でこれ複写されております。この最低制限価格を開札後も非公開とする理由は何でしょうか。またいずれの段階になれば公表されますか。

総務課長(佐藤則和君) 最低制限価格は公表はいたしません。一応これ公表していきまると大体どのような価格を設けているかということで推測がつくと言いますか、そのようなことを防止するために価格を公表するつもりはないということでございます。

4番(児玉智博君) その答弁になるならなぜその予定価格は公表するのですか。

総務課長(佐藤則和君) 予定価格につきましては従前何十年か前は伏せたまま入札を行ってまいりましたが、これ公表することにおきましてダンピングを防ぐとか適正な価格での入札が行われるようにするということとあと職員が入札予定価格を隠せばそういう大きい秘密を握って入札までいるという物すごいプレッシャーにさらされておりましたのでそういった負担を軽減するということが大きな目的となっております。

4番(児玉智博君) 今の答弁でするならおっしゃいましたけれどダンピングの防止とかあと職員の隠さないといけないというそういう負担があるからと言いました。それでも最低制限価格は隠すわけでしょう。それは何か精神的に何かあるのですか。いやまだいいです。もうこれ3回目だからちょっと最後まで聞きます。この予定価格は8千135万7千円税抜き価格で。入札されて落札価格は7千960万円です。落札率は97.84%です。実際それで最低制限価格がわかればもうちょっと低い落札率でも成立するかどうかということでそれを私は知りたいと思いましたので「なぜ隠すのですか」と聞いたところなのですが。これ電子入札になりました。前回の議会で同僚議員が電子入札にしないと入札する人たちも大変だということで導入を求められておりましたけれど、今これが導入されたわけです。そうであるならばこれ前からも言っていますけどやはりもうちょっと競争性が働くように一般競争入札にしたらどうかということを提案し続けておりました。国の工事では一般競争入札というのは原則だと思います。小国町も一般競争入

札をしない理由をいろいろ述べておられますがそうであるなら町が言うとおりに国の工事なんかとんでもないことになるのではないかと思いますけれど、あんまりいろいろなくはないけどもやっぱりそういう不正はそんな多数ではないというふうに思います。それで電子入札を導入したわけですから一般競争入札にしてなるべく競争を働かせて落札率も下げていく努力をされたらいかがかと思いますがその考えはありますか。

総務課長（佐藤則和君） この件に関してはもう何度も質問をしていただきまして回答させていただいておりますが、現在も以前の回答と同じく考えが変わってないといえますか一応建築工事は特に土木工事はそれはないということではないのですが多くの関連企業がこの建築に関わります。そのことを考えますとやっぱり地元企業が来ていただいて工事をやっていただくのが一番効率もいいのではないかとということと、そこに地元企業であれば地元の資材とか地元の左官屋さんとか大工さん等雇用されますので課税等にもそういった経済的な循環も生まれるということを期待しておりますので、今後も以前前の前の総務課長辺りが言うておりましたけれども10億とか20億とかそういった工事を町が発注する可能性はほとんどないのですけれどもそのようなレベルになれば考えていく必要があると思いますけれども、ある程度この工事が1億未満ということもありましてそういうことで指名競争入札ということで実施を行っております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

お金の件は同僚議員が言いましたので柏田住宅全般についてお聞きしたいと思います。最初始まった頃は1億円ちょっとあれば2棟一緒にできたのが今もう8千、9千万円掛かっております。前の話から機材、資材高騰によりもうこれ以上上がらないのか。もうこの金額でできるのかまたお尋ねしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） はい、ありがとうございます。おっしゃられたとおり当初令和元年1号棟、3号棟をしたときは2棟で1億1千万程度。その後も令和3年度で1億2千万円で2号棟、4号棟ができております。平均5千万から6千万円。今非常に昨年からウクライナ侵攻もありましたし熊本県だけでいえばTSMCの進出で非常に相場が高くなっているというところもありまして、鉄骨に関してはシアタールームのときにも説明しましたが1.5倍ぐらい。そうまではないのですが今度の主な要素としては塗料です。外壁の塗装これの塗料がもう今2倍近くはね上がっております積算の中でもちょっと見積りを取らざるを得ないというかたちになっておりまして、その分が外壁だけでも1千860平米2千平米ぐらいありますのでその分がかさんでいるということになります。

以上でございます。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

前の建設課長の話の中で屋根の部分が6号棟で最後と。今までがずっと屋根が付いていなかったのので4階の方が非常に夏場暑くてたまらないという話をされていました。今後あと4号棟ぐらいあるかな瓦が乗っていますがこれはもう風に強いのか。それとどうしても仮設の足場を組みます。前回のときに仮設のところでやっぱりプライバシーの問題がありましたので、その辺は業者の方にちゃんと言っているのか。その辺もお聞きしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） おっしゃられるとおり7、8、9、10号棟に関しては屋根がかぶっております。これも竣工から30年近く経っておりますので瓦等々の破損、雨漏りがないかという状態でもう一度再度調査をしてどうしても悪ければ今のような偽造の瓦屋根金属のルーフに変えたいと思っておりますが、今のところ雨漏り等々も発生しておりませんので屋根はそのままで外壁だけを行いたいと今のところ思っております。まだ調査の段階で。

足場に関しては確かにいろんな事柄が起きておりますのでしっかりと組長さん部長さんと相談しながら、鍵を掛ける監視カメラを付ける等々で対応していきたいと思っております。監視カメラもやっぱりプライバシーで住んでいる人まで映るのでしっかりと鍵を施錠しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第31号、公共工事請負契約の締結について（町営住宅柏田団地外壁・屋根改修工事）に賛成の立場から討論いたします。

賛成するのでありますがただ言いました一般競争入札導入の件については引き続き検討いただきたいと思っております。最後の答弁で総務課長は指名競争入札にする理由について地元業者が落札すればそういう関連する職種の方々の仕事おこしであったりあとは材料が町内で消費されるという旨述べられました。地元企業と言う者の定義をどこにおいての答弁なのかよくわかりませんが、本社が小国町内に所在するのは落札した橋本建設だけであります。そのほか9社は別のところに本社機能があると思っておりますが、そういう答弁が出るということは役場はこの橋本建設が落札するという確信が何かあったのだろうかというふうにちょっと考えてしまいます。こうした私の疑念を払拭するためにも一般競争入札の導入というのは是非もう一度検討いただくよう求めまして賛成の討論といたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号、公共工事請負契約の締結について（町営住宅柏田団地外壁・屋根改修工事）、
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第11、「議案第32号 小国郷公立病院組合規約の一部変更について」
を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集の8ページをお願いいたします。

議案第32号 小国郷公立病院組合規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、小国郷公立病院組合規約の一部を次のとおり変更
する。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

小国郷公立病院組合規約の一部を改正する規約

小国郷公立病院組合規約の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「病院」を「病院及び診療所」に改める。

附則

この規約は、令和5年7月1日から施行する。

提案理由といたしましては、小国郷公立病院組合規約を変更しようとするときは、地方自治法
第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

総務課資料（4）を御用意いただきたいと存じます。新旧対照表となっております。小国郷
公立病院組合規約の一部を改正する規約。小国郷公立病院組合規約の一部を次のように改正する。

（組合の共同処理する事務）第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。（1）としまし
て、病院及び診療所の設置・管理及び運営に関する事務として、診療所が新たに共同処理事務に
加えられております。

以上で、簡単ではございますが規約改正の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第32号について質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第32号、小国郷公立病院組合規約の一部変更についてに反対の立場から討論を行います。

新たに加えられる診療所の設置という部分においては、病院が現在のおおむら内科クリニックを購入し導入される予定の医療Ma a Sの拠点として利用していくという計画にございます。しかし既に公立病院の中には手術室など使われていないスペースがございまして、わざわざ5千200万円も掛けておおむら内科クリニックを取得する理由はございません。病院の説明によりますとこのサテライト診療所には2名の医師が交代で常駐するということにもなります。また医療Ma a S運行のためには看護師等医師以外の人員もそちらに割かなければなりませんので病院スタッフの負担増にもつながりかねませんので、私はこの診療所をそもそも購入する必要はないと考えておりますのでこの規約変更についても反対するものであります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。

議案第32号、小国郷公立病院組合規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第12、「議案第33号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の9ページをお願いいたします。

議案第33号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度小国町一般会計補正予算（第2号）を

別紙のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第2号）をお願いいたします。1ページです。

令和5年度小国町一般会計補正予算（第2号）

令和5年度小国町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8千785万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7千313万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、まず総務課の資料（6）を御覧いただきたいと思います。少しお時間をいただきます。それでは少し読ませていただきます。総務課の資料（6）でございます。

令和5年第2回小国町議会定例会の開会に当たり、令和5年度補正予算案等の議案のご審議をお願いいたしますとともに、本年4月に町長、町議選が執行されたために、本定例会で施政方針を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、先の町長選挙におきまして1期目2期目同じでございますけれども同じ合い言葉で「切り拓こう想像以上の未来」を掲げさせていただきました。まさに1期4年間は想像以上の未来が待ち受けていたというふうに思います。コロナウイルス感染症そして令和2年の7月豪雨、ロシアのウクライナ侵攻そして物価の高騰などなどまさに逆風の中で4年間でしたけれども町民の皆様のご理解とご協力もありまして務めさせていただいたというふうに思っております。

また町民の皆様にご信託をいただきまして、「All For The Next、全ては次世代のために」引き続き4年間町政を担わせていただくことというふうになりました。どのような未来が待ち受けているかわかりませんが至誠惻怛そして剛毅果断の精神で誠心誠意務めさせていただきたいと思っておりますのでどうかよろしくようお願い申し上げたいというふうに思います。

さて、町政運営の2期目に当たりましてマニフェストに掲げました柱の一つずつ着実に進めて

まいるために住民の皆さんの意見を集約しながら自然や歴史、文化を守り、暮らし、産業、教育を充実させていくことで、細やかな住民サービスの実現を目指したいというふうに思っております。また、政策や事業を早期に実現するために、関係団体並びに国や県との連携をしっかりと今後とも図っていききたいというふうに思っております。

さらに、災害に強いまちづくりといたしまして、消防団や自主防災組織等との連携強化並びに組織力の強化を行いまして、人災を防ぐことを最優先として備えを行ってまいりたいというふうに思っております。また6月の予算には書いておりませんが台湾の半導体企業におきまして小国町としてもしっかりと大きく関わってまいりたいというふうに思っております。現在小国町が30年来ここにも関係者いらっしゃいますけれども交流を深めてまいりました。7月3年ぶりにまた交流がありますけれども中国文化大学との交流がございます。台北市の士林区というところと交流、友好の提携のお話をしっかりと進めているところでございます。議員の皆様にも是非とも大きく関わっていただきましてあらゆる角度から台湾との関係を築いてまいりたいというふうに思っておりますので、その部分につきましてもよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

今後も地方を取り巻く情勢はさらに厳しくなってくると思っておりますけれども、次世代を育て、町の特性を生かし、来るべきときに備えることで「災害や変化に強いまちづくり」、「魅力・独自性のあるまちづくり」を目指し、全力で挑戦してまいりたいというふうに思っております。

それでは、本年度の小国町一般会計予算編成に当たりまして予算概要を述べさせていただきます。本年度におきましては統一選挙の年でありまして3月の第1回議会定例会におきましては骨格予算となっておりますので、本定例会で本年度の中心となる事業の予算を追加し御提案をさせていただきます。予算の編成につきましては国県の動き等も含めて柔軟かつ弾力的に対応しつつ、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう事業の推進に努めてまいります。

また、将来を見通しながら、歳入歳出のバランスを単年度の中で取り、歳入で歳出を補うことを基本にしているところではございますけれども、町にとって厳しい財政状況のもと歳出抑制を図りましたけれども、本年度も財源不足を生じたため基金の一部を繰り入れる予算編成となっております。

限られた財源で、町民の皆様のために有効な予算として計上させていただいておりますので、御理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

今回の肉付け予算の主な取組につきましては、次のページのとおりでございます。

まず政策課でございます。地域エネルギー（電気）の部分でございますけれども、エネルギー政策の一つにCO2削減がございます。いわゆるGXでございます。グリーントランスフォーメーションというところでございますが、従来の化石燃料を使用をする仕組みからCO2が発生しない仕組みへの転換を図り地球温暖化を防ぐことを目的とするものでございます。対策の一つに

電気自動車の普及がございまして現在自動車メーカーは世界中で高性能なEV車、PHEV車の開発・販売を積極的に取り組んでおります。小国町では既に4基の電気自動車用急速充電器を設置していますが、本年度は既存充電器の入替えを行って利用者の利便性の向上とランニングコストの削減に取り組んでまいりたいというふうに思います。

情報課でございます。商工観光業の振興事業として、定住人口の増加対策と町内の経済活力向上を目的とした創業支援事業に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から中止が続いております「ふるさとの夏祭り」、「ふるさとの秋祭り」を4年ぶりに開催して、多くの方に楽しんでもらうために実行委員会と連携をして準備を進めてまいります。

建設課です。団体営土地改良事業費でございます。土地改良施設維持管理適正化事業補助金を活用して、棕子原地区が受益地となる坂本地区頭首工の水門整備工事を計画しております。

林道費です。辺地債を活用して林道田ノ尻線の舗装工事を計画しております。

地山事業費におきましては、単県治山事業補助金を活用し赤鹿地区の家屋裏の治山工事を計画しています。

道路維持費。社会資本整備総合交付金により橋梁点検及び補修工事並びにトンネル点検、町道明里線、仁瀬中原線及び新橋神原線並びに切原切通線の一部舗装の打替工事等を実施してまいります。

住宅管理費につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して老朽化した住宅の解体撤去及び電源立地交付金を利用しまして関田団地の倉庫の改築工事を実施してまいります。

公共土木施設災害復旧事業におきましては、早期復旧を目指して令和2年梅雨前線豪雨により被災しました公共土木施設の災害復旧工事を実施してまいりたいというふうに思っております。

教育委員会事務局です。学校教育におきましては寄宿舎の老朽化している設備を省エネ化など改修する設計委託。また関田教職員住宅の入り口の法面崩落などの修繕。そしてスクールバスの事故を防ぐための安全装置設置費用の一部補助を行い、児童生徒や教職員が安全な環境で生活できるようにする環境整備を行います。

社会教育におきましては、林間広場の経年劣化したナイター照明の2コート分でございますけれども、現在の水銀灯からLED灯に交換し安心安全な社会体育環境を保持いたします。また、夏休み中の学校プール開放監視の委託を行って保護者と連携して児童の安全な活動の確保を行ってまいりたいというふうに思います。

以上、概要を私としてはお伝えさせていただきました。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは補正予算の説明をさせていただきます。

令和5年度小国町一般会計補正予算（第2号）でございます。参考としましてほかの予算資料

もございますので御覧いただけたらと存じます。今回補正をお願いいたしますのは総額歳入歳出それぞれ5億8千785万3千円となっております。

まず歳出全体の人件費の部分から説明申し上げます。総務費から教育費までに出てきます人件費、給与、職員手当、共済費につきましては総額で833万8千円の増額補正になってございます。この主な理由は、人事交流の人件費の増加と新規採用職員が増加したことによるものでございます。以下項目前に人件費の増減が出てまいりますが人事異動に伴い職員の配置が変わったことが主な要因となっております。

それでは、歳出の大きな額の補正について説明をさせていただきます。一般会計補正予算書の10ページをお開きください。一番下段の総務費3財産管理費で旧国鉄宮原線災害復旧測量設計業務委託料260万円を計上してございます。これは令和2年の豪雨で被災しました旧国鉄宮原線の復旧に向けた測量及び設計に係る委託料です。財源は一般財源となっております。

11ページをお願いいたします。17新型コロナウイルス感染症対応経済対策費。LPガス使用世帯支援事業補助金1千850万円は物価高騰に対応するためのLPガス使用世帯一世帯に6千円の補助を交付するものでございます。ここで全協の折「対象は」ということで御質問があった部分で対象は一般家庭のみとなっております。あくまでも生活者支援ということで今回は一般家庭のみの対象となっております。

次に12ページ。民生費10新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の低所得世帯支援給付金3千330万円は、住民税非課税の世帯及び家計急変世帯に対して1世帯当たり3万円を給付させていただくものでございます。

次に13ページ。農林水産業費の7担い手育成推進事業費125万円は、新たに自営就農する方への補助金となります。

次に14ページ。団体営土地改良事業費の工事請負費。農業農村整備工事400万円は先ほど説明のありました棕子原の取水ゲートを更新するものでございます。

3林道費の測量設計委託料250万円と林道田ノ尻線舗装工事1千万円は林道田ノ尻線の舗装工事の経費になってございます。

次に4治山事業費の測量設計委託料300万円は来年度施工する2か所の設計委託料となっております。工事費は先ほど説明がありました大字下城赤鹿地区の工事費となっております。

次に商工費の2商工振興費。ふるさとの祭り補助金215万円は、夏祭り、秋祭りへの補助金となっております。

3観光費の修繕費700万円は北里バランと北里柴三郎記念館の補修、下城滝安全点検及び流木伐採、その他観光施設の修繕費となっております。

15ページをお願いいたします。4地域エネルギー費の電気自動車用急速充電器設置工事560万円は、ゆうステーションの急速充電器を更新するものでございます。

次に土木費。1 道路維持費の委託料。橋りょう点検委託料 2 千 7 0 0 万円は町道 1 7 か所の橋の点検費用となっております。トンネル点検業務委託料 1 千 5 0 0 万円は町道 5 か所のトンネルの点検費となっております。町道維持工事ほか 3 億 4 千 6 0 0 万円は舗装工事が 4 路線、橋りょう補修が 7 か所、通学路対策が 3 路線実施するものとなっております。

次に住宅費。1 住宅管理費の老朽化住宅解体撤去工事 1 千万円は、帯田住宅 1 棟 5 戸の解体を実施いたします。町営住宅改修等工事 7 0 0 万円は、関田住宅の倉庫の改修を行います。

次に 1 6 ページ、教育費です。項 3 小学校費、学校管理費の 1 8 負担金補助及び交付金の送迎用バス安全装置改修支援事業補助金 7 1 万円は、スクールバスに安全装置を導入する経費を支援するものでございます。

1 7 ページをお願いいたします。3 寄宿舎居住費の 1 2 委託料。小国中学校寄宿舎設計委託料 5 3 0 万円は、中学校寄宿舎のボイラー等の改修委託料となっております。

5 社会教育費、1 社会教育総務費の学校プール開放監視業務委託料 5 0 万円は、夏休みの小学校プールの監視を外部委託するための経費となっております。

項 6 保健体育費の 2 体育施設費、1 4 工事請負費 4 千 2 0 0 万円は、林間広場ナイター照明改修工事費です。

1 0 災害復旧費でございます。目 1 土木施設災害復旧費、1 4 工事請負費 2 千万円は令和 2 年 7 月豪雨の過年災 2 か所の重要変更に伴う工事費の増額分となっております。

以上、歳出について説明を終わらせていただきます。

次に歳入です。8 ページをお願いいたします。1 4 国庫支出金、国庫負担金、4 災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費国庫負担金 1 千 9 7 6 万円は、土木施設災害復旧費に充当いたします。

国庫補助金の 1 総務費国庫補助金の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金 3 千 1 8 1 万 9 千円は、L P ガス使用世帯支援補助金と低所得者世帯支援給付金に充当させていただきます。次の 5 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金 1 億 7 千 5 4 7 万 5 千円は、道路改良維持費と老朽化住宅解体撤去工事に充当させていただきます。

続きまして、1 5 県支出金、2 県補助金、1 総務費県補助金の物価高騰対応生活者支援交付金 1 千 5 0 万円は、L P ガス使用世帯支援補助金に充当いたします。一番下段の 8 電源立地地域対策交付金 6 6 5 万円は、町営住宅改修工事に充当いたします関田住宅分でございます。

9 ページをお願いいたします。1 8 繰入金の 1 ネットワーク事業基金繰入金 7 6 0 万円は、商工費の創業支援資金と観光費の修繕費に充当させていただきます。6 財政調整基金繰入金 5 千 6 6 7 万 2 千円は、歳出の一般財源に充当されます。

次に 2 0 諸収入、雑入のスポーツ振興くじ助成金 1 千 6 0 0 万円は、林間広場ナイター照明改修工事に充当されます。

2 1 町債でございます。4 農林水産業債の林道事業 1 千 2 2 0 万円は、林道田ノ尻線舗装工事に充当させていただきます。

5 土木債の道路長寿命化事業 7 千 1 0 万円と橋りょう長寿命化事業 1 億 1 千 6 3 0 万円と橋りょう点検事業 1 千 1 3 0 万円とトンネル点検事業 5 5 0 万円を合わせて 2 億 3 2 0 万円は道路維持費に充当いたします。

7 教育債は中学校寄宿舎改修に 5 3 0 万円、林間広場ナイター改修に 2 千 8 5 0 万円充当いたしました。

これで一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。御審議方よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第 3 3 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4 番（児玉智博君） まず 2 点伺います。新規就農者に対する補助金が 1 2 5 万円出されております。これ以前から親元就農に対しては同じような補助があったわけでありましたが、今年度の当初予算からなくなっておりました。これは今までの親元就農の補助金を親元ではない全くの新規就農者に対しても助成の対象として枠を広げたという理解でよろしいでしょうか。御説明をお願いします。

そしてもう 1 点。創業支援事業に対する補助金 6 0 万円が出ておりますが、これは何に対しての補助金となるのか御説明ください。

もう 1 点。その下段にふるさとの祭り補助金 2 1 5 万円ございます。これは何に対する。またどの団体に対する補助金なのか御説明願いたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） それでは、質問の順番で産業課のほうから回答させていただきます。今回の新規就農者育成総合対策資金は以前の親元就農の事業内容と違っておまして、国費が財源となって国の事業で交付されるものです。親元就農は今述べました国費のほうの新規就農対策がなかなか要綱が厳しいので親元就農は小国町の独自の事業として交付していたものです。今年度に対しては対象者がいないということで親元就農についての予算は計上されておられません。

以上です。

情報課長（中島高宏君） まず創業支援事業補助金。これに対する補助の内容ですが事業を立ち上げるに至っての小国町で創業する際の経費について、1 年以上の営業と申告それから住所転入を条件に創業資金の総額によりまして最高で 5 0 万円を補助するものでございます。

続きましてふるさとの祭り。ふるさとの夏祭りとうふるさとの秋祭りを合わせて 2 1 5 万円の補助をする計画にしております。ふるさとの夏祭りにつきましては積算で 1 5 万円を計上しております。補助先としては商工会青年部を予定しております。内容としてはバザーやマルシェ出店に対する経費の補助を計画しております。ふるさとの秋祭りにつきましては 2 0 0 万円の補助金を

積算しております。ふるさとの秋祭りについてはちょうど今日の夜第1回の実行委員会を計画しております。内容等については今から計画をしていくかたちになりますが、積算としましてはステージそれからポスターチラシ、バザーそれから警備員の設置代含めて200万円の補助金で補助先は実行委員会のほうに支払いをする予定になっております。

以上です。

4番（児玉智博君） では親元就農については今年度から対象者がいなかったから予算としては出てきていないけれども、制度としては今後もあってそういう対象となる人がいらっしやればこれまで同様補助を行っていくのか確認したいと思います。

それからこの肉付け予算というふうに言われましたが施政方針を聞いていて政策課、情報課、建設課、教育委員会だけで、町民課とか産業課については出てきていないというので非常に何かこう寂しいような感じがしております。例えば農協が販売する飼料肥料については3年前から比べてもう倍の値段に上がっているような資材もない中にあるわけです。そういう中でやはりそういう基幹産業である農業に対する物価高騰に対する支援などはちょっと考えが及ばなかったのか。これはもう町長しか答弁できないと思いますがそれをしていただきたいというのと。

この商工についてもこの創業支援事業60万円。小国町で新規に起業するとなるとこれは60万円ではとても足りないですね。今日の熊日にシカやイノシシを解体する。そして真空パックに詰めて販売する事業を始められた方いらっしやいますが、報道によると事業費は800万円掛かったそうです。何か月か前から選挙のときも通ったのですけれど「何かできているなあ」というふうに横目で見て「何だろうな」と思っていたら、今日の新聞でそういう解体をするところだったのかというのがわかったわけですが、やはりそんなに大きな建物でもないのですけれどもそれでもやっぱり800万円掛かるわけです。それで何が言いたいかというと祭りの補助金で200万円と15万円。たった1日や2日のためにこの200万円以上出すのに創業支援と言えども創業すれば来る人は長くここで商売頑張ろうという思いを持って来るわけではないですか。やはり祭りよりも祭りの半分以下の補助しか出さないというのは非常に寂しいのではないかと思います。祭りに全く出すなどとは言いませんけれどやはりそういう何がこの商工振興につながるのかというのをよくよく考えればこういうバランスにはならないと思いますが、一体これはどういう認識を持たれているのか答弁いただければと思います。

加えて老朽化住宅の解体費用が1棟5戸の分で1千万円出ておりますが、桜ヶ丘住宅なんかはそこも空き家になっているけれどもなかなかまだ解体に至ってない木造住宅であります。そういう火災防止などの観点からもやはりここは木造住宅なんかはコンクリートと違ってそんなに高額なお金は掛からないと思いますが、そういうのは解体はしていかないのか伺いたいと思います。

最後に中学校寄宿舎設計委託料でボイラーなどの修繕を行うということで530万円出ており

ますが、方針として何年間このボイラーを使うつもりで今回更新されるのか伺いたいと思います。

町長（渡邊誠次君） ではまず私のほうからお話をさせていただきます。施政方針の中では全体的な動きの中で暮らしと産業と教育というかたちでお話をさせていただきました。またなぜこの部分で農業者の支援とかを盛り込まないのかというふうなお尋ねでしたけれども、コロナウイルスの感染症の対応経済対策の部分でももちろん補助金が4千700万円ほど今回小国町でもきております。今回LPガスに1千万円程度使わせていただきました。残り約3千5、600万円程度ありますけれども昨年も同じお話をさせてもらったと思いますが、6月の時点で判断していれば補助金の使い方も効果的な補助金の使い方はできなかったと思います。9月まで少し先送りをすることによって効果的な補助金の使い方ができるというふうに私は思いますのでその部分ではいつも迅速に迅速にと言われますが結果迅速にしていたら多分効果的にはできなかったという実績を私も持っておりますので、その部分では去年の飼料代ですかね酪農家畜産経営の飼料代あれは6月の時点では上限が100万円でした。それを9月の時点で200万円まで上げていったというのはもう間違いなくほかの部分は削られているのは間違いのないのですけれどもそれを判断する基準が3か月でも変わってきたというところでありますので、私といたしましては今回の6月補正には盛り込まないでおきますけれども議員の皆様方からまた新たな御提案等々いただければそれを加味させていただいて9月、12月の補正に上げさせていただきたい。もう一つ町が掲げるもう本当に給付型の政策等々は給付型の事業は負担の軽減もほんの一部にしかありません。根本的にはその部分では国からの対策、県からの対策と掛け合わせてしていくしか方法がないというふうに思っております。本当に微力なのはわかっておりますけれどもそれでも町としてもできるだけその部分で給付事業を含めてもちろん振興事業もそうですけれども使ってまいりたいというふうに思っております。いろいろ御指摘はあるかもしれませんが最大限この場で先ほど言いましたように有効な予算として計上させていただきたいと常日頃思っておりますのでどうかよろしくお願ひしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） それでは、今町長のほうからお答えいただきましてそれ以外の部分を説明させていただきたいと思います。親元就農事業に関してですが今年度また新たに就農されて該当される方がおられた場合はまた議会のほうに補正予算のほうを計上させていただいて交付していきたいと思っております。

それから肉付け予算のほうに産業課が今日の説明資料のほうには載っておりませんでした、産業課は補助金のほうが多いので今回の6月補正で計上すると補助事業の開始期間の関係でどうしても着手できないという問題がありますので、ほとんど当初予算で組ませていただいておりますので今回は肉付けというかたちにはなっておりません。

以上です。

教育委員会事務局長（久野由美君） 中学校の寮の設計の件で御質問がありました。ボイラーを修

繕して何年間使うかということだったのですけれどもこの件につきましてはボイラーのほかにLED化も考えておりました給湯用のボイラーと暖房用のボイラーが老朽化しているということでできればエアコンのほうも考えております。それで設備ですのでそれぞれの耐用の年数があると思います。6、7年をめどに考えております。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は2時20分から始めます。

（午後2時08分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時18分）

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 先ほどの質問の訂正をいたします。何年間使うつもりかということで6、7年とお答えしましたが15年程度と訂正いたします。

建設課長（小野昌伸君） 先ほどの住宅解体の件で平成20年からもう住宅解体は始まっております。国の補助45%ということで。現在桜ヶ丘が40戸程度、福坂1棟4戸崩しております。殿町も2棟2戸、奴留湯が1棟一戸、雲雀ヶ丘が3棟一戸解体をしております。随時空きが出たら崩していくということで頑張っていきたいと思っております。

4番（児玉智博君） それでもう1点確認なのですが祭りに対する補助金です。それぞれ交付先は商工会青年部とそれと秋は実行委員会というふうに答弁いただきました。確認なのですがこの祭りに対する予算ですね。商工会青年部とそれから実行委員会。これは町の補助金以外にも収入はあるのでしょうかそその予算として。それとも町がお金を15万円、200万円それぞれ渡した分で賄っているだけなのか御説明いただければと思います。

もう最後になりますので町長が前回は9月議会まで待たなかったらその効果はそんなになかったというようなことを言われましたけれど、9月議会まで待てばそその予算が増えるわけでもないのに余りそれはちょっとよく意味がわからなかったのですけれど、とにかく今回6月議会に出さなかったということは9月議会までですのでもう次は9月議会になりますからそれまでにしっかりと町民の皆さんなんかの意見を取り入れてより効果的な歳出になるように頑張っていただければということをお願いして終わります。

町長（渡邊誠次君） 去年の話は実際の話をしただけでも実際上限の100万円が200万円になったという事実がありますのでお伝えをさせていただきました。今回当然ですけれども3千500万円の予算が仮にあるとすればその3千500万円が変わることは基本的にはないというふうには考えておりますが、その中でも有効な事業しないとけないと思っておりますので御提案をまたさせていただきたいと思っております。ただ9月になるか12月になるかも正直今の現時点ではどういう分析が出るのかわかりませんし議員の皆様方から早急にこれに使ったほうがいいという御提案があれば承っておきたいと思っておりますので是非とも一般質問でもおっしゃっていただければ

なと思います。

以上です。

情報課長（中島高宏君） ふるさとの秋祭り夏祭りに対するほかの収入はないのかということでございましたけれど、もちろんバザーとかの収入はそちらのほうで入りますけどその他については収入が特にございませんのであとは町の補助金というかたちになります。

以上でございます。

5番（穴見まち子君） 学校の寄宿舎の件ですけれども今小国中学校の寄宿舎の生徒数の把握と実際朝だけのバスを利用している方って何人ぐらいおられるでしょうか。子供たちが実際そこに住んでいますのでやはり今の時期って今はいいけどシャワーだけとか寒くなったときと夏の対応でやっぱり子供たちもかわいそうだから今の時期に何でも値段が上がる時期よりしっかりと対応していただきたいと思っていますので人数を教えてください。

教育委員会事務局長（久野由美君） 今年度の寮生が19名です。あとスクールバスの中学生の利用者が21名です。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） 7番です。

僕のほうからは建設課に橋りょう、橋ですね。うちの町は小さい川から大きな川まで非常に川が多いのでそれに架かっている橋が相当あると前から言われておりました。今回7橋りょうをやります。一番古い橋は黒淵の石橋かなんかが一番古くなったと思うのですけれど、それはまだ補修はしなくていいのか。それと点検がありますのでこの点検でまた悪い順に橋りょうも補修工事やっていくと思います。この補修工事も大体地元の業者でほとんどが終わるのか。その辺もお聞きしたいと思います。それともう一つはこれ教育委員会かもしれないが林間広場のナイターです。これは4千200万円使いますが水銀灯だったのがLEDになると。やっとコロナが明けて夜も電気がついてサッカー、陸上、野球なんかもやっておりますので、今後LEDになって電気料金は安くなるし明るさも水銀灯とほとんど変わらないと思いますがその辺の説明もよろしくお願いします。

建設課長（小野昌伸君） 御質問にお答えしたいと思います。

全部で165橋ほどうちの管理している橋りょうがありましてそのうち判定3というかたちで早期に補修をしないとというレベルにきているのが全体で31橋あります。約20%を占めております。今までに約6橋終わっております。今回7橋をするのですが残りが18橋というかたちになります。一応国の予算が令和7年までに加速化計画で補修をしないと。これは大地震を想定に置いた補修というかたちになっていますので早急にしないとということになっているので、今回7橋分に関してはほとんどが50年を超えているやつでございます。橋りょう名はよござい

ますかね。はい。もう50年を超えて主部材、鉄筋の露出とかコンクリートの剥離とかそういうやつが特にひどいやつ特に通学路だったりスクールバス運行、避難路こういうかたちの路線から先に行くということで先ほどおっしゃった石橋のところも石橋の割には判定はまだ大丈夫です。

以上です。

教育委員会事務局長（久野由美君） LED化に変えるということで場所的には管理棟前のCコートと山付きの東屋側のDコートを考えております。それで9基で50灯の電灯をLEDに変える予定にしております。明るさ的にはまた明るいグラウンドが利用できるということになっております。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

教育費、送迎用バス安全装置改修支援事業補助金。こちらですがまずはどのようなものを何台に対して取り付けるのかということと。それから国のほうで62%の予算が付いておりますけれどもどういったところからの国の予算なのかお示してください。

教育委員会事務局長（久野由美君） スクールバスの事故を防ぐための安全装置の件です。この安全装置29人乗りの中型バスの後方に付けるブザーで乗務員がブザーを押してからバスを降りるということで、バスの中に子供を置き去りにする事故を防ぐためのものです。1台当たり8万8千円の5台分44万円の国庫補助の歳入を見込んでおりますが、学校安全特別対策事業費補助金を活用いたします。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 国庫補助というところで学校安全対策というお話でしたが学校ですので小中学生対象のものだと思うのですが、小国町には認定こども園の小国幼稚園がございます。そちらのほうの幼稚園バスもあると思うのですが、そちらのほうのバスのこういった安全装置を付けるような国からの対応というのはきていないのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 小学校のスクールバスに関しましては義務化ではないのですが、幼稚園につきましては義務化になっておりまして補助があると聞いております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第33号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第13、「議案第34号 令和5年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集9ページ下段をお願いいたします。

議案第34号 令和5年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

別冊補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

令和5年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

令和5年度小国町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千56万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） 同じく予算書で御説明させていただきます。5ページをお開きください。よろしいでしょうか。

下段の歳出のほうから説明させていただきます。目の1一般管理費の節12委託料といたしまして1千330万円を計上しております。これは現下の人口減少による料金収入の減少、施設の

老朽化に伴う更新投資の増大に伴い国の方針といたしまして簡易水道事業は今年度を移行期間とし令和6年度から公営企業会計を適用することとなっております。経営資産の状況の見える化により経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図るものとして今回杖立水道事業の適用に向けた委託料の増額補正となっております。

次に上段の歳入について説明させていただきます。歳出の委託料1千330万円の財源といたしましては公営企業会計適用債。55%交付税措置となっております。1千320万を計上させていただきますいております。これは令和5年度中の移行が要件でありまして移行後3年間の経費も対象となります。また杖立水道使用料として10万円を充当するものです。

簡単ではございますが説明に代えさせていただきます。よろしく御審議お願いします。

議長（熊谷博行君） これより議案第34号について質疑に入ります。

4番（児玉智博君） 今年度が移行期間で令和6年からは公営企業だという国の方針という説明でした。では残りの小藪、市井野の水道はこの限りではないのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） 簡易水道という定義が給水人口100以上というかたちになっておりまして大きな括りで簡易水道として市井野、小藪を飲料水共有施設というかたちで取り込んでおります。おっしゃられたとおり小藪と市井野に関しては何度か昨年でしたかねもう上水のほうにという意向もありますので、しっかり杖立ができたならよければ取り込んでもうちの企業会計としてやれたらと思っております。

以上でございます。

4番（児玉智博君） それで説明の中で3年と言われましたかね運営経費についてもそういう国の補助対象であるということでありましたが、大体幾らぐらい年間必要なのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） 現状で計算しますと杖立は今薬品等々で80万円から100万円掛かっていますが、それが約200万円の負担になっていくというかたちになっております。理事会、事前理事会等も含めましてしっかりと説明して了承を得ていますので、杖立の方々は御理解いただいているというかたちになっております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結させていただきます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第34号、令和5年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり

り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第14、「議案第35号 令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集10ページをお願いいたします。

議案第35号 令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計補正
予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

別冊補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページです。

令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
2億7千222万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） はい、御説明させていただきます。予算書の4ページをお開きください。

上段、歳出の説明をさせていただきます。目の1一般管理費の節12委託料といたしまして2
00万円を計上させてもらっております。これは令和5年度骨格予算において西里地区機能強化
事業の工事請負費として1億1千万円計上させていただいておりました。その中に中継ポンプ施
設の更新工事も入っていましたがこれは既に全体計画を図るときに令和3年度で1度設計を行っ
ておりますが、近々の物価高騰とか設計単価の見直しそういうやつにちょっと費用が掛かるとい

うことで10基分の設計料が必要となりましたので工事費の1億1千万円から今回200万円を予算の組替えとして計上させてもらっております。トータルは歳入歳出増減なしというかたちでなっております。御審議よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第35号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第35号、令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第15、「同意第2号 小国町監査委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集11ページをお願いいたします。

同意第2号 小国町監査委員の選任について

小国町監査委員として下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里2289番地

氏 名 古賀 尚年

生年月日 昭和29年6月29日

提案理由といたしまして、令和5年6月10日をもって、現委員の古賀尚年が任期満了となるため、再任を求めるものでございます。

経歴を少しお話させていただきます。今回、古賀尚年さんを代表監査委員の再任をお願いするものでございます。古賀尚年さんの経歴に関しましては旧電電公社N T T西日本に入社され40年勤務されました。その後小国商工会の事務局長として4年8か月勤務をされております。令和元年6月11日から小国町監査委員を務めていただいております。まず監査委員の資格要件としまして地方自治法第196条第1項でございますが、人格が高潔で、普通地方公共団体の財産管理、事業の経理管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者というふうでございます。古賀尚年さんはこの条件を十分に満たされているという判断をさせていただきますので再任に是非御同意をよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

議長（熊谷博行君） これより同意第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は9人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、高村祝次君及び7番、松本明雄君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。よって、立会人に3番、高村祝次君及び7番、松本明雄君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載していただきたいと思っております。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(熊谷博行君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票をします。

3番、高村祝次君及び7番、松本明雄君に立会いをお願いします。

(開票)

議長(熊谷博行君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長(熊谷博行君) 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(熊谷博行君) 日程第16、「同意第3号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集12ページをお願いいたします。

同意第3号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡邊誠次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1 9 7 7 番地 1 の 1

氏 名 飯沼 由彦

生年月日 昭和 4 3 年 5 月 2 8 日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

続いて御説明申し上げます。飯沼由彦さんは現在 5 5 歳で認定農業者でございます。推薦団体は宮原農事振興会です。農業経営状況としましては経営面積約 1 ヘクタールで主な経営作物は水稲とアスパラでございます。現職農業委員でございます。経歴は元 J A 阿蘇職員で退職後にアスパラを中心とした農業経営を展開されアスパラ部会の地区役員を務められた経歴もあり、農業についての見識を有し農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第 3 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第 8 2 条第 1 項及び第 8 3 条の規定により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は 9 人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定より、立会人に 4 番、児玉智博君及び 6 番、松崎俊一君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。よって、立会人に 4 番、児玉智博君及び 6 番、松崎俊一君を指名いたします。これより投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載

願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長（熊谷博行君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長（熊谷博行君） 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長（熊谷博行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

4番、児玉智博君及び6番、松崎俊一君に立会いをお願いします。

(開票)

議長（熊谷博行君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長（熊谷博行君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（熊谷博行君） 日程第17、「同意第4号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集13ページをお願いいたします。

同意第4号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1473番地1

氏 名 穴井 幸子

生年月日 昭和31年2月3日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

御説明を申し上げます。穴井幸子さんは現在67歳でございます。認定農業者ではありません。推薦団体は大字宮原協議会です。農業の経営はしておられません。農業委員は今回が初めてになります。経歴は元小国町役場職員で農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。この方については法律で定められた利害関係を有しない中立委員ということ。また積極的な女性の登用ということでお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は9人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、穴見まち子さん及び9番、久野達也君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。よって、立会人に5番、穴見まち子さん及び9番、久野達也君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(熊谷博行君) 念のために申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(配付漏れなし)

議長(熊谷博行君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(熊谷博行君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

5番、穴見まち子さん及び9番、久野達也君に立会いをお願いいたします。

(開票)

議長(熊谷博行君) 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長(熊谷博行君) 以上のとおり、全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます

(議場開鎖)

議長(熊谷博行君) 日程第18、「同意第5号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) 議案集14ページをお願いいたします。

同意第5号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田5174番地

氏 名 時松 浩一郎

生年月日 昭和30年10月21日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

御説明いたします。時松浩一郎さんは現在67歳でございます。認定農業者ではありません。推薦団体は大字上田協議会です。農業経営状況としては経営面積約0.8ヘクタールで主な経営作物は水稻です。農業委員は今回が初めてになります。経歴は元熊本県庁職員で現在は地域の農業集落協定の組織代表として活躍されており、農業委員会の業務を適切に行うことができる方でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより同意第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は9人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、江藤理一郎君及び8番、熊谷和昭君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。よって、立会人に1番、江藤理一郎君及び8番、熊谷和昭君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(熊谷博行君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載していただきたいと思います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(熊谷博行君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(熊谷博行君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

1番、江藤理一郎君及び8番、熊谷和昭君に立会いをお願いいたします。

(開票)

議長(熊谷博行君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長(熊谷博行君) 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(熊谷博行君) 日程第19、「同意第6号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） では議案集15ページをお願いいたします。

同意第6号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里3777番地

氏 名 穴井 英雄

生年月日 昭和32年10月11日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めます。

経歴といたしましては、穴井英雄さんは現在65歳です。認定農業者ではありません。推薦団体は大字北里協議会です。農業の経営状況としては経営面積約2.2ヘクタールで主な経営作物は水稻とハウレンソウなどがございます。現在3期目現職農業委員でございます。経歴は元阿蘇広域行政事務組合消防の職員でございまして息子さん認定農業者でございます。共に農業も行っておられます。農業についての見識を有し農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(熊谷博行君) ただいま出席議員は9人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、杉本いよさん及び7番、松本明雄君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。よって、立会人に2番、杉本いよさん及び7番、松本明雄君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(熊谷博行君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載していただきたいと思います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(熊谷博行君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(熊谷博行君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

2番、杉本いよさん及び7番、松本明雄君に立会いをお願いします。

(開票)

議長(熊谷博行君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長(熊谷博行君) 以上のおおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のおおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（熊谷博行君） 日程第20、「同意第7号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） はい。それでは議案集16ページをお願いいたします。

同意第7号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里271番地

氏 名 田代 カズヨ

生年月日 昭和29年4月17日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

経歴といたしましては、田代カズヨさんは現在69歳です。認定農業者ではありません。推薦団体は大字北里協議会でございます。農業の経営状況といたしましては経営面積約0.3ヘクタールで主な経営作物は水稻でございます。農業委員は今回が初めてになります。経歴といたしまして長年婦人会などに積極的に参加されており地域の実情に精通しておられるので農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。この方につきましては積極的な女性の登用ということでもお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(熊谷博行君) ただいま出席議員は9人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、高村祝次君及び6番、松崎俊一君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。よって、立会人に3番、高村祝次君及び6番、松崎俊一君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(熊谷博行君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載していただきたいと思えます。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(熊谷博行君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(熊谷博行君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

3番、高村祝次君及び6番、松崎俊一君に立会いをお願いします。

(開票)

議長(熊谷博行君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長（熊谷博行君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は 15 時 30 分、3 時半から行います。

（午後 3 時 19 分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

（午後 3 時 28 分）

教育委員会事務局長（久野由美君） 先ほどの補正予算の答弁で人数をお伝えしましたけれどもちょっと訂正をお願いします。中学生の寮生とスクールバスの利用者数なのですけれども正しくは寮生が 18 名、スクールバスの利用者が 15 名です。申し訳ありません。

議長（熊谷博行君） 日程第 21、「同意第 8 号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集 17 ページをお願いいたします。

同意第 8 号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 8 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字西里 2003 番地

氏 名 松野 英一

生年月日 昭和 31 年 6 月 19 日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

経歴といたしましては、松野英一さんは現在は 66 歳でございまして認定農業者ではありません。推薦団体は大字西里協議会です。農業経営状況といたしましては経営面積約 2.5 ヘクター

ルで主な経営作物は原木シイタケと水稲です。農業委員は今回が初めてになります。昨年度まで消防団の団長を務めておりまして、また現在は生シイタケ部会の部会長も務めておられます。農業についての見識を有し農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第8号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 今の説明について確認なのですがシイタケ栽培は農業なのですか。というのが予算書の中でも林業費で出てくるでしょう。農業高校でシイタケ栽培を教えているところがあるのかなと思うし、あれは植物ではなくてそもそも菌類ですから農業。だからこの今の2.5ヘクタールの中には山林が含まれているということになるのではないかと思うのですが、その辺はこれ議会の場ですのできちんとした御説明をいただきたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） シイタケにつきましては乾燥シイタケは林産物でしょうしちょっとどちらかなかなか難しい部分もありますが、生シイタケについてはJAさんのほうで部会を編成しておりまして出荷しております。2.5ヘクタールというのは昨年の水稲の作付面積が2.5ヘクタールです。あくまでもほだ場の面積等ではありません。

以上です。

4番（児玉智博君） だから重ねて言うけれどあんまりその農地に木を並べている人はいないと思うのです。木が光を遮らないと育たないし要はあれは山林なので別に私今からここで原木シイタケを作ろうと思うけれど農地ではないといけないとかそういうことはないでしょう。山林のままやられていると思うけれど。もともとその農地に木を生やしたら駄目ですよ。

産業課長（穴井 徹君） すみませんちょっと先ほどの私の説明の仕方が悪かったのかもしれませんが、2.5ヘクタールというのは昨年の水稲の作付面積です。ですから田んぼに米を植えた面積が2.5ヘクタールになっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をも

って行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(熊谷博行君) ただいま出席議員は9人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、児玉智博君及び9番、久野達也君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。よって、立会人に4番、児玉智博君及び9番、久野達也君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(熊谷博行君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載していただきたいと思います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(熊谷博行君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(熊谷博行君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

4番、児玉智博君及び9番、久野達也君に立会いをお願いします。

(開票)

議長(熊谷博行君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長（熊谷博行君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（熊谷博行君） 日程第22、「同意第9号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集18ページをお願いいたします。

同意第9号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城2079番地

氏 名 時松 達也

生年月日 昭和33年8月18日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

経歴を御説明いたします。時松達也さんは現在64歳でございます。認定農業者ではございません。個人からの推薦で本田康幸さんからの推薦でございます。農業の経営状況といたしましては経営面積約1.1ヘクタールで主な経営作物は水稻とハウレンソウでございます。農業委員は今回が初めてになります。経歴はハウレンソウを中心とした農業経営を行っており6年間農地利用最適化推進委員として務められております。農業についての見識を有し農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。よろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第9号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもつて行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(熊谷博行君) ただいま出席議員は9人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、穴見まち子さん及び8番、熊谷和昭君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。よって、立会人に5番、穴見まち子さん及び8番、熊谷和昭君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(熊谷博行君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載していただきたいと思ひます。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(熊谷博行君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(熊谷博行君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

5番、穴見まち子さん及び8番、熊谷和昭君に立会いをお願いします。

(開票)

議長(熊谷博行君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票

有効投票 9票

無効投票	0票
有効投票中	
賛成	9票
反対	0票

議長（熊谷博行君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（熊谷博行君） 日程第23、「同意第10号 小国町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集19ページをお願いいたします。

同意第10号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵3507番地1

氏 名 石松 雄平

生年月日 昭和30年9月25日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めます。

経歴につきましては、石松雄平さんは現在67歳で認定農業者でございます。推薦団体は大字黒淵協議会です。農業の経営状況としては、経営面積約1.83ヘクタールで主な経営作物は水稲とハウレンソウでございます。現職の農業委員でございます。経歴はJA阿蘇の職員として長年勤務され営農指導員としての実績を持っており退職後にハウレンソウを中心に農業経営を行っておられます。農業についての見識を有し農業委員の業務を適切に行うことができる方でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第10号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもつて行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(熊谷博行君) ただいま出席議員は9人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、江藤理一郎君7番、松本明雄君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。よって、立会人に1番、江藤理一郎君7番、松本明雄君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(熊谷博行君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載していただきたいと思います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(熊谷博行君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(熊谷博行君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

1番、江藤理一郎君7番、松本明雄君に立会いをお願いします。

(開 票)

議長（熊谷博行君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長（熊谷博行君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（熊谷博行君） 日程第 2 4、「同意第 1 1 号 小国町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集 2 0 ページをお願いいたします。

同意第 1 1 号 小国町教育委員会委員の任命について

小国町教育委員会委員として下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 8 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 2 7 4 6 番地 5

氏 名 木下 勇児

生年月日 昭和 3 7 年 2 月 1 4 日

提案理由といたしましては、令和 5 年 6 月 3 0 日に、現小国町教育委員会委員の木下勇児氏が任期満了となるため、再任を求めるものでございます。

経歴をお話させていただきます。木下勇児さんは昭和 5 5 年 4 月に小国町役場職員として採用され教育委員会事務局に通算 6 年 6 か月勤務され令和 4 年 3 月に定年退職をされました。在職中は小学校の合併事務に尽力。退職前に事務局長を 2 年務められ教育行政を熟知されておられます。保護者といたしましては小学校の P T A 副会長などの役員も務められ、人望も厚く人格が優れている方でございます。令和 4 年 1 1 月 4 日から半年少しでありますけれども小国町教育委員に就

任していただいております。今回再任をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。
す。

議長（熊谷博行君） これより同意第11号について質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をも
って行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は9人です。
お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、杉本い
よさん及び6番、松崎俊一君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。よって、立会人に2番、杉本いよさん及び6番、松崎
俊一君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載
していただきたいと思っております。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（熊谷博行君） 異常なしと認めます。
これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

（投票）

議長（熊谷博行君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（熊谷博行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票をします。

2番、杉本いよさん及び6番、松崎俊一君に立会いをお願いします。

（開 票）

議長（熊谷博行君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長（熊谷博行君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） 日程第25、「報告第2号 令和4年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より報告を求めます。

なお、総務課長からは繰越明許という意味を説明していただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 議案集21ページをお願いいたします。

報告第2号 令和4年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは議案の説明に入ります前に繰越明許費について説明をさせていただきます。会計年度独立の原則ということがございまして役場の会計は1年1年の単年度の独立会計というのが原則で定められております。繰越明許費は何らかの事情で年度内に支出を終了することができない見込みがある経費について特別に翌年度1年間に限り繰越しをして使用することができるということになるものを言います。あらかじめ予算でその上限を定めておかなければ

ばならないとなっております。繰越明許費として議会の議決を経て定める予算のことを繰越明許費と言います。簡単に言えば4年度で執行すべきであった予算が様々な理由で5年度になって使用させていただくというその枠を設定させていただいているものでございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。3月に開催されました第1回定例会で補正予算として上程させていただき可決いただきました繰越明許費の中の16事業で繰越額が計算できますのでここに報告するものです。資料は総務課資料(8)をお願いいたします。翌年度への繰越額の合計といたしましては10億2千812万円を繰り越すものでございます。この財源内訳としましては既収入特定財源1億8千971万3千円、国県支出金5億2千971万3千円、地方債3億1千550万円、一般財源1億8千271万8千円となっております。

以上で、報告を終わります。

議長(熊谷博行君) これより報告第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番(児玉智博君) この既収入特定財源ですね。単県治山事業はその受益者の人が若しくはその山の持ち主の方の負担金ということになると思うのですが、令和2年の豪雨災害復旧工事はこれ公共土木債か。農業用の施設とか農地災害は当然負担金があると思うのですが、まだ納めてもらっていないのでしょうか。

建設課長(小野昌伸君) 今おっしゃられた農地の災害は令和4年災の繰越しですね。はい、おっしゃるとおり納められていない部分があります。

4番(児玉智博君) ということはまだ入札にもかかっていないということですよ。今後の計画は大体いつぐらいに入札を行って実際工事に取り掛かっていくのか教えてください。

建設課長(小野昌伸君) 農地が7件、施設が2件ほどありますので発注のほうは一応完了はしております。

以上です。

議長(熊谷博行君) 質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長(熊谷博行君) 日程第26、「報告第3号 令和4年度小国町一般会計予算事故繰越しの繰越計算書の報告について」を議題とします。

執行部より報告を求めます。

町長(渡邊誠次君) 議案集21ページ下段をお願いいたします。

報告第3号 令和4年度小国町一般会計予算事故繰越しの繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和4年度小国町一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の繰越しについて、別紙繰越計算書を調製し報告する。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、説明をさせていただきます。事故繰越しにつきましては先ほどの明許繰越しと性質上にておりますけれども、原因が避け難い事故とか災害などそのような場合の繰越し要因を事故繰越しということで扱ってございます。年度内に支出負担行為をしたものをそれで終了しなかったものを翌年に繰り越すことになっております。その件につきまして報告事項について説明させていただきます。3月に開催されました第1回定例会で補正予算として上程させていただきました可決いただきました事故繰越しの中の5事業で繰越額が計算できましたのでここに報告するものです。総務課資料（9）をお願いいたします。翌年度の繰越額の合計といたしまして11億1千592万1千円を繰り越すものです。この財源内訳としまして既収入特定財源1千万円、国県支出金5億1千634万4千円、地方債1億8千830万円、一般財源4億127万7千円となっております。

以上で報告を終わります。

議長（熊谷博行君） これより報告第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第27、「報告第4号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より報告を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集22ページをお願いいたします。

報告第4号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） よろしくお願ひします。令和4年度の予算が先ほどから審議していただいた西里地区の機能強化事業長寿命化というかたちで8千200万円ほど予算が付いております。

工事費 8 千万円、委託費 2 0 0 万円というかたちですね。そのうちの令和 4 年度の執行額前渡金も含めまして 4 千 3 7 0 万円。残りの 3 千 6 3 0 万円工事の竣工金と前払いの残りというかたちで電気関係とポンプ関係がまだ今工事中でございます。2 0 0 万円の委託についてはこれ管理業務委託をしていますので工事竣工とともに支払うというかたちで繰越しております。

以上、簡単ですみません説明を終わります。

議長（熊谷博行君） これより報告第 4 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第 2 8、「請願第 1 号 杖立温泉地区における町道整備に関する請願書について」を議題といたします。

お諮りします。

この請願第 1 号の取扱いにつきましては、議会運営委員会において協議いたし、小国町議会会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがいまして、請願第 1 号は、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

それでは、事務局から請願書の朗読をお願いします。

議会事務局長（橋本弘二君） 杖立温泉地区における町道整備に関する請願書でございます。

請願理由。杖立温泉は 1 8 0 0 年の歴史があると言われ、小国の重要な観光地でもあります。年間を通して多くの方が宿泊され、4 月からの鯉のぼり祭りでは大勢の観光客で賑わいますが、両岸は切り立ち川沿いの狭小地のため道路整備も行いにくく、特に 5 月連休中は渋滞となり、地域住民は移動もままならない状況となっております。

防災の観点からは 6 月以降の梅雨の時期は水害もあり、温暖化による集中豪雨も発生しており、令和 2 年 7 月豪雨以上の大雨が来ないとは限らない状況の中で、住民や観光客・宿泊客・車両などの継続的な避難通路の確保、整備は必要だと思います。

また温泉街は旅館や住宅が密集しており、また階段が多く、安全に避難するルート of 整備も必要です。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日未明に発生しました杖立内の火災では住宅やアパートなど 3 棟が全焼する被害となりましたが、風向きによっては、地域全体が延焼することも予想される状況でした。

今回の火災では、消防の消火活動、風向きなどにより最小限の被害で鎮火出来たと思われませんが、軒が連なり、密集している状況の中で、消火活動を行うことは非常に危険なことだったと思

います。

今回の火災により、たしろや旅館跡地から山側までの建物が無くなりましたので、この機会に出来る場所から町道を整備し、防災・避難ルートの確保と、未建築地や今回の火災跡地の復興、駐車場などの整備が行われることで、衰退している杖立温泉地区の振興につながるものと思います。

請願事項

杖立温泉下流地域の町道整備

上記のとおり地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

令和5年5月22日

小国町議会議長 熊谷博行 様

請願者

住所 熊本県阿蘇郡小国町下城4146-1

築瀬 和彦

ほか52名

紹介議員

江藤理一郎

以上でございます。

議長（熊谷博行君） 続きまして、紹介議員より請願の説明を求めます。

1番（江藤理一郎君） 先ほど事務局より説明いただきましたので要点のみ紹介させていただきます。この請願は令和4年12月26日未明に発生しました杖立内の火災に伴いまして今火災によって解体したところがあるというところで、課題としまして緊急車両や消防車両などのそういった緊急車両が現状入りづらい状態でもありましたので、そういったところで新しく建物が建ったりとか整備されたりする前に建ったりする可能性があるために早いうちにこの要望をしておきたいという住民の意向もございましたので請願とさせていただきました。御審議よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより請願第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番（高村祝次君） この地区については何年か前建設省から嵩上げの提案がされまして、その説明は町のほうでやったと思います。ですから請願を出す前に請願人たちが当時の状況はわかっているのかなというような思いがしております。もう建設省は「嵩上げはここまでやります」というような図面まで引いてやった経緯がございますのでその経緯は紹介議員はわかっているのかなという思いがしておりますし、杖立の方々もその図面を見たことがあるのかなというのはちょっと疑問に思われますけれども、執行部としてはそういう説明をやった経緯がございますか。

建設課長（小野昌伸君） 今議員おっしゃられるとおり国土交通省が今令和2年災害以降河川の掘削というかたちで下流側のひぜんやのほうから掘削をしております。今おっしゃられるとおり護岸の形成というところで今から随時測量して今設計をしているところでございます。地元からそういう意見も出ていますので梅雨時期7月か8月ぐらいには設計が上がるということで地元説明会。護岸がどれだけ上がってどういう嵩上げをするという御説明を地元住民の説明会を開くというかたちになっていますのでその際には十分わかると思いますし、当初の説明のときに1回ある程度の嵩上げ護岸を上げるかパラペットといいまして堤防のように造ればいいのか。その辺のおおよその説明は地元には説明しております。左岸側の住民の方も来ていましたので大体イメージはわいていると思います。どの高さにも上がってくるというところはですね。

以上でございます。

3番（高村祝次君） そのときに今防災道路が河川沿いにありますけれども、終点の一番下の端のところ以前公園があったところですね。あそこから上の道路につなぐというのは計画でございましたけれどもその話も継続されておりますか。

建設課長（小野昌伸君） その話がスタートで始まったのですがやはり河川の流量。大雨が降ったときどれだけの水を流すかというところで今計画をしているのですがやはりどうしてもそういう道を作ると阻害するというので、今計画をしているのがこれも1回公表はしているのですが下の左岸防災線といって沈み橋を渡って道路があるのですがちょっとその道路もある程度まで削って新しい護岸を使わないと流下能力が得られないということもあるので、ちょっとその話のほうはもう別次元となって違う護岸の形成のやり方を今検討していますのでかなり高さは上がってくるものだと思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） やはり地元の人たちが請願を出した以上は用地交渉がスムーズにできないと計画もスムーズにいかないと思います。やはりそこが一番以前も私も何度か杖立の人と話しましたけれども「バイパスのトンネルのところからずっと道を拡張していったらどうですか」という話もした経緯がございますけれども、やはり手前の持ち主がとても協力してくれないからできないという話でございましたので下流の人たちがどんなにやろうとしてもやはり杖立全体の方がそういう考えにならないと町のほうも進めていくのは難しいのではないかなという思いがしております。でも確かにもう誰が見ても道を拡張して災害のときにはすぐ対応ができるような道路を造らなければならないというのはもう数十年掛かった話ではないかなという思いがしておりますので、どうか紹介議員も地元の方々に用地の交渉ができるような話を進めないで町のほうでどんなに進めようとしても進まない話ではないかなという思いがしております。用地交渉が一番大事です。そこ辺りの話を強く説明をして理解いただいたら課長が言われる計画は進んでいるようでございますので是非地元の方に説明をしていただきたいという思いでございます。

以上です。

4 番（児玉智博君） 紹介議員にお尋ねします。請願事項が、杖立温泉下流地区の町道整備ということで非常に具体的ではないのです。要するに町道整備というのが既存の今の議論を聞いていると左岸のほうの話だと思いますので212号線の杖立トンネルの手前側から町道杖立線というのが入って行って途中郵便局前の桜橋のところでこっちの湯鶴線に行くほうと奥に行くほうで分かれていて、その後は杖立橋ですかね階段でPホールを上ってまた車両は通行できないけれども階段を上ってまた湯鶴線に行くのと。あとは奥のほうで紅葉橋これも人が歩ける町道だけでもそこからまたいわゆる町長のお宅の白水荘を通ってまた湯鶴線に抜ける町道杖立線。それとあとさっきお話が出た沈み橋の左岸防災線があります。またその杖立線からの御前湯線と行って車両は通行できないところが御前湯のほうに向かってぐるっとなっているようなそういう既存の町道の拡幅とかの改良工事をしてほしいという話なのか。それとも全く新しい新設工事というんですかね。新設工事なのか既存の町道の延長工事をしてほしいのかというので非常に具体的ではないので何を求めてらっしゃるのかというのはちょっと私理解できませんのでその辺の説明をお願いします。

1 番（江藤理一郎君） 児玉議員おっしゃるとおり図面を付ければよかったのでしょうかけれども、請願者のほうからすみません図面の添付もなかったので私が理解している範囲でお答えさせていただきます。小字で言いますと杖立のほうです。湯鶴ではなく。そちらの杖立側のほうなのですけれどもこの表記があるとおり今年の12月26日の火災のあった場所が主な場所になります。ですので火災があった場所が今回請願があっている築瀬さんのお宅それからさくら荘ですかね住宅というか集合住宅があったと思いますが。もう1軒あったと思いますがその辺りが燃えたということで今回の避難道を整備してほしいというような内容についてはよろずやという旅館があると思います。そこからふくみ山荘に上がる石段とかそういったところがあると思います。そこまでの避難道を整備してほしいというような内容ということで私は認識しています。

4 番（児玉智博君） 避難道整備とかそこはもうまさにちょうど町道御前湯線のことを今言われていると思うのですけれども、それを拡幅するという車両が進入できるぐらいの拡幅工事をしてほしいということでしょうか。

それともう1点がこれ私建設課のほうに聞きましたところ普通というといけないけれども大体小国町の場合はそういう町道の改良とかいう部分については組長さん辺りが代表になって建設課に工事申請書というのを出すのですが多くの場合はそうされていると思います。建設課のほうにそういった工事申請はなされていないやに担当係長からは聞いておりますが、そういったこの請願の内容についての御相談というのはこの請願者の方は役場のほうになさっていないのか併せて伺いたいと思います。

1 番（江藤理一郎君） まず御前湯線というところの拡幅。車両が入れるようにというようなところの要望になっています。それから町のほうにお話が出ているかということに関して私は認

識しておりません。よければ執行部のほうで御回答いただけますか。

町長（渡邊誠次君） 私からお答えをさせていただきます。私のほうにもお話はあっております。江藤議員に紹介議員になっていただいて請願を出したいという旨をお伝えされましたので、どちらにしてもまず請願で議員の皆様方から後押しがあればできやすくなるのではないのでしょうかともちろんこの請願者の方がおっしゃられておりましたのでそのほうを今とられているのだと思います。もちろんこの話があって今日皆様方でお認めいただいたりした後にはもちろん手続を踏んでいただいて、議員の皆様方の後押しがあれば私も用地交渉を含めてしっかり頑張ってまいりたいと思いますので是非とも皆様方で御審議をしていただきたいなというふうに思っております。

4番（児玉智博君） では3回目最後になります。ということは今の江藤議員の説明や町長の答弁聞いておりますといわゆる杖立線の入り口のほうを拡幅するとかいう話は全く別の話であって、要はその御前湯線を取りあえずできるところから整備って書いてあるので何かその後にそれをどうかつなげるような構想がこの地元の方にあるのかと思ったらどうでもそうではないということと理解していいのかということと。

もう1点はこの同意者という方で結構な人数の方いらっしゃいますが、もしこの方たちは自分の自宅とか土地が用地にかかれば協力をしますよというふうに言われているということで理解していいのか。この2点最後に伺います。

1番（江藤理一郎君） この請願に同意した方々の中で用地交渉に応じるというところに対してははっきりとは確認はしておりませんが、それに値する方々はいらっしゃると思います。それからもう一つ先ほどの前に組長などのもともとの要請があったかということなのですがけれども、この署名の中に今の組長さんもいらっしゃいますまた自治会に近い観光協会長さんもいらっしゃいますので皆さん同意のもとと思っております。それから先に関しては私が把握しているのはその先というのは把握しておりません。

議長（熊谷博行君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号、杖立温泉地区における町道整備に関する請願書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手であります。

よって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

議長（熊谷博行君） 日程第29、「広報特別委員会の中間報告の件」についてを議題とします。

広報特別委員会から議会だより発行に伴い情報発信等に関する調査について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、広報特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。広報委員長の発言を許します。

4番（児玉智博君） 広報特別委員会の閉会中の継続審査を行いましたのでその経過を御報告いたします。広報特別委員会を6月5日に開催しインターネットを利用した中継と議会広報に関する調査を行いました。インターネット中継についてはまず事務局より既に導入している県内8町村での状況調査の内容を聴取いたしました。その後各委員から「議員になりたくないという人が増えるのでは。」や「小国町議会での実施は権利上や技術的に可能なのか。」「費用はどれくらい掛かるのか調べておいたほうがいい。」などの意見が述べられました。議会広報については発行方法についての検討を行うこととしました。「費用面や資源の節約また部長組長の負担軽減の観点から紙媒体での発行をやめ将来的にその他の方法に切り替える必要があるのではないか。」との意見が述べられました。そのほかには「家庭に届いても全ての家族が目を通しているところは少ないのでは。」や「既に公式ホームページにはこれまでに発行したものはPDFで公開されておりスマホが使えるれば読むことができる。」「パソコン、スマホを使えないお年寄りのために文字放送でカバーできないか。」などの意見が出されたところであります。いずれのテーマも当委員会で引き続き調査、研究を続けていくこととしております。

以上、御報告申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより広報特別委員会の中間報告について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第30、「議員派遣報告について」を議題とします。

この件につきましては、お手元に配付してありますとおり小国町議会会議規則第129条の規定により、5月の初議会以降から今日まで各議員を研修会等に派遣しましたことについての報告となります。

議長（熊谷博行君） 日程第31、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたらお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） それでは、私から3点行政報告をさせていただきたいと思います。

まずは北里柴三郎博士の記念館シアターホールの記念式典についてでございます。北里柴三郎記念館内に建設中のシアターホールにつきましては6月末に完成をする予定でございます。開館記念式典の日程につきましては9月2日土曜日の10時から北里記念館シアターホールで開催をいたします。その際には議員の皆様御案内をいたしますので御出席をお願いいたします。またシアターホールのプレオープニング期間として8月末の3日間で小国町内の全住民の方を対象に入館料を無料で御案内する予定としておりますので今後周知をしまいたいというふうに思います。

次に薬味野菜の里小国についてです。薬味野菜の里小国は循環型農業の振興を図るため平成25年にオープンし10年が経過しました。販売物の調整は薬味野菜の里小国出荷協議会に協力をいただきながら町が直営で行ってまいりましたけれども、今後の運営管理を考えていく上で民間団体に管理をお願いする指定管理者制度の導入を検討してまいりたいというふうに思っております。

それから小国町国民保護計画についてです。国民保護計画は外国の武力攻撃などから住民の生命、身体、財産を保護するためのものとなっております。5月31日に小国町国民保護協議会を開催し小国町国民保護計画の変更案が協議終了をいたしましたので小国町国民保護計画書を配付させていただきます。今回の変更では全国瞬時警報システムJアラートや緊急情報システムMnetなどの新たな警報伝達手段活用や町の地理的社会的特徴と町組織機構の修正等を行っております。

以上、行政報告3点を伝えさせていただきました。以上となります。

議長（熊谷博行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後4時32分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2 番）

署名議員（8 番）

第 2 日

令和5年第2回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和5年6月12日(月曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和5年6月12日 午前10時00分

1. 散 会 令和5年6月12日 午後 2時20分

1. 応招議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋本 弘二 君 書 記 中島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 誠次 君	教 育 長 村上 悦郎 君
総務課長 佐藤 則和 君	教委事務局長 久野 由美 君
政策課長 秋吉 祥志 君	産業課長 穴井 徹 君
情報課長 中島 高宏 君	税務会計課長 小野 寿宏 君
建設課長 小野 昌伸 君	町民課長 宮崎 智幸 君
建設課審議員 長田 茂美 君	町民課審議員 田邊 国昭 君
町民課保育園長 清高 徳子 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 5. 6. 12)

議長（熊谷博行君） 皆さま、おはようございます。

本日は6月定例会本会議2日目でございます。昨日、北里大水害慰霊祭に出席させていただきました。70年前に犠牲になられた53名の方々の御冥福をお祈り申し上げます。先月5月28日に行われた松原ダム下笠ダム管理50周年式典に渡邊町長、小野建設課長、長田建設課審議員、私4人で出席させていただいたのですが、私自身土木技術者の卵ぐらいの45年ぐらい前に松原、下笠ダムの視察と研修に行ったことを思い出しました。当時はわけのわからないまま時が過ぎましたがこの年齢になってやっと全てがつながったような思いがします。北里水害から70年。水害後建設計画から20年後、昭和48年に両ダムが完成しました。それから50年。私の記憶にあったのは室原知幸さん、蜂の巣城、この程度でございました。今回少し調べてみたところ室原氏は私たち議員の先輩でございました。それと私が感銘したのが室原氏の言葉に「公共事業は法に叶い、理に叶い、情に叶うものであれ」この言葉は大変感銘いたしました。式典の最後に室原氏の御子息、室原基樹様の御挨拶の中に「あの時立ち退いて幸せだったのかもしれない」という言葉を聞きました。私も「ああ、よかったな」という気持ちで式典に参加させていただきました。大変感謝しております。前置きが長くなりました。直ちに会議に入ります。

ただいま出席議員は10人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、登壇順に熊谷和昭議員、児玉智博議員、杉本いよ議員、高村祝次議員となっています。よろしくお願いたします。

それでは、8番、熊谷和昭議員、御登壇願います。

8番（熊谷和昭君） 8番、熊谷でございます。今日は初めてでございますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告書に従い質問させていただきます。今小国町で地熱開発進めておりますけれども小国町で開発が行われている企業それぞれの進捗状況、各社ごとにできれば願いたします。政策課長（秋吉祥志君） おはようございます。

それでは御質問にお答えいたします。今現在小国町の中で地熱発電関係で稼働中の発電所がバイナリー発電で5か所6基、それからフラッシュ発電所が1か所で1基稼働をいたしております。今後の計画等でございますが、各会社ごとに御紹介したいと思います。

まず、合同会社わいた会ふるさと熱電様ですが、現在の2千キロの発電所につきまして第2発

電所の計画を進めております。早ければ一応令和6年の7月頃には運転を開始したいという計画になっているようです。

それから小国町おこしエネルギー様、こちらにつきましては令和6年の3月来年の3月になりますが運転開始に向けて今現在準備を進めております。またもう1基どちらとも5千キロワットなのですがこちらのほうは令和9年度以降に第2発電所のほうの計画も進めているような状況でございます。

それから次にズカ電工様ですが、当初は2千キロワットの地熱発電所の売電というふうに計画をいたしておりましたが、系統接続等の問題等によりまして自家消費型のほうに現在切替えをしているような状況です。最終的にはデータセンターのほうを建設して自家消費で対応したいというふうな計画になっているようです。

それからファーストブラザーズデベロップメント様ですが、こちらに関しましては還元井こちらの掘削をするときに近隣の泉源のほうにちょっと影響が出たものですからそちらのほうの今現在対応を行っているというところでございます。

それから最後に株式会社テーオー様ですが、こちらのほうは還元井の掘削に向けて準備をいたしておりましたがけれども生産井の掘削した地点に隣接される泉源がございましたということで、そちらの泉源の所有者様と今協議を進めている途中ということになっております。

今の現状は以上です。

8番（熊谷和昭君） ありがとうございます。

発電に関しましてはそれぞれの会社が頑張って進めていくものだと思っておりますが、あくまでFIT・FIP期間15年でございます。それぞれの会社開発には膨大な資金が必要となりますが私自宅が近所ですので山を見ても小国町おこしとわいた会のほうはいろいろと進捗が見えておりますけれども、他3社については今政策課長からあったようにちょっと止まった状態になっているものと認識しております。このまま時間だけが過ぎて開発ができればいいですけども井戸の権利だけが残っていくかたちになりますと今後町の開発、地元の住民の開発に対して井戸の権利というのが大きな妨げになってくると思いますので、この点で開発期間等の約束事又は制限等がございますでしょうか。よろしくお願ひします。

政策課長（秋吉祥志君） 今のところは大きな制限等を設けているということはありません。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 私地元のほうでは事業終了と同時に掘削井は全て埋工するか地元のほうへ権利を移行するという契約が全部入れてあります。このように後々のことも考えた対応をしておかないと井戸の権利というのは大変効力が強いので後の足かせにならないようにその辺の対策はよろしくお願ひします。

今町で行われているこれらの開発は世界的にも注目された取組となっております。外国からは

イギリスBBC、ニューヨーク・タイムズ、オーストラリア国営放送、NHKを始めとする国内放送など各メディア、東京大学を始めとする各大学、大企業トヨタ九州、NTT、住友林業、ダイキン工業、また様々な大臣や地方公共団体の組長等研修にいらしておりますが、メディアとか政府が注目しているのが今後地域がどのような取組をし町として発展していくのか。そして全ての企業が余剰熱を使わせていただけないかという視察や問合せが結構きております。この取組は活かれば税制面、誘致の雇用の面で町の大きな力になると思いますけれども、町のほうにはこういう企業とか問合せ等はきていますでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 今のところはそういう大手の企業からの問合せ等はきていないような状況でございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） なければ地元として何らかのかたちで町民のためにも試案できないかお願いしたいと思います。中のほうには私でも結構ですし地元でも話はしたいという旨は伝えていきたいと思っております。

今企業を誘致していこうという考えを地元ではちょっと進めておりますけれども、大きな足かせになっているのが土地でございます。大体良いところというのは農振地になりますので昔ほどの農振地も小国町に大きな利益を生んでいたものだと思いますが、今までは全く使われていない今後も使う見込みのない農振地が数多くございます。この使用されていない土地の農振除外を促進していただけたらどうでしょうか。よろしく申し上げます。

産業課長（穴井 徹君） おはようございます。

今の農業振興地域の件ですがまず農業振興地域というのが国有地等を除いた小国町のほぼ全域が農業振興地域ということで、農地だけでなく農業に利用できる土地であるということで町のほぼ全域が指定されております。その中で特に農地として農業用施設等の利用として利用することが好ましいという土地が農用地区域ということでまた限定されております。例えばで例えますと国、県との事業等を利用してほ場整備を行った土地ですとか今後またそこに隣接して農業用施設が建設されるような土地が農用地区域ということで指定しております。こちらは町の面積のおおよそですが15%程度を指定しております。この農用地区域については原則として転用はできません。今後の転用について等の考えですが地熱発電所開発にはクリアすべき多くの法令があります。農業振興地域の農用地区域からの除外や用途区分の変更またそれが終了した時点で農地からの転用についても許可が必要になります。農地の定義として現在耕作されていなくてもいつでも耕作しようとするれば耕作できるような土地も農地ということで分類はされております。農地転用する上で面的な部分で言いますと農地であるところの端のほうから転用していく。農地のど真ん中を別のものが建ってしまったらすると他の方に利用が不便になりますので端のほうから。それからあと計画性が計画する上での面積が妥当な面積であるか。あと計画性、資金面とかも含めて

実効性があるかということを加味して検討に入らせていただきます。そこで代替性がほかの土地ではどうしても困るということであれば転用の申請に入っております。あとは小国町としましてもSDGs未来都市として再生可能エネルギーの推進を行っております。法令を遵守していくことは当然ですが協議を重ねていくことで土地の所有者、事業計画者等にとってよりよい土地の利用ができるようにとは思っております。ですからまずいろんな計画がある場合は事前というか本当に楽な状態でいいですので産業課若しくは産業課と農業委員会も一緒に事務局兼ねておりますので、最初に御相談いただきながら協議をしていきたいと思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） ありがとうございます。私が申したのは発電事業に使うわけではなくて余熱を使った大企業を何社か申したと思いますけれども、そこら辺りが自家発電掘削しますと大体時間当たり100トンぐらいのお湯が一緒に出てくるのですけれども今それを全部還元しているのですけれども、これをどうにか使えないかというところで今企業はどの企業も参っています。これを使う場合どうしても土地が必要になってきますのでその部分のことを申したつもりでした。発電事業とはまた違いますのでそのところは勘違いなくよろしく願いいたします。

どの企業もCO2削減と企業イメージの向上、持続可能な資源を求め今大企業が地元のほうに結構押し寄せております。そういう状況ですからこそ前向きに考えていただいたら町としてどうでしょうか。今からでも町、地元企業をまとめる組織をつくって未来こういうふうな誘致ができたらということを考えていく組織を作られてはいかがでしょうか。これは町長にお聞きしたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 御提案いただきましてありがとうございます。私といたしましても地熱の5事業所と今まで随分と話をしていきながらまずは発電に向けてというところで開発ともちろん自然のバランスを考えながら今まで話してきたところでございますが、もうこの段階になって発電をできるという方向に今向かっておりますのでその部分ではたくさんの企業がまたそこに集まってきたという状況だろうというふうに思います。私のところにも町を通してもありますし町を通さないところもありますけれども直接お話をいただくこともございます。もちろんその地熱資源というものは小国町を含めたところで本当に限りのある資源でございますし、また地域の特性非常にこれが大きくてどこの場所でもできるということではありませんのでこの小国町でできるという役割をしっかりと果たしていきたいということも私も考えております。是非とも一旦生産井から取り出した流体は基本的には全量還元をするというのが原則ではございますが、その全量を還元する前に新たな熱の資源といいますかその資源として活用させていただくとか、ほかにもたくさん水素を作ったりとかいろいろと可能性が再生可能エネルギー特に地熱発電には可能性があるというふうに思っておりますのでその部分はまた熊谷議員にもしっかりといろいろと教えていただきまして、また地元の人たちの協議それからやっぱり先ほど言いました農業委員会含めた

ところでやっぱり地域と地域全体の話としてすることが必要に大事だというふうに思われますのでこれからも協議は続けてまいりたいというふうに思っております。熊谷議員は私がお伝えしたいのは私は基本的には地熱開発含めたところでしっかりと自然と産業のバランスを考えた上で推進をしてまいりたいという立場でずっと今までこれまできましたのでその部分では変わりはないというふうに思っております。土地の持つ役割非常に大切だというふうに思っておりますのでこれからもどうぞいろいろと御指摘また御意見等々いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

8番（熊谷和昭君） ありがとうございます。もちろん今も環境モニタリングをずっと通信でもう秒単位でわかるような状況で今やっております。私のほうも旅館の経営もしておりますのでそこら辺は自分のところの死活問題にも関わってきますので随時その辺の監視は怠ってはならないと思っておりますので、あくまで環境負荷をかけない状態での資源利用これは当たり前だと思いますのでその辺でできる限り私も尽力したいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

続いて、鍋ヶ滝バイパスの今後の取組についてですけれども聞きますと地元合意や理解がどの程度得られているのか。この辺がちょっとよくわかりませんのでどうぞよろしくお願ひします。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。

地元の理解等々も含めましてバイパス計画の概要をスクリーンのほうで説明させていただきたいと思っておりますのでちょっと準備のほうさせていただきます。御了承ください。

3月の議会のときもある程度ルートのお示しはしたと思っております。御覧の議員もおられると思いますが今回熊谷議員初めてということですのでちょっと流れを説明したいと思います。当初もう約10年前になりますかね大混雑が発生してそれからいろんなパターンでシャトルバスを運営したりとかいろんなことで鍋ヶ滝の渋滞緩和をいろいろサポートをしてきたと思っております。一番ひどいときには仁田切その向こうの国道石井尾園のトンネル付近ぐらいまで渋滞が発生した事例もあるということで、これはもう道路改良含めて渋滞の根源となるものが駐車場の不足というかたちでまず取り組んだのが第3駐車場の取組というかたちで平成28年8年前ぐらいから駐車場整備の測量をいたしまして約70台普通車が止まれるように駐車場の整備をしております。これで第1第2駐車場が先にできていましたので合わせて120台ほどの駐車スペースを確保した。これでシャトルバス等々で運営してきましたがそれでもこの下滴水線の渋滞緩和はなかなかやっぱりこの時間帯にぐっと押し寄せてきたりしますので渋滞緩和ができないというかたちで、ではどうかということですので地元協議とかいろんなことをしながらバイパスを造ろうと。バイパスの意味合いとしては集中から分散へというかたちで道路を利用する人の目的に合わせた改良をしていこうというかたちで当初この起点が伊藤組の事務所があるところ変則の五差路になっていますが、これからずーっと終点がこの集排の施設がありますが町道から町道までのこの山を越えていこうということで1案、2案、3案というかたちで地元の説明会を終えましてこの真ん中のルートでこ

れで計画をしていこうというかたちで実施測量・設計に入っておりました。鍋ヶ滝の駐車場とこの測量のお金というのは議員の皆さんたちの理解と議会の議決も得て鍋ヶ滝公園の入場料の売上げとして約6千万円ほど測量とこの駐車場合わせて投資をしております。いよいよもう実施設計が終わって用地交渉そして実際の工事に入ろうとしたのが2年前です。この時点でやはりこれだけの800メートルあります。これを改良するに当たって橋りょうもありますので5億から6億のお金が掛かるということで何とか補助が取れないかというかたちで情報課から建設課のほうに移管になりまして何とか社交金のほうでこの道路改良をやっていますけれどここは幅員5メートルです。これではもう対象にならないのでこの7メートル道路を何とか補助にのせたいということから3年前から始めました。

その時点で一番ネックになっているのが今の伊藤組のこのタッチの部分で起点側を終わらせるとなるとこの国道からの180メートルのこの区間またここで混雑が起きる。そしてこの五差路は非常に7メートルの道路と5メートル道路で五差路になりますので非常に交通事故のもとになるというかたちでもう国道まで伸ばさないと意味はないよというかたちで180メートルのこの赤の部分为建设課の所管になって延伸しました。平面交差ですと先ほど私が言ったような交通事故の懸念もあるしまたここが込めば本村とか西蓬萊とかいろんなどころに行くときがまたここが渋滞するということで、もうこの部分のそういう回避として後ほど説明しますがもう立体交差でこういうボックスをかけて上を行かせようと。これはもう観光客専用の道路というかたちの意味合いも込めてそういうかたちで下の人たち地域の住民の車両と混雑がないような方法をとっております。

次、お願いします。終点付近においてはもうここでぶつけてしまうとまたここが混雑しますので第3駐車場、第2駐車場ぐらいいまで延伸して円滑に駐車場から出る駐車場に入るというかたちをとろうと思ってこの部分を延伸しております。

結果的には次お願いします。結果的には延伸延伸の部分も含めて当初800だったやつを200、200伸ばして1千200メートルで今計画して進めております。

次お願いします。大体のルート。ここが坂本善三美術館。今入っているところです。それからカーブを曲がって津江方面に行くところのこのカーブのところから今一本道が入っていますが、またここも非常にちょっと斜め直角交差ではありませんものですから直角に交差をするというかたちでこの赤のラインで入れていきます。そのときにこの1号橋のこの橋が下流側に架け替えというかたちになっております。

次お願いします。これは先ほど言った立体交差から山の中を抜いていく。これはもう当初計画があったところです。

次お願いします。今度は山の頂から今度ぐっと下りて来てこれが下水の処理場です。ここが用地買収でほぼ道路と道路の間ここでも3メートルぐらい道路が上がりますので非常に耕作も

できないというかたちで全筆買収というかたちでいろんなところからの残土を入れながら駐車場整備をしたいと思っております。

次お願いします。最後、第2駐車場目掛けて終点に向かっていくという絵になっております。

次お願いします。幅員が日交通量500台以上ということになりますと7メートルの道路で造りなさいということがありますので、3種4級の道路で設計速度40キロ。これ40キロで曲がれるカーブとか安全に上れる勾配を造りなさいという意味なので、交通表示の60キロとか100キロとかそういう表示ではありません。設計の段階のやつです。これセンターラインが入ります。両サイド外側線が入って路肩が75センチ75センチというかたちになっております。

次お願いします。次お願いします。起点側からの勾配がまず2.5%ちょっと下ってそれからずっと上ってここがちょうど2号橋付近ですかね。一番頂きまでちょっときついですが7%で上って7%で下って来てここがさっき言った埋め上げの部分です。最後はちょっと上っていますので。結果的にはこの起点から駐車場までがあんまり変わらないのがこれでわかると思います。

最後は橋りょうです。橋りょうの1号橋。2号橋。

はい、お願いします。先ほど言った1号橋は現在架かっている橋の下流側に架かります。これ3メートルぐらい上がります。

次お願いします。2号橋。ここが事務所があるところでここを立体交差でボックスカルバートで抜いて上を抜いていくと。このことによって最初掘り割るはずだった山の掘り割れがかなり減少されます。これが30メートル。1号橋が20メートルぐらいの橋長になります。

次お願いします。これ最後土捨て場として利用しながら第1、第2は120台ぐらいですからこれが大型バスでも30台ぐらい止まりますので普通車に換算しますとその倍で60台から7、80台はいけますのでちょっとここの区分けは今後また必要になってくるかと思っています。

次お願いします。これは大型を止めたときのイメージです。こういうイメージになっていくという完成形です。

そういうかたちで今補助事業に載せながらしっかりと今進めていっています。今道路詳細設計と橋りょう部分ですね。先ほど私が言った2号橋の最終設計段階になっておりますので今用地の地権者等々を回っている限りではほとんど「もう早くしてほしい」とかそういう同意は得ています。今から今後個別の金額を算定しまして用地交渉に入っていくというかたちとあとは先ほど言ったように最初の計画の段階のとき1回事業説明をしていますのでその時点でのルートが決まりましたので、その後きちんとした図面の最終版が出来上がりますのでそれを持って近々議会終了後地区の人でどこから工事に入るとか工事のときも御迷惑かけますのでしっかりその辺の話も県と協議しながら話していきたいと思っています。現状ではほぼほぼ同意も得ていますし測量同意を得てももちろん測量もしていますので早急に用地を固めて事業に入っていきたい工事に入っていきたいと思っております。

現状は以上です。よろしく申し上げます。

8番（熊谷和昭君） 大変わかりやすかったです。ありがとうございます。ある程度地元の理解は得ていると解釈いたしました。それではこの開発、道路の新設だけなのか。それとも商用施設等も含まれているのでしょうか。その辺お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

町長（渡邊誠次君） 今の現段階までは道路をまずは県の話では4年ほどというお話を承っておりますのでその部分まではあんまり準備はできないのですが、事前にこの計画をする中でまた町といたしましても鍋ヶ滝にお客様が計算上だけですが一番多くて今1千500人ぐらい1日入られているということでございます。300日で計算しても45万人ほどお客様が来ていただける計算上です仮に。計算上そうなりますのでその部分ではまたいろんな計画を盛り込んで地域にお金が落ちるようなことも町としても考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） ありがとうございます。

鍋ヶ滝が道路建設になっておりますけれども今後のことも見据えた上で今から取り組んでいったほうが、後からあそこに造っておけばよかったとかいうことはよくあることですので小国町の大きな利益をもたらす可能性がある取組になっておりますので、これは町が儲けるのではなくて町民の皆さんがそこで収益を上げていただくような仕組みを町として作っていくべきだと思いますけれども、飲食店また売店等の構想を考えているということでもよろしいでしょうか。

町長（渡邊誠次君） もちろんいろいろなパターンというかかたちがありますので、まずはお客様にたくさん来ていただくというキャパをしっかりと作らないといけないというふうに思っておりますので、鍋ヶ滝に関しましては昨年度で16万人を超えるようなお客様。コロナ禍の中では非常に成績がいいと申しますか16万人も来ていただけたのだなというふうに実感しておりますけれども、そういったところが小国町にあるということは観光地にとっても非常に本当に有効な観光的な目標といいますかになるというふうに思います。その部分では様々な波及を考えて頑張らせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） ありがとうございます。開発をやる段階で多少の考えはあるということなんですけれども店舗を建てるのか。建ててテナントとして募集するのか。土地だけ貸してそこで開発していくのか。いろいろやり方はあると思いますけれども観光地というのはそのものも大事ですけれども、周りがどういうふうな取組をしていくかどういふふうな魅力的な観光地にしていくかというのはそこに大きく左右されますので。鍋ヶ滝非常に優秀だと思いますけれどもそこに来て「何もないね」というふうに帰られてしまうと次がなかなか難しくなる。2回目以降ということにならないと思いますのでそこら辺は十分準備した上で取り組んでいかれていると思います。

れどもよろしくお願ひしたいと思ひます。ここは貴重な税収とかも上げられる可能性がござい
ますので町としても進めていくと私は思っておりますけれども、開発自体道路を造ってから後から
商用施設というかたちになっていきますとどうしてもずれが出てきてさっき申しましたとおり
「ここはこうしておけばまだよかったね」というようなかたちがよくありますので、そこら辺は
十分配慮していただきたいと思ひます。

次は少子高齢化を迎える町の取組についてですけれども今現在6千数百人ぐらゐの町民の方が
いらっしゃいますが、今後10年後予想される町の人口と平均年齢がわかりましたらお願いいた
します。

町民課長（宮崎智幸君） おはようございます。町民課のほうからお答えさせていただきます。

まず人口の推移の予想ですが住民基本台帳をもとに推測をしました。4月1日現在で現在総人
口が6千516人、平均年齢が54.8歳となっております。今後の予想では人口は残念ながら
毎年120人程度減少していくものというふうには推測されます。予想では5年後の令和10年
には約5千900人。このときで平均年齢が55.6歳となり10年後の令和15年度には5千3
00人台。このときの平均年齢が56.3歳にまで減少するのではないかとこのように予想して
おります。

また高齢化率につきましても4月1日現在65歳以上の人口が2千855人で率で言いますと
43.82%と高い高齢化率となっております。

それから少子化の部分につきましても出生数につきましても年々減少傾向にあります。少子高
齢化については非常に深刻な問題というであるというふうには考えております。それから一方小国
町だけに限らずこれは全国的な問題であるというふうにも捉えております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） ありがとうございます。10年後大体5千300人ぐらゐということだ
けれども、今の小国町の現状では人口増に傾けるといふのは大変難しいと私も思ひます。今町内
で新たな人員を確保しようと思ひても大変難しい状況になっております。工事現場等を通るとき
に見てみましても平均年齢が明らかに高いなといふのは誰も感ずることだと思ひますけれども、
この問題国としてもいろいろ対策は練っておりますが近い未来必ず訪れる難題でござい
ます。この問題はこの議場で議論したところでどうにもなるものではございませぬので、町民のほうにも
是非警告ではないですけれども10年先こういう事態が先に待っているといふことを徐々にでも
伝えていかれたほうがいいのではないかとこのように私は思ひますが、今後町として町長として
町をどういふふうには導いていくことを考えていきますでしょうか。町の人口といふのはその町の
力となりますので勢いがある町といふのは黙っていても人口は増えてきます。菊陽とか合志市菊
陽町、大津町その辺はTSMCの恩恵を多大に受けて今伸び調子ではございませぬけれども、小国
町も今町長がおっしゃられております3本の柱、北里柴三郎紙幣採用と鍋ヶ滝、地熱発電所この三

つの柱というのは小国町の大切な今から収入に変える事業だと思っておりますのでこの辺を踏まえ今後少子高齢化を迎える小国町をどのように町長が引っ張っていこうと思っておられますか。よろしくお願ひします。

町長（渡邊誠次君） 非常に大きな問題で御提案でございますが、私が議員になって1年目若しくは2年目の頃に前北里町長に同じような少子高齢化についての質問をいたしました。どのようにお考えですかというふうに言っていたことを今思い出していたところでありますが、北里町長もそのときいろんなお答えをされていたと思いますが一言で言うとやっぱり小国町の魅力を上げていくしかないというふうに思っておりますし、これまで私が町長になりましてこの場でお答えをいろいろさせていただきましたときには今小国町では防止策は基本的に持っていませんというお話をしました。その代わり緩和策をしっかり重ねていってこの急カーブをできるだけ緩やかなカーブにとどめ置くような施策を盛り込んでいきたいというところが私の唯一の策でございます。もちろん皆様方にいろんな提案があればいただきたいというふうには思いますがなかなか今の現状では難しいと思います。ただ先ほど申しました北里柴三郎博士の生誕地であるということ。それから鍋ヶ滝がこの地にあるということ。地熱発電を含めて再生可能エネルギーがこの地にある。再生可能エネルギーを有することができるという地であるということ。様々な要件を重ねていくと小国町にしかできない固有の魅力づくりはできると思います。もちろんそこに牽引をしていってもらってほかの教育とか産業とか暮らしこれを充実を図っていかなければならないというのを根底にはあるところでございますが、それを充実した上でしっかりと北里博士、鍋ヶ滝、地熱発電所等々にも取り組んでまいりたいというふうにも思っております。いろいろ皆様方から御提案をいただいておりますけれども少子高齢化によって人口が少しずつ減っていているという現状をぴたっと止めるわけにはいかないと思いますけれども、デジタル化も踏まえてしっかりとその部分では効率よく少ない投資額で効率よく収入を得てその収入で地域の皆さん方に還元できるような仕組み。この仕組みを作っていないといけないというふうに思っているところでございます。次の議員からまた一般質問で経済の波及効果について御質問等々もあられるようでございますので、そのときにも経済の部分にはそのときにお答えしたいというふうに思っておりますが、やはり暮らしの充実であったり教育の充実であったりというものは一朝一夕でももちろんいくものではありませんので少しずつ少しずつ積み重ねた上で様々な御意見を聞いて、またこの場で御提案差し上げて皆様と一緒に小国町へ魅力ある地域につくり上げていきたいとまずは私としては魅力あるまちづくりをしっかりとつくり上げていきたいという私の気持ちを表させていただいて答弁とさせていただきます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） ありがとうございます。今町長の考えお聞きしましたけれどもなにせやっぱりスピードが幾ら何でも少子化高齢化のスピードが早過ぎますので地元岳湯地区のこととかを

申しますと区役ってボランティア活動みたいなもんですけれどもやるともう平均年齢70過ぎて
いるのではないかと。その人たちを中心に今組の財産を維持管理していますけれどもどうしても1
0年後20年後のことを考えるともう多分維持できないのではないかと自分でも思いましたので、
その辺は今からITとか今から出てきますけれどもその辺を役場のほうも十分取り入れられてそ
れに向けた取組を今から考えていただきたいと思います。今後小国町も自然と共有し今現状小国
町が強みとしてなるものを大いに生かして町長の強いリーダーシップを発揮されて今から迎える
つ後期少子化をそれを乗り越えていかなければならないと思っておりますけれども、この辺は首
長である町長の責任が大きいと思いますのでその辺はしっかりよろしくお願いします。

それではこれで私の一般質問を終わりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。
議長（熊谷博行君） 暫時休憩に入ります。次の会議は11時から行います。

（午前10時48分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

議長（熊谷博行君） 4番、児玉智博君、登壇をお願いいたします。

4番（児玉智博君） 4月に行われました小国町長選挙で渡邊町長は2千745票、得票率63%
を獲得して2期目の当選を果たされました。この質問に入るに当たりましてまず町長が御自身の
選挙結果をどのように受け止めておられるか端的にお聞かせ願えればと思います。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。皆様方の御信託をいただきまして
2期目を挑戦させていただきます。2千700票をどのように考えるかというところでございま
すが1期目の一定の評価を得させていただいたなというふうにも感じているところでございま
すが、反対にやれていないところもたくさんあったというところですので相手方のほうに1千60
0何票かといったところで票が入ったのだなというふうにも思っております。私といたしまして
は政治家といたしまして一定数私の思うところにより皆さんの御提案を聞きながら政策を進めて
いく上ではある一定程度の反対というかたちはあるというふうにも思っておりますので、それを現
実のものとしてそのまま受け止めているといったところでございます。

以上です。

4番（児玉智博君） ではまず観光開発について質問します。小国町はこれまで鍋ヶ滝公園の開発
にライトアップ設備の取付けや予約システム導入までを含めると2億2千800万円以上投じて
います。また町道下滴水線の公園手前側の改良工事が令和5年度までに完了しておりますが、ト
ータルで2億2千400万円掛かっております。現在町はバイパス町道鍋ヶ滝線の新設工事を県
と一緒に進めようとしております。おととしの12月議会で質問した際には総額6億円との答弁で
ありましたが今や工事費だけで6億円。測量設計、用地補償費までを合わせると総額12億円に
まで膨れ上がっています。町がこれまで鍋ヶ滝に投じてきた額の3倍近いお金が新たに投じられ

ることになります。町は県が代行工事で建設するから町の負担は少なく済むといった発信をしていると思いますが、ですが決してそれも小さな額ではないと思います。工事費10億円のうち町が負担するのは15%およそ1億5千万円。残りの測量設計、用地補償なども約2億円に膨れているわけですがそれでも半分が町の負担でありますから合わせて2億5千万円は町が出すことになります。しかもそれは借金をすると言っています。3月議会の一般質問で私は鍋ヶ滝バイパスの新設工事について渡邊町長の前回の任期中にパブリックコメントを行うよう提案いたしました。町長自らが全部明らかにして説明してそして町民の皆さんの意見を聞くべきだと指摘させていただきました。これは町が負担する事業費や抱える借金とそれを返済してしまうのに必要な年月など全てを説明するよう求めたものであります。これに対して渡邊町長は「できればすぐにしたいと思っています。私も説明責任はありますので皆様方に説明を確かに申し上げます。」と大変頼もしく応じていただきました。この答弁に責任を持ってパブリックコメントは実施いただけましたか。

町長（渡邊誠次君） 3月から今までの時間帯は選挙がありましたのでできておりません。しかしながら今後7月以降日程を調整させていただいて話をさせていただこうかなというふうに思っているところがございます。ただ1点今の児玉議員の質問には昨年度までの予算の話と今年度以降の話が全て一緒になっておりましたので、今まで予算で皆様方に採決していただいた部分とこれからのまだ未定の部分を含めたところで全部合算してありますのでその部分は今までの部分は今までの部分これからの部分はこれからの部分といった説明もそのときに私のほうがさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 7月以降であります私はこの選挙に臨むにあたりやはり一つの町長も優先して取り組むのに鍋ヶ滝のバイパスを急いで造るという公約を示しておられたわけですが、しかしなかなか具体的なその財源なんかは私も町長のビラ拝見いたしましたが出されてなかったわけです。やはりそういうのも含めて町民の選択肢と選択判断材料にするために選挙前にやって欲しかったわけですが、選挙が忙しかったのでなかなか時間がとれなかったと。7月以降に行うという御答弁でありました。それでは確認しますが先ほどの熊谷議員の質問に対してこれはもう担当課長の答弁でありますけれども地域住民への説明会というふうに言われました。しかし私は前回の3月議会も申し上げましたが町民の皆さんの意見を聞くべきだと質問したわけです。それに対して町長は「皆様方に説明を確かに申し上げます」と応じていただけたわけですからやはり対象は地域住民の皆さんではなく町民の皆さん約7千人の町民を対象とした説明の場と意見収集を改めて求めたいと思いますがいかがでしょうか。「私も説明責任はあります」と町長明言されたのですから是非誠実に対応いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） もちろん私がお話するときには全町民対象で全然構わないのですが、私が言

いたいののは地元を最優先にお話をさせていただかないといけないと思います。今までも含めて渋滞の部分でも含めて非常に御迷惑をかけていたのはやっぱり一番は住民の皆さんというか私の表現方法はいけないかもしれませんが黒淵の周辺の皆さんに一番迷惑を掛けていたわけですから、まずはそこを今までもお話を何回か数回かさせていただきましたけれどもその中でお話をさせていただいてそれから皆さん方にもお示しをしたいというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） だから今までの経緯でそういう地元向けの説明会もやったのでしょうか。私は地元が多分入っていないのでしょうか。町長が言う黒淵ですけど。全然そういう案内もなかったわけです。これまではそれでいいですよ。さっきこれ予算の話でこれまでのこととこれからのこと。私も今これからの話をしているのです。だから起債して2億5千万円の借金をその後に税金で払っていくのは今いる7千人これ全部の皆さんではないですか。全部の皆さんに関係するのですよ。だからこそこれまでは地元を最優先でいいけれどもこれからはやっぱりそういう10億円の工事費の予算の話になってくるわけだから、全町民の対象の説明そして意見聴取の場をパブリックコメントを行うということをごここで明言していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） パブリックコメントというかたちであるかどうか別にして、私が思っているのは2億5千万円の内訳のうちの多分1億数千万円はこれまで使ってきた予算だと思います。これから県のほうに上程をされた先月の県議会のほうで多分想定では11億円ほど県議会で上程されて町の方ですみません今資料がないのであれですが町の負担は1億円以下に減っていると思います。それを過疎債を適用させていただきたいというふうに思っておりますので、その部分も含めて非常に有効な財源を使わせていただいて県にもお助けいただいて鍋ヶ滝のバイパスを造ることができるというお話を皆さん方にお話をしたいというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 皆さん方にするということでしたので。町民の皆さん方にそれをしていただくということで確認したいと思います。

鍋ヶ滝公園はコロナ禍前は入場料収入が7千万円に届くくらいあったこともあります。このときには経費支出を差し引いても5千400万円ほどの利益が出ていました。しかし現在は予約制になりコールセンターやクレジット会社への委託料、手数料など以前はなかった支出も必要になっています。つまり来場者数を規制して収入は減ったのに支出は増えているということになると思います。当然残る利益は小さくなりますが町は今後の鍋ヶ滝公園の収支はどのように推移すると見ていますか。また9月にオープンする北里柴三郎記念館のシアタールーム。4億3千万円掛かっております。町はこの記念館も予約制にすることも検討していると思いますが、この支出についてもどのように試算しているのでしょうか。お答えください。

町長（渡邊誠次君） 担当が数字についてはお話をすると思いますが、私のほうからは7千万円町

のほうに入っていた時期にはコロナの前であったというふうに思っております。ですのでコロナ前と現在を比べることのほうになかなか難しいなど。もちろん少ないといったところの評価としてはコロナ禍であったというところがあると思いますが、基本的にはここ1年間ぐらいはひよっとしたら開けられたかもしれませんが2年前は予約システムを入れなければ再開はできなかったというふうに思いますので。

4番（児玉智博君） だから、今後の推移を聞いているのだから要らないことは時間の無駄だから。

町長（渡邊誠次君） ではその部分で情報課のほうからお答えをさせていただきます。

情報課長（中島高宏君） 私のほうから収支の見込みについて御説明いたします。まず鍋ヶ滝の収支につきましては令和4年度の実績見込みとして入園者数が16万3千人、収入が約4千600万円となる見込みです。これに対して支出は約2千400万円、収支につきましては約2千200万円の黒字となる見込みになっております。これにつきまして令和5年度につきまして新型コロナウイルスが5類に移行したことによりまして入園者数は令和5年度は7千人増の17万人程度を見込んでおります。これに伴いまして収入は約4千800万円、支出は約2千200万円と見込んでおります。収支が約2千600万円の黒字というふうに見込んでいるところでございます。

次に北里柴三郎記念館の収支につきましては、令和4年度の実績見込みとしまして入館者数が約1万8千人、収入が約1千30万円、支出が約1千万円となる見込みとなっております。収支は約30万円の黒字となる見込みとなっております。令和5年度の見込みにつきましては入館者数シアターホールの建設に伴いまして約3万人と見込んでおります。指定管理者のほうの試算によりまして収入が令和5年度約2千80万円、支出は約2千70万円と見込んでおります。収支約10万円の黒字が出るという見込みを出しております。収支の均衡がとれるという判断をしているところです。

今後の鍋ヶ滝と北里柴三郎記念館の将来的な入り込み客数につきましては、今後コロナ禍で減少した入り込み客数今後増えるということは考えておりますが、コロナ後の観光需要の増加具合がどの程度になるかまだ予測が極めて困難であるため予測の信頼性が欠ける可能性がありますので具体的な数字は出していないところでございます。

以上でございます。

4番（児玉智博君） 鍋ヶ滝でもうコロナ前の話なので比べるのはなかなかということだとは思いますが、ただ実際やっぱり16万3千人であったり17万人という推計というのはこれはやはり予約制にして言わばこの制限をかけているからだと思うのです。それで大体収支の残りが半分程度になるし北里記念館では30万円とか10万円が収支差引き残ということになるわけです。ですから入園料や入館料収入だけで投資した部分の元を取るのになかなか難しいというのが現状だと思います。だからこそこういう話になると思うのですが昨年の12月議会での同僚議

員の質問に当時の情報課長は鍋ヶ滝の年間の町内への経済効果が2億8千万円から3億円ぐらいだと発言をされております。まず町としてはこの経済効果をどのように定義されているのか御説明願いたいと思います。

情報課長（中島高宏君） お答えします。

鍋ヶ滝公園の経済波及効果を2.8億円、3億円とした根拠でございますが、鍋ヶ滝公園の入園者見込み数に個人消費額というものを乗じて算出しております。個人消費額についての具体的なものです。小国町が例年調査しております観光統計というものがございましてそれに個人消費額を算出しております。これに鍋ヶ滝公園の来園見込み者数を乗じております。個人消費額につきましては調査対象事業者約50事業者に提出されました観光消費額の総額を入込客数の総額で除した金額です。この個人消費額が令和元年度以降約2千円は超えておりますのでこの2千円という数字で鍋ヶ滝公園の来園者数を14万人と見込んだときは2.8億円。それから15万人と見込んだときは3億円という試算を説明したところでございます。

以上です。

4番（児玉智博君） それで経済効果という説明であります。ですからそういうふうになるとこれ12月議会での当時の情報課長の答弁ではシアターホールが完成すればその分この経済効果も3億円がもっともって増えていくんだということを言われていたのです。だがこれだとなかなか鍋ヶ滝に来た人が小国町で消費した額はこれだけということなので必ずしもこの鍋ヶ滝公園がないとしても要は鍋ヶ滝公園を目的にきたのか。ほかに主な目的があったけれど鍋ヶ滝公園に寄る人もいるという点で考えればなかなかこれがそのシアターホールができればまた思うように伸びるのかという話になると思うのです。そこでまず確認させてください。この2億8千万円から3億円ぐらいというこの経済効果の内訳は示せますか。小売業者にどれぐらい旅館宿泊業にどれぐらい飲食業にどれぐらいというような。

町長（渡邊誠次君） 今情報課長はある一定の基準をもとにお話を差し上げましたけれど、私は今児玉議員がおっしゃられた経済波及効果の部分について少しお話をさせていただきたいというふうに思います。経済波及効果の部分では一般的なところは宿泊業を伴わないところもありますので低い水準で結構お示しするのですが、この小国町は宿泊施設もありますのでその部分で考えると私は2千300円という基準よりはもうちょっと高い水準であるのではなかろうかというふうに思っているのが1点。それから経済の波及効果につきましては宿泊をされるという方が宿泊業者に直接お金をお支払いするといったところでは一次波及、直接波及とも言いますがそういった波及効果があるというふうに一番は思われます。その次に飲食店や小売業それから農産物を販売するところといった卸業のところ若しくは宿泊業の人件費だったり営業利益であったりということが二次波及の効果になります。それからそれぞれに仕入れ先がありますので3次波及。その先の仕入れ先で4次波及といったかたちで私としては今のお話では2次、3次の部分で飲食店と

かの農家、農産物等があたるのではないかなというふうに考えております。それからこの経済波及の効果のほかに観光客の方たちがもたらしてくれる効果は生産誘発効果。観光客が購入する商品等の原材料が仕入れ先に波及し、そのまた仕入れ先から更なる仕入れ先に波及していくという繰り返しによる得られる効果の一つ。それから会計迂回効果。観光客が購入する原材料が波及する家庭において発生する付加価値、人件費や租税公課、減価償却、営業利益などによられる効果。それからもう一つの会計迂回効果として人件費をもとに行われるその人件費から消費される効果。そして付加価値効果。人件費、租税公課、減価償却、営業利益などによる付加価値による得られる効果。そして雇用の部分。観光により発生される雇用者の部分等々も含めて合計全体的に考えると六つの経済効果が予測をされるというふうにも考えているところでございます。

以上です。

情報課長（中島高宏君） 御質問の資産につきましては経済波及効果を試算することは地域の経済にも影響を与えるため把握する必要があるというふうに認識はしてございますが、データとしまして業種ごとの波及効果を試算することは容易ではございませんので膨大なデータ量の情報収集が必要なため現在のところ波及効果の試算は行っておりません。

以上です。

4番（児玉智博君） 町長に御講義いただきましたがそれ私も資料として観光庁の旅行観光産業の経済効果に関する調査研究報告書というのにそれが載っていますので読みましたけれど、それ大体旅行自体の経済波及効果を見るものなので私が聞いているように一つの観光地とか観光施設の経済波及効果としてその視点からそういうことを言い出してもなかなかややこしくなるだけわかりにくいと思うのです。結局私が言いたいのは鍋ヶ滝公園や記念館などを目的に訪れた観光客がお金を使う場所や機会が増えなければ、町が幾ら箱物とか開発を行って仮に町に来る観光客が増えてもそれだけでは波及効果というのはなかなか上がらないと思います。例えば飲食店の売上げというのは客単価と客席数、回転数そして稼働率を掛け合わせて推計しますけれど、その店が繁盛し続けても売上げというのはいずれ頭打ちになります。単価を上げるか席を増やす必要があると思うのです。これは町単位でも言えるのではないのでしょうか。旅館などの宿泊施設や飲食店、土産物屋など経済効果の受皿を大きくしなければ町の言う経済効果も絵に描いた餅でしかないのではないかと思います。ですから先ほど熊谷議員が言われた道路だけを開発するのですかと。それとも付帯的に何かそういう開発もするのかと言われたのは多分私が言いたいことと近いものがあると思うのですが。ですから私は今回肉付け予算で出ておりました創業支援事業として60万円の補助金が出ていました。これ観光事業だけでなくやはり様々な事業を小国町で始めようという意欲のある人を後押ししていくこと個人をですね。やはりこういったことをやっていかないと受皿としても限られているではないですか。飲食店なんか小国町はこの間やめていく廃業する飲食店も毎年あるわけだしやはりその受皿を何とかしていく。10億円も掛けるわけですからこの

10億円をそういう頑張ろうという人たちの後押しに使ったほうが私は有効なのではないかと思えます。2016年版の経済センサスを見ますと小国町の宿泊事業者数これ34人です。そこに従業者も常勤と非常勤も合わせると324人雇用されているのですが、でもこれ南小国町と比較すると南小国町は58事業所あるのですが小国町はそれよりも少ないのです。飲食店で言えばでも2016年版ですからこれ物産館びらみっともこれに入っていると思うのですが67あります。南小国が38なのでこれは南小国もよりも多いんだけど阿蘇市と比べると阿蘇市158ですから阿蘇市の半分以下しかないという状況なんです。やはり経済効果というのであればその受皿も広げていく。例えば殿町火災跡地手つかずになっておりますがやはり小国町がそういう始めたいと土地を探している人と地主さんとの仲介役を果たすとかそういう役割を果たしていくことも必要だと思えますが、この点に関しての考えをお聞かせください。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員すごく幅広いお話をされたのでどういうふうなお答えをしようかと思っていたのですが、先ほどのデータは2016年ということだったのですよね。今2023年ですので随分前のデータなのではないかなとちょっと思いましたが、今の状況でいいますと小国町にも飲食店が一つまた新しくできたというお話も聞きましたし先日ここでもお話ありましたようにジビエのお肉を出すところもあるというふうな話をしました。創業者の支援は児玉議員おっしゃられたとおりしっかりと町のほうもやっていきたいというふうに思っておりますが、先ほど10億円この予算があるのだったらほかに使えばいいというお話をしましたが10億円道路に使っているお金であればほかに使うことはできないお金でございますのでその部分はお知りおきいただきたいというふうに思っております。もちろん小国町が考えているところは点を増やすことは今以上でもできる限り点を増やしていきたいというふうには思っておりますが、やっぱり受皿としては面で小国町全体を面として考えた上で考えていかなければいけないと思えます。先ほど前の熊谷議員が私のほうにお示しされたように私も小国町は基本的には観光地というところがあります。先ほどもちょっとお話ししたように観光客の方たちが来られてこちらで観光消費額とかたちでお金を使われるときは農産物もしっかり売れるというふうに私は思っておりますし、ゆうステーションの前の薬味野菜の里あちらでもかなり観光客の方が見えられております。点を増やすことによってそこに小国町全体に考えられる面での効果は私は点を増やすことは非常にいいことだというふうに思っておりますしその点が非常に強力なんです小国町は。北里博士の1千円札は国内的には多分トップニュースに近いニュースであると思えますし、鍋ヶ滝は世界的な注目を集めております。それがどのぐらいの注目度の高さかわかりませんが人口がかなり世界で広がると非常に多くございますのでその部分ではたくさんの方に小国町に向かっていただくといった条件をそろえることも小国町では非常に大事なことだというふうに思っておりますので、その部分では鍋ヶ滝のバイパスは先ほど言いましたように11億円かかりますがその11億円の部分のほとんど10億円部分は県のほうに持っていただくような計算になりますのでその部分で

は道路をきちっと造って渋滞がないようにして効率よく小国町に来ていただいて、そのお方たちが小国町全体で落としていく消費額をもっと上げられるような努力児玉議員がおっしゃるように創業者の支援含めたところでしっかり頑張らせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 是非創業者支援などのそういう受皿を波及効果の受皿を増やす取組というのは是非やると言われたのでやっていただきたい。応じさせていただきます。それで具体例を一つ挙げますとゆうステーション道の駅これ指定管理者で町の施設ですけれども、大型車を除くと優先駐車スペースを含め34台から35台程度の駐車スペースしかないのです。このため5月の大型連休期間などは駐車場に入るための列というかが何台か車道で待っているところなんかもそういう光景も珍しくないし、入るのをやめて次の目的地へ行ってしまう観光客もいるように見受けしております。これはせっかくゆうステーションで消費が発生しようとするのをみすみす逃していることになっているのではないかと思います、それも積み上げればなかなかの額になるのではないかと思います。これはその経済効果の妨げになっていると思われませんか。

町長（渡邊誠次君） 駐車場を整備したのはいつだったのですかね。もう数年前に駐車場を整備。ゆうステーションは前期3月までの締めではありますけれども非常に利益が出た。売上げも相当多かったというふうに言っておられました。コロナ禍の中で非常に悪い時期も含めたところでも年間の売上げが一番よかったというお話でありましたのでこれは間違いなく駐車場の効果です。駐車場を広げたことによってかなりのお客さんが増えましたので特に大型の駐車場を造りましたのでかなり大型バスが止まれるようになりました。児玉議員おっしゃるようにもっと駐車場を広くといったところは私もずっとそう思っています。できればそうしたいと思って駐車場も広げさせてもらいましたけれどもそれでも全然足りないというのもわかっておりますが、これ以上はなかなか広がらないと。どこかにどこかといいますかあの近辺ではありますけれどもこればかりはゆうステーションの部分に関しましては予約システムは効きません。予約システムは効ければ分散する効果もできるかもしれませんがやはり不特定多数の方たちが来られる場所がゆうステーションでございますので、その部分ではもっと駐車場を広げたいと思っておりますが何かいい案があったらお聞かせください。

4番（児玉智博君） もう予約システムなんてしてしまったら経済効果もますます妨げられるのでそれはそんなこと言うわけないですよ。だからこれいい案というふうに言われましたのでだからやはり私は薬味野菜の里の横のケヤキ広場がありますが、そういう公園をほかの場所に移してそこを新たに駐車スペースにするなどの案はあると思いますが、でもこれ本当広げようと思わないと検討始まりませんからやはりそういう検討を執行部内でも進めていただければ我々議会私だけではなくてほかの議員さんからも提案も出てくると思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） そういうお考えであれば皆さん方に言っていただいてもうできるだけ広げた

いと。前回広げたときにもっと広げたかったのです実は。ですがあれが限界ということで川にも相当せり出して大型駐車場を設置させていただきましたし、トイレも非常に使いにくいということでトイレも新しく多くさせていただきましたのでできるだけ駐車場はゆうステーションができた頃道の駅という概念がなかったのですよ実は。道の駅が全国的に普及してたくさんの方たちが今道の駅の売上げは比べるものがちょっとあれでしたけども全国的にも非常に道の駅の売上げが伸びています。差も非常に道の駅でも非常にいいところと悪いところの差が出てきております。やっぱりスペースの確保は非常に必要でございますので、ただ1本道路を挟んだところに駐車場を設けるといのはまた非常に難しいところもありますのでいろいろ議員の皆様方からお知恵をいただいて駐車場整備でよければどんどん御提案をください。よろしく申し上げます。

4番（児玉智博君） J A阿蘇が運営していた物産館ぴらみっとが3月で営業をやめております。ここは町内でも客席数としては多いほうのレストランだったのではないかと思うのですが、町内の方々からはいよいよ食事をするところがなくなったという意見も聞かれ今後あそこがどうなるのかと注目をされているような状況です。バス観光など団体客が食事する場所もそう多くは町内にはありませんし北里記念館では修学旅行とか県内の学校からのいわゆる見学旅行などの受入れにも力を入れていきたいというふうに聞いたことがございますが、またましてや鍋ヶ滝には大型バスかなり大規模な駐車場を造る予定でありますけれどせっかくそういうバス団体旅行で訪れた方たちが食事をする場所がないというのはいわゆる経済効果の受皿として非常に小さいということになると思いますけれども、町としてこのぴらみっとについてどのように関わっていく考えがあるのか又ははないのか。御説明願えればと思います。

町長（渡邊誠次君） J Aのほうから直接正式にぴらみっとについてのお話はありませんので、町から今の現時点でJ Aさんのほうに「どうしたほうがいいですよ」「ああしたほうがいいですよ」ということは多分できないと思いますので、今のところはJ Aさんとお話はしておりません。

以上です。

4番（児玉智博君） もしあの建物が建物自体はそんなに傷んでいないと思います。詳しく調査をしてみないとわからないことなのかもしれませんが、そういう中であそこあの場所が活用されずに長期間放置されるとしたら町長どう考えられますか。

町長（渡邊誠次君） 先ほど言いましたようにJ Aさんの持ち物ですのでなかなか町のほうはどうしますとかどう考えますとかいう言われてもなかなか発言は難しいところではありますが、できるだけ稼働はしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

4番（児玉智博君） その言葉をもしJ A関係者の方が聞かれたらそういう気持ちでいてくれるのかということで、もし相談をされるときにはしやすくなるのではなかろうかなというふうに思います。

続いて大雨などでの町の指定避難所について質問します。昨年度小国町では7月に2日間と9月に3日間指定避難所が開設され延べ243人の方が避難されております。昨年度は新型コロナウイルス感染症の流行下での避難所開設でしたが、発熱を理由に指定避難所への避難を拒んだ事例はありましたか。またその場合その方のその後の避難行動については把握されているでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 指定避難所の件についてお答えさせていただきます。児玉議員が今おっしゃられたとおり7月と9月に指定避難所を数日間開いております。その中で指定避難所への立ち入りを拒んだ事例があるかということですが、拒んだと言いますか発熱を確認しまして37度5分以上の発熱が確認された方がおられましたので「ここの避難所では対応できませんのでおぐに町民センターのほうに町のほうに連絡すれば別室を用意しますのでそちらへ避難されたらどうですか」ということで言われたら「もう今回の避難はちょっと遠慮します」ということで避難所を出て行かれたという経緯がございまして、その後その方がどこで避難行動をとられたかは確認がとれておりません。その後町のほうにも町民センターを利用したいという申出もございませんでしたので今回はそういう対応をさせていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） 今お話にあった町内のある避難所なんですけれどもこれは毎回そこを利用されているという方から先月情報提供がありました。その指定避難所に避難する人たちは大体毎回同じ顔ぶれだと言います。ところが昨年今説明されたことだと思えますけれどもいつも家族で避難して来られる親子がその中の1人が発熱を理由に立ち入らせてもらえなかったとこの方私におっしゃっていました。その後は車中避難をされたということを知っているということでした。この方によると避難できなかった家族の1人が慢性的な持病を抱えており、それが原因で発熱しやすい体質にあるということでした。「避難しているのは顔見知りばかりだから事情はわかっている。役場の人は避難させてあげればよかったのに。」と大分気になさっておられたわけです。そこでその当事者の御家族にもお話を伺いに行きました。発熱の理由はコロナによるものではないのでその御家族はちょっと簡易テントを避難所の中に張ってその中で寝ていればほかの人も気にならないだろうと判断されて避難所に向かわれたということでした。ところが役場職員が帰ってくれとは言わないんだけど何かいろいろ言って通してくれなかったものだから、だったらもういいよ帰ろうと家族で話してその場を立ち去ったということなのです。発熱があったということでこの対応についてはその方御家族も受け入れている様子でしたが、それでもおっしゃっていたのは「発熱して避難所に入れないというのは誰にでもありうる問題だ。もし高齢者のひとり暮らしの人がやっとの思いで避難した先で同じ対応をされたら途方に暮れるのではないのでしょうか。だから役場には考えてもらいたいけれどもこのことは役場内で情報共有されてその後の対応についてだからこのほかにも同じようなことがあったときに活かされるように教訓となるよう話されて

いるのでしょうか」とおっしゃられていました。確かにコロナもちょっと5類になりましたけれどもまだまだやはり結構今月に入ってから感染されて高熱を出されたという話も聞きますし、コロナもまた変異してまたそういうパンデミックということもありうる話です。ほかのインフルエンザなども同じですがもうないとは言えない。あるものとしてやっぱり備えていくべきだと思いますが、この点どうでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 発熱についてその地域地域の家庭の事情まで役場職員も全員知り得ていない部分もありますので、コロナの対応としましてはそのときの37度5分以上の方を別に避難させていただくという措置はこれは必要だったと今でも思っております。ただ議員おっしゃられるとおりの高齢者等で要介護が必要な方は別としまして高齢者でやっとその避難所に来られてそういう発熱が確認されたという場合等についてもまた別室にですね。もうちょっと避難所と役場本部との連絡を密にしまして町民センターの別室にお送りしてでもそこで避難させていただくとかそういったことは行うべきだと反省しておりますので、先ほどの事例におきましても現場の対応任せにしたつもりはないのですが結果的にそうなってしまったとということで非常に反省しております。それで追跡をしてですね。たまたま車中泊をされたというような情報をいただきましてコロナのマニュアルの中にも安全なところでそういった車中泊をしていただくというマニュアルもありましたのでそこら辺の徹底がちょっと活かせていなくて、そういった安全な場所で例えばその避難所の軒下の近くで車中泊されるとかそういった対応もできたのではないかと今反省しているところでございます。今後はもう一度もう梅雨にも入っておりますが議員御指摘のマニュアル等もう一度整備しまして、コロナも5類に移行しまして当時は病院も発熱者を夜中受け付けてくれないということでなかなか対応が難しかった部分もありますし、今はもうそういったこともございません。病状によって病院に搬送させていただくこともありますし町のほうで避難所を別室設けることもありますので、その辺もう一度そういった場合の対応を検討しまして避難所に行く職員辺りにはマニュアル化して周知をしたいと考えております。御指導ありがとうございます。

4番（児玉智博君） やはり自宅が危険だから避難して来るわけなのです。だから自宅をもう出ないといけない。自宅にいたらもう流されたりする可能性があるわけだからですね。やはりまず事前の周知ですね。やはり発熱がある人はどこの避難所に行けばいいんだ。どこに連絡をすればいいんだというのをもう平時からきちんと町民の皆さんに理解していただけるような情報発信をしていただきたいし、ましてやはりさっきも言ったようにやはり慢性疾患がある方なのです。やはりそういう基礎疾患をお持ちの方に車中泊というのは基本的に私はさせないほうがいいと思うので、やはり町はそういう呼びかけはすべきではない。やはり福祉避難所などを適切に活用して避難先でそういう血栓なんかができるような状況をつくらないというのは必要だと思いますが、この点について今一度答弁いただけますか。

町民課長（宮崎智幸君） 基礎疾患辺りをお持ちの方は福祉避難所のほうにというような内容だったかというふうに思います。現在福祉避難所は高齢者それから障害者辺りの方が一般の避難生活に困難をきたすような方を対象として2次的に避難所を開設しております。現在のところ基本的には今申しあげましたように2次的な避難所ということで一旦一時避難所のほうで避難をしていただいて、その中でどうしても介助が必要であったり一時避難所では生活が困難という方につきまして福祉避難所のほうに案内をさせていただいている次第でございます。ただし町のほうも町民課職員のほうでそういった方々の対応が直ですぐにできるようにというようなかたちで、別枠で職員のほうを待機させてそういった御相談にも応じるようにしているような状況でございます。当然全てが最初から福祉避難所のほうに「こういう方は行ってください」というようなアナウンスをさせていただきますと当然その現在3か所準備をしていますがそこにも人数のある程度制限等もありますので、そちらのほうの混乱をなくすという意味でも一時避難所での整理であったり直接町のほうでの整備というのは現在のところ必要ではないかというふうに思っております。ただしそういったことで個別に相談には応じて適切に対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（児玉智博君） やはりそういう体制をとってまずはその一時避難所に来た方で必要な方は福祉避難所につなげるというような体制をとってらっしゃるといわれてわけだけども、だけでも去年の事例を見てみるとそれがやっぱりきちんと機能していなかったのではなかろうかという気がしますので、やはりその体制がしっかりと機能して必要な人には必要な避難所につなげていくようそう機能するように引き続きマニュアルの徹底などを図っていただければと思います。

そして避難所に関してもう1問。蓬萊小学校体育館は避難する場所から一旦屋外に出ないとトイレに入れません。利用する住民の方は台風のと きなどは玄関がプッシュ型の扉なので風にあおられて危険だし濡れた地面は滑りやすくて危険だと訴えておられます。また黒淵地区の高齢者の中からは「あそこはトイレが不便だから避難できない」とこの避難所への避難自体をためらわせる原因にもなっております。早急な改善が必要であるとは思われませんか。

総務課長（佐藤則和君） 蓬萊小学校の体育館については議員御指摘のとおり玄関から一度外に入れてまたトイレに入り直さなければならないということで、御指摘のとおり暴風の際とか大雨の際に住民の方には非常に御迷惑をおかけしていると感じております。一応教育委員会と一緒に現地を見させていただいて玄関フロアから引き戸1枚分ぐらいのドアを付ければ直接入れるように改良ができるのではないかとちょっと今まだ素人考えで思っております。ただちょっとプロの建築士とか設計屋さんに見ていただいて技術的に可能なのか予算が幾ら掛かるのか。あるいは教育委員会のほうではよければ多機能トイレと言いますか障害者等が入れるようなトイレ辺りも設置、検討してみてもいいのではないかとこの提案がありましたけれども、一番手っ取り早くできると

いいですか素早くできるのは先ほど私が言いました方法ではないかということで検討させていただきたいと存じます。

4番（児玉智博君） 是非手っ取り早いと言ってするとやっぱりこれずっと使うものですからやはり使う人の立場も考えて、特にやっぱりそういうトイレの問題だと女性の視点なんかも取り入れる必要があると思うのです。やはりそういう自主防災組織など実際そこに避難する人たちの意見も聞いていただきたいと思いますので、しっかりそういう機会を設けていただければと思います。

次の質問です。宮原保育園について聞きます。小国町では平成25年9月と11月当時の議会に対して施設の手狭さと老朽化から宮原保育園を建て替えて統合保育園を新築したいとの報告がありました。内部では前年の1月から話合いが積み重ねられていたようであります。当時町が建て替えを検討し始めてからもう11年経過しました。この間保育室2部屋が増築されておりますが老朽化については解決していないと思います。現在の園舎の状況はどうなっていますか。

町民課長（宮崎智幸君） 現在の園舎の状況ということで説明させていただきます。現在の宮原保育園につきましては昭和61年の3月に建設されております。現在までに37年が経過しております。このため当然経年劣化により壁であったり天井であったり設備関係少なからず老朽化が進んでおりましたその都度修繕等で対応しているような状況にあります。また外壁等で大きく目立ったような損傷等は確認されていません。それから保育スペースにつきましては当然法令で定められた保育スペースという基準がありましてそれをクリアする必要があるということで、最近では社会構造の変化それから家族構成、働き方の変化によって共働きが増えた関係で1歳児から3歳児の園児が増えることとなっていました。今言われるように一時期は保育室の不足等ありましたがコロナの交付金等を活用しまして2部屋増築した関係で、現在はスペースとしては十分保育スペースの確保ができているような状況にあります。先ほどの修繕関係ですけれども大きなものは過去に屋根の雨漏り等少し2、300万円ほど掛けて行ったことがあります。ここ平成20年以降見てみますと通常行われる少額の修繕で対応できる程度の状況です。

以上です。

4番（児玉智博君） 保護者の皆さんなど町民の皆さんからは最近宮原保育園に用事があって入られたという方は「やはりもう床が大分古くなっているね。やっぱり何とかしたほうがいいのではないか。」と言われていましたし、あるいは保護者御家族の皆さんからはまず「送り迎えが非常に道が混んで狭いですから混雑する。」と。また冬場などはや裏の杉の木が切られましたから少しは改善するかどうかわかりませんが「もう非常に冬場滑りやすくて危ない。」という意見も出されております。もう移築したほうがいいのではないかというような話も聞きます。また今回の選挙期間中に町内のあるところで私が演説していましたら、小学校低学年の女の子が2人自転車で来て私が演説する周りでぐるぐる自転車を乗って遊んでいたのですけれども、私が宮原保育園の建て替えをと訴えると「宮原保育園」と言って寄って来て何か話したそうにしていました。演

説が終わってその方々の御家族も交えて話を聞くと1人の女の子が「自分が宮原保育園に通っていたときに雨漏りがしていてバケツが置いてあった。年長さんになってお昼寝の必要がなくなったときにはほかの年下の保育園児の保育室を除くと先生が雑巾を屋根にあてて一生懸命何とか止めようとしていた。」というような話を聞きます。それで「是非、宮原保育園は建て替えてくれたらいい」というふうにおっしゃっていました。こうした保護者等からの建て替え、移築を求める声は町に届いているのでしょうか。

議長（熊谷博行君） 最後の質問でよろしいですか。

町民課長（宮崎智幸君） 町民のほうからそういった建て替えについての御意見をいただいているかという部分につきましては、保育園のほうでは毎年保育園全般に関するアンケートを全員の保護者に対して行っております。その中で当然いろんな要望等も上がっております。駐車場の問題であったり遊具の問題であったりそういったものもあります。中には当然過去5年ほど確認しましたところ建て替えといいますか大きく建て替えというような意見ではないけれど老朽化しているのでどうかしてほしいというような意見も伺っております。そういった状況です。あとこれちょっと余談になるかもしれませんが保育に対しては非常に満足されているような意見もたくさんアンケートの中では見受けられました。この部分はかなり職員にとっても励みになる意見でなかったかというふうに思います。そういった状況です。

以上です。

4番（児玉智博君） これは風のうわさで聞いたのですが渡邊町長は選挙演説で宮原保育園の建て替えに言及したと聞いておりますが、町長の見解を最後に述べてください。

町長（渡邊誠次君） 今まで役場のほうからお答えしたとおりではありますが、37年ということですので徐々に準備をしていって「財源があったらすぐにでも建て直したいんですけどね」というお話は正直しています。「ただ財源がないので10年ぐらいはかかるかもしれませんけれど」というお話もさせていただいておりますし、JAのほうで私が立会演説会したときにもそれを300、200人ぐらいいろく聞いておられました。ここにおられる方も聞いておられたかもしれませんが「保育園を建て替えるときにやっぱり場所を含めて考えないといけませんので、そこから考えるとやっぱり数年はかかりますね。」という話もしましたので37年で建て替えていいのかどうかというところから含めてやっぱり考えないといけないと思いますので、老朽化もやっぱり修理して直るところは直していきながら徐々に持たせていっていずれかはもちろん建て直しをしないとイケないと思いますけれども、私としてはできるだけその部分でそのタイミングが来たときにやらないといけないなというところで準備はしっかりとしていかなければいけないと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） 暫時休憩いたします。午後の会議は13時から行います。

(午後0時01分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長(熊谷博行君) 2番、杉本いよ議員、御登壇を願います。

2番(杉本いよ君) 2番、杉本です。

私は有害鳥獣被害対策について御質問をいたします。有害鳥獣被害対策は今までに回を重ねてたくさん質疑が行われていること承知しておりますが、まずは年間の捕獲頭数と被害額を教えてください。

産業課長(穴井 徹君) 捕獲頭数についてですが直近でいきますと令和2年度がイノシシが744頭、シカが392頭。この数字は有害鳥獣駆除隊の方が捕獲していただいた捕獲数と猟期で捕獲していただいた分の数字が含まれております。イノシシとシカを合わせて1千136頭です。令和3年ちょっと集計の仕方を変えましたので令和4年度の実績でお伝えさせていただくとイノシシが708頭、シカが642頭、合わせて1千350頭。この2年間で200頭ほど増加しております。被害額については算出がなかなか難しくて個別の品目について集計が難しいので、農業共済組合の水稲のみの被害で報告させていただきます。水稲の被害でいくと令和2年度が被害額230万円強、令和4年度が260万円強となっております。

以上です。

2番(杉本いよ君) 2番、杉本です。

あえて今回お尋ねしたのはまだまだ被害が後を絶たないという現状でございます。近頃ではいろんな苦情が聞こえてまいります。私のところには例えば春先の牧草地の新芽が出たらシカが群れを成して入っていて、それが夜間ではなくて昼間から入っているというようなことも聞きますし、シイタケを食い荒らされたとかゼンマイを定植していたら全く新芽を食べてしまって取れなかったとかいろんな情報が聞かれます。先ほど言われました稲に対しては被害が出ておりますのでわかると思いますが、そのような情報が行政の方に届いているのであれば農家との話し合いができたのでしょうか。そこのところをお尋ねします。

産業課長(穴井 徹君) これまで被害の状況については話し合いといいますか町のほうで有害鳥獣防除柵設置、電気牧柵の設置の申請に来られたときにその被害に遭われた農家の方にお話を聞いたり、あとはJAの部会の会議等にも参加させていただいております。それから農業共済組合や中山間地域等の直接支払交付金の役員の方々もいろんな事務の手續に来られますのでそういった時にお話は伺っております。

以上です。

2番(杉本いよ君) 2番、杉本です。

話し合いが地元で行われているというような傾向聞いたことがないのですが、地元に来られて

話すということが今まで何回かあったのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 昨年から今年にかけては私の記憶する範囲では地域のほうに伺ってそういったお話の場に参加はいたしておりません。地域での話し合いということで町のほうは出席しておりませんが現在小国町のほうで中山間地域等直接支払交付金の事業に全部で24協定あります。その中で電気牧柵ですとかワイヤーメッシュ等の設置ということで15協定がそういう有害鳥獣対策として地域内で予算を計上して活動しておられます。そういったところはこういった活動をされているかという話は聞いております。

以上です。

2番（杉本いよ君） 政策が甘いのではないかという気がします。捕獲数は出ておりますけれどもそれ以上に増えているほうが多くて被害はますます増えております。ですので新しい有効な対策を考えてやっぱり地元の人と話し合ってほしいと思います。役場のほうに出向いて話をしても現場を見ていただかないとなかなかわかるものではないのです。それも年間に1回か2回か来たらいいのではとてもわかりません。地元の悲痛な声はちゃんと地元を見てから判断していただきたいと思います。何回か役場のほうにも以前話に来たことがあるのですが、まとまらないと話にならないというようなお答えもいただいております。それは二、三年前のことですけれどもそういうかたちでどんどん増えていきます。ですので新しい効果のある対策を考えておられるのかもう一度お聞きします。お願いします。

産業課長（穴井 徹君） まとまらないとなかなか次に進まないというお話は今1軒で申請できるのが電気牧柵の有害鳥獣柵になっております。多分ちょっとまとまらないとというふうにお伝えしたのはいろんな町以外の事業を取り組むときが国ですとか県の事業の場合は要件がどうしてもありますので、そういったところで地域と地域でまとまって申請をしていただきたいということでお伝えしていると思います。町単独の電気牧柵もそうですが今近隣の農地の方が一緒に申請していただいて数軒分一緒に囲んだりとかそういったことをされている方もいらっしゃいます。町としましてはいろんなかたちで防除としてソーラーの電気牧柵の設置あとは中山間地域等また熊本県の事業のえづけSTOP！等を利用してフェンスを設置。あと有害鳥獣駆除会による駆除の実施ということで駆除会の方も近年高齢化して人数もなかなか増えない状況にありますが、少人数で多忙な折にもこちらから連絡したら快く駆除のほうに対応していただいている状況です。ですからいつも駆除会の方に対しては感謝をしているところです。ですからこれからも防除と駆除のほう両方を並行していきながら対応のほうを検討していきたいと思います。今の段階でちょっとこれが一番いいというのもなかなかありませんので複合的に対策対処していくしかないのではないかと考えております。

以上です。

2番（杉本いよ君） 杉本です。

今おっしゃられましたけれどもなかなか少しの人数ではやっていけない状態が続いております。毎日が大変な思いをしているのです。ですのでしっかり皆さんで考えていただきたいと思うのです。農業がやっていくためにはその被害に遭ったのと今資材の高騰などで非常に農家は苦しんでおります。そのことをしっかり踏まえて他人事とは思わずに全ての人の協力が必要と思われまます。ですのでたくさんの方が集まる解決策を見いだせるのではないかと思います。行政はもちろんですが当事者、住民、それからJ A、それから猟師の方々やっぱり森林組合等もいいのではないかと考えています。その他の組織が一体となって取り組んでほしいと思います。

次に人口減少についての質問のまとめができませんでしたので、次回の質問とさせていただきますので私の質問はこれで終わります。

議長（熊谷博行君） これより暫時休憩いたします。次の会議は1時25分から行います。

（午後1時12分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時22分）

議長（熊谷博行君） 3番、高村祝次議員、御登壇を願います。

3番（高村祝次君） 高村祝次です。また4年間、町民のため小国のために一生懸命頑張っておりますので執行部の皆さん始め町長も町長選には応援できませんでしたがけれども、与党とか野党とか言わずに町会議員の言うことを町民の言うことをしっかり自分のためと思って聞いていただきたいという思いがしております。私が町議会議員になった1回目は是非是非というようなことで、いい事はいい、悪い事は悪いというようなことで当時の一番の課題は森林組合の問題でございました。大きな負債の中で森林組合をどう立て直していくかというようなことで私も町議に出馬するというようなことで選挙期間も短く運動もできないまま無事1回目は当選させていただきましたけれども、それから今回で5回目でございます。今回におきましてももう4年間新聞を見ない町政もほとんど見ていない中選挙が近まってまいりますと皆さんが「もう1回出て頑張れ」というようなことで再度立候補したわけでございます。やはり私のような人間に町民がもう一度頑張れというのはどういうことかなと思うとやはり本当に今の小国町はこれでいいのかと。鍋ヶ滝あるいは柴三郎1千円札になると町がよくなるか。みんな疑問に思われております。シアターを造って本当にお客さんが来るだろうか。鍋ヶ滝の道路入れたらお客さんがどうなるだろうか。町民のためになるだろうかという声が大半でございました。

ところで選挙前に町長は今こそやるべきというようなことで講演会討議資料で出しております。鍋ヶ滝バイパス。このことについては私が議員になって鍋ヶ滝の道路整備をするときに当時の課長にも言いましたけれども「山の向こうに道路を入れたほうが早いのではないか」「こちらは移転したり少しずつしか道路ができないよりも一遍に向こうに造るのはどうだろうか」ということを当時もう10年ぐらいになると思います。ちょうどお寺の真光寺さんの前の道路を改良する頃

でしたのでその当時の課長が誰だったか忘れてしまったけれども、そのときに私が言ったことを今県の代行でやるというようなことですが、道路については「できるならどこにでも道路を造ってもらいたい」と、だから反対するわけがありません。やはりこの道路を造ることによって用地がかかる方、山林持ち地主あるいは建設業者、この方々は大変喜んでおります。しかしそれが町民全体の経済効果があるかということではないというふうに私は解釈しております。ですからできるだけ早く造って本当に鍋ヶ滝だけではなくて先ほどからも話題になりましたけれども、やはり鍋ヶ滝に行ったら鍋ヶ滝しかない食べ物があったり加工品があったり、そういうことをやっていかないといつまでも人は流れてきません。そう私は思っております。ですからしっかりそこら辺の後押しも行政がやる気のある人にはしっかりやってもらいたいという思いはしております。

それから柴三郎のこと公立病院のこと再生エネルギーのことが書いてありますけれども、一つ私が引っ掛かるのは夢の大観峰トンネルということで書いてあります。私も4年前の町長選のときには挙げました。しかしこの文面見ると南小国町長、日田市長と県境を越えた連携を図り大観峰トンネルや国道212号線、ファームロードの改良道路工事を要望し災害に強いダブルネットワーク化を実現しますというようなこと書いてありますけれども、私は大観峰トンネルを造るにはやはり阿蘇市の市長を巻き込んだことをやっていかないと日田市長と連携を組んでもトンネルは私はできないというふうに思っております。そこでまたその下にファームロードの道路改良工事を要望するというように書いてありますけれど、ファームロードどこを町長やりますか。

町長（渡邊誠次君） 御質問ありがとうございます。高村議員冒頭におっしゃいました町民の皆さんのために、この部分に関しまして私も町民の皆さんの御意見を聞いて町政に反映したいというお約束をしていますし、もちろん議員の皆様方町民の皆様の代表でございますのでしっかりと拝聴して御意見賜って町政に生かしてまいりたいというふうに思います。

ただいまの御質問でスカイファームロードの部分に私はちょっと言及させていただきたいと思いますが、もう原田市長からの御提案で日田からの高速道路、有田インターチェンジスマートインターチェンジを造ってスカイファームロードに乗せてスカイファームロードから387号線に当たるまで、これを局所局所で改良工事を行っていきたいという旨の御提案とかやりたいという方向を受けましたので私と高橋町長とお話をさせていただくことが非常に最近は多いものですからその部分で日田はそちらの方面をしっかりと進めてまいりたいと。小国町、南小国町はどうしても大観峰のトンネルが欲しいので何とかお力添えをいただけないかという御提案を差し上げて、離れば離れるほど協力体制は希薄になっていくものですからまずはそういう御提案をいただいたところから少し離れておりますけれどもしっかりと自分たちとお話をする機会を得て、もちろん阿蘇市長もお願いをして小国町はどちらにしても大観峰トンネルを小国町から掘ることはできません。ですので南小国町から掘らなければいけない。ただ小国町が南小国町と同様に大

観峰のトンネルを必要だとしている部分はやはりこの小国郷の地域から阿蘇の方面また大津の方面に向かっていく最短距離が欲しいといったところからがスタート地点でございますので、まずはここに書いてあるとおりの南小国、日田市長と連携を図る方向にしたのは今の状況としては私ができることから書かせてもらったところです。できないことを書くということは非常に難しいと思いますのでもちろん大観峰トンネル夢ではありますがいずれかはしっかりと造っていきたくたい。だからこそ今できる日田市長そして南小国の町長と話をしていきながら働きかけを行っていきたくたい。ちなみにこの場で2月の後半だったと思いますけれども東京に上京いたしまして衛藤征士郎先生と坂本先生と一緒に国交省の役人の方々とこの話についてできておりますので、是非次の段階では日田、阿蘇の日田阿蘇道路というかたちで期成会を作っていく方向で今話を進めたいなというふうに思っておりますし、進んでいくのではないかなというふうに思っております。着実に一歩ずつではありますが進めていきたくたいと思います。ただ言及いたしますけれどもすぐに道路ができるといったところはもう高村議員が一番御存じだと思いますが難しいと思われまますので、是非ともこの活動を続けさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 恐らく町民の方はこの文を読んでどこをやるのかと不思議に思っている方が多分いるかと思っておりますけれども、今の町長の答弁の中ではっきりしましたけれどもしっかりとやるように頑張ってもらいたいというふうに思っております。

しかし大観峰トンネルにおいては私も鍋ヶ滝の道路のことで県の代行でやるということで新聞に載りましたのでその朝ちょうど河津県議に電話しまして、「御宅が県会議員のときに期成会を作って始めないともうできませんよ」ということを再三言ってまいりました。そしたら河津県議が「阿蘇市長がですね」というようなちょっと口を濁らせてまいりました。しかしトンネルを掘るなら入り口は小国か南小国かわかりませんが、やはり向こう側は阿蘇市ですので阿蘇市長も一緒に巻き込んだ期成会を作っていただきたいというような思いがしております。是非議会一同になって町長も阿蘇市長にお願いしながら、南小国の高橋町長と一緒に期成会を作っていく決意がございますか。

町長（渡邊誠次君） もちろん物事にはタイミングがありますのでしっかりと計らせていただきたいと思いますが、意気込みも前期からもちろんあるところでございます。ちょっと一つだけ私が失言したのは前回上京したときに河津県議も同行をしっかりとしております。御意見も非常に賜っておりますので非常に大きな存在であるということは足しておきたいと思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） また河津県議にあつたら再三私が言いますので一緒になって頑張ってください。

それでは本来の農林業について質問させていただきます。町長は今森林組合の理事でございます

す。ある程度山林についても勉強されていると思います。今3年前から林業が随分当時平均1万7千円ぐらいしてたのがもう今1万2千円というふうになっております。内訳を言いますと大体伐採する人たちが立米当たり5千円です。そして労災保険が500円取られます。そして運賃が1千円ぐらい取られます。そして森林の土場に持ち込んだらまた1千円ぐらい取られます。森林組合から8%の手数料を取られます。大体8千500円ぐらい掛かります。ですから1万2千円になると随分林家の手取りがなくなるわけですけれども、1万7千円ぐらいするときは半分ぐらい手取りがある。しかし60年70年生を伐採しても林家は最終的に山の中に出す道を作るには1日が2万5千円ぐらい。ユンボ代として2万5千円ぐらい取られますので実質8千500円ですけれども、それから道路を造った代金がいりますので場所が悪いとそこが加算してきますので林家にとっては非常に少なくなってくる。大体一反に10万円から20万円手取りがあればいいのではないかなというふうに私は試算をしております。しかし今度はまた植付けにおいても地作りをしなければなりません。やはり人手が足りない。森林組合の職員がよく言います。森林組合の作業班ありますけれども森林組合の作業班は木を切っていないと利益を生みませんのでこういう簡単な地作りとかいうことは普通の山林労務者をお願いしているのが実情です。でも高齢化になってきております。人がいない。そして先ほどからも話があったようにシカが出るイノシシが出る。以前はシカはヒノキしか扱わないという観念でございましたけれどもスギを植えたらスギの苗をかじります。以前は全くなかったからそういうことは気にしなくてもよかったわけですが、またそこについてはシカネットも張らないといけないということでやはり地作りを自分でやれる人はやるように頼まないといは到底地作りはできない。ただ切った伐採した枝をそのまま残してその間はスギ苗も植えられませんのでそのまま放置されるような状況になる。それをまた焼いたりするのは森林組合しないというようなことでやはりこういう地作りするときは今ヘクター20万円ですかねそのぐらい出しておりますけれども、これをやはり一般の山主がするときも幾らか出してやらないと恐らくここ数年来ぐらいには山林の植付けも厳しくなってくるという思いがしておりますので、やはりそういうことを考えていきますと植える前に除草剤を撒けば植えてから中刈りも簡単になります。もう今ポット苗ですので苗が小さい。それから植えた苗をわからないから切ってしまう。これは現実です。ですから除草剤を撒いたりあるいは地ごしをしたりするのはやれる人に頼めばできることです。もう除草剤は今消毒やらするミスト機械がありますがあれで撒いていけばかなりな笹も。それが植える前3か月か4か月前に撒かなければいけませんので、そういうことも一番忙しい時期にならないうちにそれをやっておく。それと中刈りも苗を切ったりとかすることが少なくなるというようなことでございます。私が実際にやってから実践してから言っておりますので執行部にどうしますかという質問しませんが、こういう今の状況をしっかり執行部も把握しながら補助金を出すときにはやはり満遍なく行き渡るようにしてもらいたいという思いがしております。本当に今ネットを張る人ももう私たちと年齢

は変わりませんのでもう70歳以上ぐらい。それと山林労務者。木を伐採する人、間伐する人たちももう随分高齢化しておりますのでもうここ10年もしないうち木は安くなる。切る人はいなくなる。切ってもお金にならないということになりますと恐らく森林組合は行き詰まる。地籍が終わってしまったら完全に森林組合は行き詰まってしまうというような私は懸念をしておりますのでそういうことにならないように、森林組合では杉アロマとか木工とかやっております。森林組合がそういうふうなもろもろをやっても職員を賄うような利益は出てきません。やはり森林組合は木を切って出さないことには経営は成り立たないというふうに把握しておりますけれども、町長はそういう把握はしておられますか。

町長（渡邊誠次君） もちろん森林組合の経営の話でございますので森林組合長中心に話をいろいろ出ているところでありますが、やはり森林組合が率先して行っているところのアステリアさんの土場のところで入札にデジタル化を使ったりとかアロマを使ったりとか様々な杉の木から葉からと言いますか糸を作って糸から靴を作ったり服を作ったり布を作ったりということもしておられます。様々なことを挑戦しておられて話題をしっかりと集めていくということも今の一つの戦法にもよるのかなと。やはりたくさんの方に小国町を知っていただく森林組合を知っていただく機会としては非常に有効なSNSを徐々に使ったりとかされておりますのでその部分はその部分でしっかりとやられているのだなというふうに思いますし、ただこの木の価格立米単価含めてこの価格は基本的には国の動向を含めたところで非常に今また安くなったりしておりますが今1万1千円ぐらいですかね先日聞いたところはそのぐらいだと思いますが、その中でやっぱり森林組合が泳いで上手に経営をしていくということを念頭に今必死で頑張っておられているというふうに思いますし私も理事会に出てそういうお話を聞かれますし、コンプライアンスとか雇用されている方の労働環境とかそういったところも含めて森林組合しっかり努力をされているというふうに私は受け止めております。

以上です。

3番（高村祝次君） しっかり理事もされておりますのでいろんな話を聞いて小国の林業のためになるように頑張ってもらいたいという思いはしておりますけれども、やはり山林労務者がいないと若い人がなかなかしないというようなことで今小国で機械を買って個人でやっている方がおられますけれども、やはり森林組合には機械導入のときには国からの半額補助ぐらいの導入方法がありますけれども、なかなか個人の一人親方にはそういう機械が回ってこないと。私が理事のときに森林組合がリースをするという話も出ておりましたけれど現在どうなっているかわかりませんけれど。やはり一人親方の方々がこの前も悲しいことに事故に遭われた方がおります。やはり一人一人がユンボを持って道を自分で造っていければ防げた事故ではないかなという思いはしております。ですからできたらこの中にも書いてありますけれども選別機械で1千900万円ですか。町が補助したのは1千900万円ぐらい補助しております。一人親方の方が今何人いるかわ

かりませんけれどもやはり自分でユンボを買うのは大変と。だから道を造るときには雇ってそしてやっております。ですからやはり何人か2人でも組んで伐採で間伐でもやるというときには機械が是非必要ですので運搬車を林内作業車のときは一人親方の方から言われて町が50万円、森林組合10万円確か出して借りていると思います。それと同じように町から年間1千万円ぐらいの予算を組んで大体コンマ2ぐらいなら新車は1千万円ぐらいだと思います。グラップル付けたら200万円ぐらいしますけれども、そのぐらいの機械を希望者がいたら計画的に町も予算化をしていただきたいという思いが私はしております。そしてやはり事故が起きないようにすることが一番ですので、そういう考えを町長持っておられるかお尋ねいたします。

町長（渡邊誠次君） 私も一人親方組合の方々もちろん森林組合の山林の中で働かれる方々含めたところで様々なところでお話をさせていただきます。その中でやっぱり言われるのは機械化をしたいと。機械化をする中でやっぱり機械が高いのでどうにかならないかというお話を受けます。今この現状の中で森林組合が雇用して林内の作業される方を増やすという方法も一つありますが、やっぱりなかなか難しくなっているのが現状のようでございます。様々な考えられないことはないと思いますが私この場で予算を付けますということはもう絶対に言えませんが、しっかりと御意見を賜って正直そのタイミングが来たらというなかなか受持ちができなくなるものがあるのかなあと正直思っているところです。森林組合だけで伐採の計画を遂行することはやっぱり非常に難しくなっているような状況で一人親方の方々に頼まないとこの部分は進んでいかないところもありますので、その部分では全体の林業振興という観点から様々な支援を考えていく時期にきているなというふうに感じております。

以上です。

3番（高村祝次君） それからやはり人手が足りないということで私は考えますけれども、やはり今少子化対策と言われますけれども子供ができて20年は作業には使われません。ですからやはり今人材確保はやはり大事ではないかなというふうに思っております。私も10数年前技能実習生の受入れを手がけて今阿蘇農協はやっておりますけれども、やはりもうここ辺りに今ちょうど人手が足りないというようなことで国もいろいろ検討されているようでございますけれども、林業にはなかなか危険だから外国人の研修生は難しいというようなことで入れておりませんが、やはりもうここに頼らないと私は非常に伐採にしても山の手入れにしても難しいというような思いがしております。ですからもし国の法律が変わった段階でもいいですからそのときは私は小国高校の生徒数が増えるということは到底考えられません。ですから外国人の日本語を勉強したい方もやはり今後は入れてある程度日本語を勉強させて、そして小国のいろんな業種に就いてもらうというような考えも必要ではないかなと。これは実現するかしないか国の法律によりますのでわかりませんがそういう考えも私は持っております。ですからしっかりそこら辺は国の政策なりを職員の方も町長もしっかり見ながら検討していただきたいという思いはしており

ます。

それでやはり山林ですけれどもシイタケについては20年に1回ぐらい山に入って伐採します。小国は本当に野焼きが少ないところで周りが杉山でなかなかクヌギ山に火入れするという事は難しいし、またそういうような後継者もいなくなって山が荒れ放題になっていく。しかしシイタケ生産者がいることによって山に入ります。伐採する前には下刈りをします。ですからやはり今シイタケの単価が資材は上がっても大体平均が生シイタケで4千200円ぐらいです。ですからそこ辺りもじっくりシイタケ農家が減らないように生シイタケ作るとこは一生懸命専門的にやっております。しかし原木シイタケは本当に行政のほうも数字がつかめない。大分県に出したり熊本県に出したり消費者になったりもう売り先がばらばらでございます。ですからなかなかもう前から言われておりますけれどもシイタケについては幾ら稼いでいるのかというのが全くつかめないというのが現実です。しかしながら小国の環境を守るという意味合いにおいては絶対町も一生懸命そこ辺りは考えてシイタケ生産者を支えていただきたいという思いがしております。シイタケ産業においてはもうずっと以前は6千円からしていたのが一時は2千500円、3千円と安くなってようやく4千200円になっても生産者はなかなか増えない。本来なら今6千円ぐらいしないと採算にありません生シイタケ。1トンとっても6千円したのが600万円ですので皆さんの給料分しか1人で1トンとるのは大変でございます。ですからしっかりシイタケ生産者にも応援をしていただきたいと。先ほども話が出ましたけれどもシカがシイタケを食べるとような状況にもなっております。ですからシイタケの原木を山に置いたらその周りにネットを張ったり非常に負担が掛かっております。しっかりそこ辺りも先ほども杉本議員から言われたように現場に行っているいろんな意見を聞きながら対応してもらいたいという思いがしております。

それから現在はもう非常に今回の選挙で私はつくづく思いましたけれども、もうみんなが「もうこれ以上やっていけない。田作るのもあと何年だろうか。」というお話をされます。もう私たちの同じ年代あと4年もしたら80歳になりますよとそういう方々が今小国の農地を守っておられます。ですから私が4年前農業委員会についていろいろ推進ですか「もう何人つくっても耕作放棄地は守れないですよ」と。今は農業委員も女性の方も2名おられるし推進委員の方が2名おられて、もう人をつくってもやる気のある方がいない限りはこれは農地はもう守れません。ですから耕作放棄地をなくすというのは今後非常に重大な問題と。観光も大事ですけれども環境も大事。以前は4年前歩きますと立派に畦畔も切られていたところは今回回ると荒れてしまっている。もう歳年寄りの方がもう切れなくなったというようなところで畦畔も荒れているというのがますます多く全体に広まってくると。どんなに観光産業を支えるように頑張っても環境は小国に行ったら藪だらけ藪の中。これでは観光も私は成り立たないと。やはり第一次産業はしっかり根付いたことによって観光も成り立つというふうに私は認識しております。先ほどから私が言うようにやはり観光に来るときは何か食べ物が小国にはいい特産品があると。そして買って帰ろうとかか

というような町づくりをしていかないとただ建物を建てたというだけでは何も観光にはつながらないと私はそう思っております。そういうことでこの耕作放棄地をどのようにして解決していくのか。やはり地域によっては中山間地で荒れたところを機械で刈ってやっているところもありますし、もう高齢化でそういう中山間地も参加できないという地域がたくさんあると思います。ですからそういうところを町がどのようにして環境を守っていくか。そこが今からの小国の一番重要なところではないかなと。荒れればもちろんシカもイノシシも出てきます。その近くで畑を作ってもやっぱりどんなにネットを張っても電牧を入れてもシカ、イノシシは生活をしていかなければなりませんのでどうかして入って作物を荒らすというのが現実です。私も30年近くなりますけれど20ヘクタールぐらいの周りを県の単県事業でネットをずっと張りました何百万円か掛けて。しかしイノシシはネットの下からそれはネットと言っても金網ですよ。もう下から潜っていきます。そのときには単県事業でしたから大々的に建設業に頼んでやりましたけれども、なかなかたちごっこでそこを1か所穴埋めしたらまた別なところで潜っていくということで、私も大分県がやっているから是非小国もやってくださいというような声も上がりましたが、それはちょっと町がするというのはちょっと難しいということで私も話しておりましたが。実際全国を見ますと長野県の川上村レタスの産地です。以前は今の熊本県の嘉島の町長は全国の町村会長ですけどもあの人前は川上村の藤原村長が全国の町村会長をやった。そこにいくとレタスの産地で全国のレタスでナンバーワン。町長自らが東京ドームに行ってレタスをドームに来た人に配って全国の産地を作り上げた。今や台湾にも輸出していると。このことはネットで調べてください。長野県川上村とかしたらちゃんと台湾にもレタスを1週間に1回ぐらい送っております。ですからこの台湾とも交流をやるというようなことも書いてありますからやはり小国の特産品を作ってそういうような産地、町になってもらいたいという思いが私はしております。ですからそこはもう完璧にこの頑丈な恐らく国の事業でしたと思いますけれども、もう畑1枚1枚フェンスも2メートルぐらいある高さでやっております。そこはもう朝2時頃からそこから全国的に朝どりというような言葉が出て朝1時、2時に起きて夜が明けたらもう出荷すると。予冷してから出荷をしていくというのがレタスです。私も2度ぐらい行きました。その村は役場の中に先ほども言いましたように外国人の研修受け入れ窓口があります。私もその藤原村長にも話しましたがけれどもそういう町挙げて町長がトップになって宣伝をされるというようなことをやっている町村はしっかりと産地を守っておりますので、このイノシシ、シカ対策についてはやはり町民と行政と一体になってやっていかないと電牧を張ったぐらいではとても私は解決していきません。やはり捕ることが一番ですのでしっかり捕獲をするということで、そこで一つ考えるのはもう猟友会の方も年を取っております。高齢化になっておりますのでやはり若い方々にもう専属で鉄砲を傾げて猟に励んでもらうというのも一つの策ではないかなと。給料は10万円でも一頭また捕ったときには幾らかやりますというようなことをやっていくことによってやはり産地もでき

ていくのではないかなど。やはりそこ辺りを解決していかないと野菜の産地はできてまいりません。しっかりそこ辺りも考えてやってもらいたい。そこで今農家が厳しいというようなことで私も農協の総代会の資料を見まして阿蘇郡のほかの地区はどうなっているかということ調べました。中部というのは一の宮、産山、波野、阿蘇町です。南部というのは高森、蘇陽、西原、南阿蘇ですけれども、中部の売上げが大体農協の取扱高が51億円です。資材が農協から買っているのが29億円。資材代だけが57%掛かっております。中部においては肥育の牛は農協に出荷しております。しかし子牛は地区連ですので熊本県畜産農業協同組合連合会に出しますので農協の売上げに上がっていません。南部が資材が21億円、売上げが28億円です。ここは76%資材代が掛かっております。小国は南北郡で資材代が13億円。そして売上げが酪農も入れて小国の数字はもうはっきりしております。牛の子牛を売っても肥育を売ってもみんな農協通して売りますのでそれは20億円。資材代の比率が64%。これに別に燃料代がいます。また農協を通してない資材もあります。ラップフィルムとかいうのは以前1万円していたのが1万5千円から7千円。大体一つのラップでロールが20個から22個できます。非常に高騰しております。もうみんな家庭菜園を作っている人も肥料も私も調べてみました。配合の肥料がやはり170%から240%となっております。上がっていないのは牛乳の機械の洗浄に使う殺菌剤とか洗剤は99%ぐらい。ほかの資材は輸入粗飼料に対しては160%上がっております。ですから小国町の農家がいかに厳しいかと。売る物は前と変わらないと。もう大根の価格なんかは以前から100円するといいなというのが全然変わりません。しかし資材段ボール代が上がっている肥料が上がっているというようなことで、本当に農家の厳しさがしみじみとわかりますから先般ちょうど議会にも陳情書が回りましたけれども酪農・畜産業界だけではない。厳しいのは小国町全部ですよ。こんな陳情は受け付けられないというような話を議運のときしましたけれども、執行部には陳情書を上げてもお金を持っているほうですから。議会に上げて何も手助けができませんのでそれはやはり真剣になって農協全体で考えると。野菜農家も厳しいと。シイタケ農家も厳しいと。みんな厳しい。ほかの一般の生活の方々も物価高で厳しいと。厳しいのはみんな一緒ですよという思いがしております。ですから町に昨年畜産農家最高200万円。肥料代とか野菜農家、水稻農家にも出しましたけれどもやはり水稻農家、野菜農家はあのくらいもらってもどうにもならないというような話でしたけれども、やはりここ辺りは行政に頼るのではなく自分たちがどうしたら安い肥料を使って作物ができるかということを考えていかないと行政頼りの農業経営では私はどうにもならないと。もう全国これは肥料高、資材高は一緒ですのでやはり生き残るためにするには自分たちが自ら農家が考えないとうにもならないという思いは私の考えです。町長にお金を出せと困っているからお金を出せということは私は絶対言います。ですからお金が行政にはたくさんあればいいですよ。あれば出してもらいたい。しかしそれをいつまでも頼って経営をしていても成り立たないというのが私の思いです。例えば牛乳にしても然りです。牛乳は単価を上げれ

ばいいんです。売値を。昨年の12月に10円上がりました。農家の買値価格。また今年の8月も上がります。10円上がります。これは全国一律です。私はそのときに去年の7月頃「30円上げろ」と。そしたらそれを言ったら農協の職員が「そんなに上げたら牛乳が売れませんよ」と。「売れんことを心配しなくていい。残ったときには残ったときに考えろ。」それはどうするかという今まで20キロ絞っていたのを15キロしか出ないようにすればいい。簡単なことです。餌を落とせばいい。餌を落として乳量を抑える。購入粗飼料を買わない。濃厚飼料を減らす。そういうことをやって売る単価を上げる。なかなかこれがみんなできない。私が部会長で役員をしているなら絶対農協に行ってから組合長に話して値上げさせるが今の若い人は非常におとなしい。そこまでの知恵が湧かない。これが今の若い人の現状ではないかなと。やはり思い切った政策をやるのがひとつ自分たちを守る。小国の特産品を守るということを私は思っております。今農協の集荷場、手数料が上がりました。大変です。そしたら恐らく農協に出荷せずにAコープとかいろんなどころに出すのが恐らく増えてくるのではないかなと。なかなか農協から脱皮しきれないという思いがしております。やはり自分たちでやっているAコープとかそういうところに出している人はもう限られた数量で単価も決まっておりますので採算が合わないなら売り手先において幾らか値段を上げてやっていくというふうに思っておりますけれども、農協に出荷する共販の方々やはり市場原理ですのでなかなかそこは対応ができないということで非常に今農家の方々が苦勞しているというのは現実でございます。しかしこれは牛乳が余るとかいうことは皆さんあんまり関心がないかもしれませんが、本を正せば2015年にクラスター事業が始まりました。そして国が機械を導入すると半額補助で導入するようにしました。畜舎建てるのも半額ですよ。そしてそのパーラーでは駄目ですよロボットを入れないと駄目ですよという国の政策でクラスター事業をやってみんな北海道から小国町はうちだけですけれどもロボットを入れて搾乳を始めて1台が6千万円ぐらいします。それ入れないと増頭はできないということでやはりホルスタイン農家は牛の導入も半額補助というようなことで北海道から100万円するなら50万円で買って来て増頭してきたのが今の余剰乳が出たというようなことで非常に86%の方々が赤字経営というのが酪農の実態であります。和牛農家についてやはり経営の在り方であって年間放牧すれば草も取るのは取らないでいいし冬場草が枯れたときには夏取った草を持って行ってやって実際田原の方3名ぐらいですけれども年間放牧をやっております。野焼きもやるということややはりそこをいろいろ知恵を使えば子牛が下がってもコストが掛かっていますので恐らくほかの舎飼いをやっている方々は餌代が上がった草も作っていない方は購入粗飼料も買わないといけないというようなことで大変大変と言っています。やはり自らが率先して働いてそして稼いでいくという頭の切り替えをつくっていかないとこの時代には対応できないという思いはしています。ですからいろんな考えの方がいると思っておりますけれどもやはり町としては新規就農、新しく起業をやるのかという方々に対して何をやるのかというのが若い後継者がはまってしまうけれど、町が何

も政策がないなら恐らくこのままで小国は若い後継者がいなくなるという思いがしておりますのでそこ辺りの考えですね。やはり町長が自らまだ使う人がいなくても小国町は新規就農やら新しい事業をする人たちには「町が応援しますよ」というような考え出して打ち出したら「それならよそから来てやろうか」と。また後継者が「それならやろうか」、「ハウスをやろうか」というようなことになります。よそから来た人達には手厚くやっぱり住宅環境もしっかり。空き家がありますけれども空き家を利用するなら水洗トイレにしたりとかそういうことをやらないと「ただ空き家がありますよ」と呼んでも来てから昔のぼっちゃんではやっぱり田舎の人はそれで育っているからいいかもしれませんが都会の大学出て都会で育った人はやっぱり水洗トイレで育ておりますのでやはりそこら辺の空き家対策もしっかりやらないといけない。新しく新規で受け入れる気持ちがあるのかなのか町長がそこ辺りの政策の中に私は今後は是非うたってもらいたい。町長どう考えておりますか。いきなりですので難しいかもしれませんが思いを語っていただきたいと思います。

議長（熊谷博行君） 高村議員質問が長いので簡潔に申してください。考えている人何人もいますので。

町長（渡邊誠次君） ではお答えをしたいと思います。もう端的に言いますとたくさんの方に小国町に移住していただいたり定住していただいたりというところは中心では政策方法で考えさせていただいておりますが、私も正直言って住む家これは足りていないというふうに思っております。そのような中で今現状建設課のほうでこの前お示ししましたとおり解体したりいろいろしておりますけれども、やはり小国町の中で移住定住含めて南小国のほうが非常に最近住む家が多いというお話も聞きますので様々考えさせられるところではあるのですが、小国町の住宅事情は非常に悪いということはわかっておりますので是非ともその部分は今期のうちに力を入れて頑張りたいなというふうに思っているのが1点。

それから創業者の支援のほうでは小国町では大きな創業される方は今のところ少ないというふうに思っておりますので、創業支援の部分でもともと50万円用意していたのを上限50万円は50万円ですけれど30万円ですと2件分といったかたちで60万円提案させてもらっております。それから今回は産業課のほうで農業の方が来られるということで県の費用で農家の創業支援をするようなかたちをとっております。小国町といたしましても何らかの支援をしていきたいところではありますが高村議員今さっき言われたように小国町の財政事情は余りよろしくございませんので、全て何もかも小国町のほうが支援をするというかたちにはなかなかいかないと。支援をしても給付事業をしてもやはり負担の軽減ぐらいにしかならないといったところで、やはりこの部分は国と県としっかり連携させていただいて組合せでしっかり支援させていただくような方法をとりたいというふうに思っております。ただ高村議員がおっしゃられるように地元の方が帰ってくる若しくは町のほうで農家をする新しく商いをするいろいろ考えられますのでその部分の支援

はできるだけ町のほうも考えられるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） 長くなりますので話せば切りがありません。やはりしっかり農業関係第一次産業にも力を入れて執行部も頑張ってもらいたいし、議員の皆さんも一生懸命町がよくなるために一般質問をみんなやっておりますので真摯に受け止めてやってもらいたいと。

以上で、私の質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 予定していた4人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「議案第36号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集をお開きください。

議案第36号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度小国町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月12日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、補正予算書をお開きください。1ページです。

令和5年度小国町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度小国町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3千182万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月12日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明をいたさせます。

総務課長（佐藤則和君） それでは令和5年度小国町一般会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。今回補正をお願いいたしますのは歳入歳出それぞれ50万円を追加させていただくものです。小国町一般会計補正予算書（第3号）4ページをお開きいただきたいと存じ

ます。

まず歳出でございます。2総務費、総務管理費、4企画費、18負担金補助及び交付金の小国国際交流会補助金でございます。金額は50万円でございます。小国町内の有志で構成いたします小国国際交流会が実施する台湾の文化大学からのホームステイを受け入れるための事業への補助金となっております。コロナ禍で3年ほど事業を休止しておりましたが今年から事業を復活し7月初旬にホームステイを実施したいとの相談が先週になりまして小国国際交流会からございましたので急きょ予算化させていただきたいというものでございます。

次に歳入でございます。歳入はふるさと納税を原資とするネットワーク事業基金を繰入れ充当させていただきます。ある高額納税者の方からネットワーク基金に是非台湾との国際交流に活用させていただきたいと寄附をいただいておりますのでその意思を尊重させていただきたいと考えております。

以上で、一般会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第36号について質疑に入ります。

4番（児玉智博君） 今、政策課長挙手されましたけれど、何を言おうとしたのですか。どうぞ。

政策課長（秋吉祥志君） 失礼しました。今回の国際交流事業の内容につきまして御説明をしようかと思って手を挙げたところでございました。では説明させていただきます。今回7月4日から6日の3日間を予定で中国文化大学のほうから学生が18名それから教授が2名。それから交流後に小国町にインターンシップ生として滞在される生徒4名の合計の24名が小国町に来られるというようになっております。7月4日の日に小国高校との交流会、受入れ家庭の対面式を行いまして7月5日の日には北里バランにて交流パーティーを行う予定にしております。7月6日にはお別れ式ということの2泊3日になっておりましてそれで学生と教授は帰られるわけなのですが、その後4名の学生がインターンシップとしまして小国町に滞在をいたします。一応滞在期間が7月6日から8月31日までということで町内の受入れ先のほうで滞在をしながら小国町のいろいろな交流事業に参加をする予定となっております。事業内容につきましては以上です。

議長（熊谷博行君） 質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第36号、令和5年度小国町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

一般質問2日目は、15日木曜日、2名となっております。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後2時20分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（8番）

第 3 日

令和5年第2回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和5年6月15日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和5年6月15日 午前10時00分

1. 閉 会 令和5年6月15日 午前11時55分

1. 応招議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋本弘二君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 村上悦郎君
総務課長 佐藤則和君	教委事務局長 久野由美君
政策課長 秋吉祥志君	産業課長 穴井徹君
情報課長 中島高宏君	税務会計課長 小野寿宏君
建設課長 小野昌伸君	町民課長 宮崎智幸君
建設課審議員 長田茂美君	町民課審議員 田邊国昭君
町民課保育園長 清高德子君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 5. 6. 15)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

本日は、6月定例本議会3日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

（午前10時00分）

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

6月12日に引き続き一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は登壇順に、松本明雄議員、江藤理一郎議員となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、7番、松本明雄議員、御登壇をお願いします。

7番（松本明雄君） はい、7番です。おはようございます。

議会始まって最初の質問になります。選挙でいろんなところを話してもらいました。小国町の山の中からいろんなところを見せていただきまして質問したいのですが、今日の質問は僕が議員になったときに1回目に質問した内容とほとんど一緒になります。それだけ進んでいないものもあるし進めていただきたいものもありますのでよろしくお願いいたしますと思います。同僚議員からもう2人の方が有害鳥獣についていろいろ質問しました。それはやっぱりそれだけ田舎のほうの方々には有害鳥獣で困っております。もう本当深刻な問題ですので私が最後になりますが産業課長が丁寧に説明していただきたいと思います。12年前私がなった頃はまだイノシシだけしか出ないような町でしたが今ではもうシカも相当な数増えております。この前の説明ではイノシシとシカ合わせて1千頭。最初捕まえる頃は10数頭だったと思います。イノシシだけでですね。それがこんなに増えておりますのでやはり何らかの処置を講じなければなりません。議員さん2人いらっしゃいましたけれどももう本当に深刻です。ですから他人事と思わずにこの問題を前に進めていただきたいと思います。一つ困っているのがやはり都会のほうの議会と山の中の議会ではやっぱりイノシシとシカが出る範囲が狭いので、特に小国町とか阿蘇郡でも山の付いている町は非常に大変だと思います。町長もいろんな会議に行ってお阿蘇郡の市町村長と話すともうこれはどうにかしないといけないと思う気持ちは存分にあると思いますが、それだけではもう足りませんので今後産業課を通じて県のほうにもどしどし質問を投げかけてもう少し予算が取れるような方向でやっていただきたいと思います。うちも一般財源で取ってはおりますがそれだけではもう間に合いませんので、今している政策えづけSTOP!から中山間地までいろんな予算があると思いますけれどもどのように使われているか説明していただきたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） おはようございます。質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員が言われたように私も役場に入庁した当時もう30数年になりますが、その頃はイ

ノシシが年間数十頭捕獲があれば多かったなとかイノシシが滅多に捕れなくて捕れたのでということでもびっくりしているような状況もありました。以前はですね。その頃シカのほうについてはまだ全頭捕獲というのが制限がありまして猟期のみですとか捕獲するにも頭数の制限ですとかそういうものがずっとありました。現在イノシシ、シカ対策ということで言われましたえげS T O P ! ですが平成28年にまず小国町として熊本県事業でありますえげS T O P ! 鳥獣対策事業に田原地区が参加を始めております。それから29年から西里2部が参加して二地区。令和4年になりまして昨年度から上滴水地区が加わりまして令和5年度はもう1地区。今まだちょっと事業採択がはっきりされていませんので令和5年度については地区名はまだお伝えできませんが一応4地区お願いしております。県のほうもこの事業の申請件数が増えてきたということで少し事業費一応限度額が30万円ということで20万円が事業の資材購入費、10万円がいろんな講師の方を招いて集落に寄せ付けない鳥獣対策ということで講演会ですとかそういったかたちの費用に充てておりますが、令和5年度は申請件数が多いということで一部ちょっと金額が下がるのかなということで熊本県のほうから聞いております。先日の一般質問でもちょっとお答えさせていただきましたが昨年度の実績でいきますと中山間地域等直接支払交付金を利用して現在24協定中鳥獣被害対策ということで電気牧柵の購入ですとかワイヤーメッシュの設置等で15協定15集落が予算を計上して実施を行っていただいております。地域の鳥獣被害は地域で守っていこうということでえげS T O P ! 並びに中山間地域等直接支払交付金を利用して地域で対策をいただいております。

以上です。

7番（松本明雄君） 7番です。

どうしても大分県のほうはワイヤーメッシュでほとんど囲ってあります。前々からワイヤーメッシュでという件で前町長のほうにもお願いしてあったのですが、やっぱり予算的な面があるのでなかなかうちの町も思い立つには予算面のほうからできなかったと思うのですが、どうしてもやっぱりワイヤーメッシュにしないと草がちょっと当たただけでも電牧は入ってきます。ですから草刈りから何からやっぱり相当大変みたいです。やはり同僚議員が言ったみたいにもう駆除しかないとは思うのですが、この前から猟銃で事件を起こしました。昨日はまた悲惨な事件が自衛隊でも起こりましたのでやはり銃の管理は相当難しいものがあります。ですから銃で誰でもかれでも免許取って審査がありますので誰でもかれでもはありませんがそれをくぐり抜けてもああいふ事件が起きますので、なるべく多くの方に銃を買っていただいてうちのほうも補助金を出しております。ですが事故もあることはやはり頭の中に入れておきながらしなければいろんなところで被害があると思います。それでうちも今後中山間地でどのぐらいの面積のワイヤーメッシュでやっているのか。電牧との広さの違いと効果の違いをわかれば教えていただきたいと思いません。

産業課長（穴井 徹君） いろいろな事業でワイヤーメッシュ等を設置されている地域がありますが延長とか面積としてどれだけというのがはっきりいうのは難しいところもあるのですが、あとワイヤーメッシュが地上からの高さの問題とかで確かにイノシシに対しては効果があるというのがあります。シカの場合ちょっと飛び越えて入って来るとかですね。あと先ほど近隣、近県のお話もされましたが設置から数年経ちまして管理の問題が非常に難しいということでワイヤーメッシュを設置して数年経って結局管理ができなくていろんな聞き取りをしたところによりまずと被害状況は変わっていないとかいうような地域もあるようです。あと銃での捕獲についても先ほど言われた管理とかそういった問題もありますが銃による捕獲とあと今後今町のほうも埋設許可ということで駆除許可のほうは出しておりますが捕獲した有害鳥獣イノシシ、シカに対して今後有効利用ですとか費用面で少しでも捕獲した方に収益が入るようなかたちを考えていくと銃プラス今現在わなのほうも許可を持っている方も増えております。現在の狩猟許可免許の数を言わせていただくと銃器の方が21名、わな免許が73名の方が捕獲していただいております。重複して持っている方もいらっしゃいますので実数としては80名です。駆除隊の方が銃器が17名、わなの方が38名、実数として43名駆除会のほうに参加していただいております。総数のほうは変わっておりませんが若い方とか毎年免許を取得していただく方もいますので総数としては変わらず少しずつメンバーが入れ替わりつつ駆除への協力をさせていただいているような状況です。

以上です。

7番（松本明雄君） もう一つお聞きしますけれど二、三年前に牧草地の中にシカ用のわなを入れたと思います。あるいはGPSで門が閉まるようになっていたと思うのですけれど何頭ぐらい捕れて効果があったのかお聞きしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） 効果のほうはなかなか成果というのはまだ上がっておりません。数頭は捕獲ができておりますけれどゲートを下ろすタイミングですとかそこら辺のタイミングの問題ですとか、あと設置している場所をもう少し今度移動させてなかなか牧草地の中にそういったゲートを設置してもほかに餌場があるとどうしても近寄らないというような状況もありますので今ちょっと設置場所について協議をさせていただいているところです。

以上です。

7番（松本明雄君） テレビ見たのですけれど岡山かどこかはシカは団体で動きますのでその中に10頭近く入っているのを見たことがありますので、なるべく成果が出るようお願いしたいと思います。僕も有害鳥獣に関しては個人的にいろいろ勉強しました。北海道でオオカミを飼っているタイクオオカミを飼っている方もいらっしゃいます。その糞がいいのではなかろうかとかいろいろ話が出ておりますが日本にもオオカミを放すわけにはいきません。ニホンオオカミなら個体がイヌぐらい小さかったのでよかったのですけれども、やはりそのぐらい小さいと皆さんが捕獲してしまったのでいなくなりました。今後もう本当に困っていることなのでなるべくいい方

法を見つけ出してやっていただきたいと思います。それとこの頃万成のほうで時松君が解体場を個人的に造られたと思います。それでそれを造ったときにその前にも武雄のほうに造ったときにも見に行きました。その後はこの前町長にも言ったのですけれど国際センターでペットフードの展示会がありましたのでそこにも知り合いがいたので行ってきました。そしてやっぱりもう肉ではなくて肉以外のところはもうペットフードにすると。ペットフードももうシカ、イノシシだけではないのです。ワニとかもう高級なものを食べさせております。ですからもう早め早めに肉でせつかく時松君が解体場を造って冷凍庫までありますのでその肉が販売できるもう冷凍庫の中に積んでしまえばもう取る方もいなくなりますのでやっぱり流通ですよね。売り先を先に見つけながら役場のほうも協力していただきたいと思います。その辺はどうでしょう。

町長（渡邊誠次君） 議員がおっしゃられたように私も昔から知っておりますので今回のお店の件も直接私のところにもお話に来られました。もちろん協力を惜しまないところでもありますし一番は実は解体をするときそれから止めるときといいますかそういったときのやっぱり処理の仕方。これがなかなか猟師さんではできない技術を時松さん持っておられます。やっぱり流通に乗せるといったらやっぱり肉質とかそういったところが非常に重要になってまいりますのでこの部分に関しては非常に期待をしているところがございますし、商品がよければたくさん買っていただける方も増えると思います。また町のほうでもお話をしましたけれどもふるさと納税の商品だったりできればお願いできないでしょうかというお話もさせてもらっております。そういったかたちで協力はできるだけ惜しまないつもりで私も頑張っていきたいというふうに思っております。それからペットフードの件に関しても松本議員のお力で福岡の営業所の方を紹介していただけるというふうに時松さんも言っておられましたので、その部分はまた松本議員にお願いを申し上げたいというふうに思っております。特に最近ではですけどもシカのほうがペットフードに向いていると。油が少ないのですよね。そういったお話を聞きましたのでできるだけそういった部分でも余すところなくといいますか効率よく、やっぱり店をオープンするに当たって持続可能にずっと続けていただきたいと思っておりますのでその部分では私も御協力いたしますけれども、また松本議員にも引き続き御指導いただきたいと思います。よろしくお願いします。

7番（松本明雄君） 7番です。

もうその解体場だけでは頭数が決まっておりますのでやはり捕れるものは捕って個体数を減らしていただくと。僕の知り合いの方がこの前産山でちょっとお会いしました。そしたらその方も「もう自分のところに出てくるから、箱わなの免許を取ってユンボも買った。」と。「ユンボは何するのですか」と聞いたら「埋設に使う」と。それだけ皆さん困っていますので捕ったところを埋める場所も決めていただくような感じにもしていけないと個人個人で埋めるのも大変だと思いますので。今後産業課はその辺も課題としてやっていただきたいと思います。

次にこの前から大観峰トンネルの話も出ていましたがT SMCが大津に来ました。これによっ

ていろんな状況が変わっております。一つは雇用が変わってくると思います。うわさでは初任給はもう28万円出すと。そういう話も出ておりますのでいろんなところ公務員の方とか若い人たちにみんな声かけしてTSMCがやっぱり人員を確保しております。ですから今後うちの町もなかなか職員採用に対して給料面ではうちは安いですがほかにあることをしていかないと非常に頭が痛い問題になってくると思いますので先手を打ちながらTSMCは来年の3月ぐらいですかねそれまでには人員をどんどんどんどんそれでも足りないと言っていますのでやはりその辺の対策も練っていきながら雇用面を先に町長にお聞きしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） TSMCが来られてのお話はもう県を挙げてもちろん国の国策として来られるわけですからその中心で動いているのを重々承知しております。阿蘇の市町村会でもそうですけれどもお話をさせていただいておまして雇用の問題につきましては非常にどういったかたちになるのか。どちらかというと理系の方たちが随分と雇用の部分で今逆に理系の方を雇っているところのほうが戦々恐々としているような状況でございます。小国町に関しましては今後推移は見守りたいと思いますけれども今までの施策をもう全て通しながらもう町づくりと同じでございますし人口減少と同じでございますけれども、やっぱり魅力のある町づくりをもう一貫して施策をいろいろ重ねて作っていくしかないなというふうに思っております。ただ1点小国高校から台湾の大学に行かれるという少し方向性が出てきましたのでその部分ではまた議員の皆様方にいろいろと御相談しながらではありますが、できるだけ協力ができるような体制づくりを小国高校から台湾の大学に行けるというような方向性も一つあるのではないかなというふうに思っております。非常に大学に行くと言語と台湾語の両方の語学の充実。それからもう一つプログラミング等々の様々な対応とかそういうことができる人間を育てるというふうな方向で話をこの前お聞きしましたので、もう少し私も勉強させていただいていろいろなかたちで人間の確保といいますが雇用の確保できるような町を目指したいなというふうに思っております。また今度TSMC 1社目、2社目が可能性が出てきました。それ以上に今の状況の中でも大体80社の関連の企業があの周辺に来られると。経済効果4兆円ということでございますので小国町の財政規模からしますと1千年分ぐらいの財政規模になりますので、その部分では本当に大津、菊陽、合志含めたところのあの中心部は本当に景色が変わるというふうに思いますし、もう既に関連の325号線それから1号線含めたところ3号線も当然そうですが平地にあるところでも相当な今土地の獲得競争をされておりますし、同じように雇用の確保も全ての事業所が様々な対策を打っているようなところでございます。住むところも含めて小国町がどういうこれから立ち位置に立つのか。トンネルも含めて道路も含めて様々な考えていかなければいけない今後4年間だと思っておりますし10年後の対策を見据えて動かなければいけないというのもわかりますが、まずはやっぱり近年の4、5年先この予測のほうが今はちょっと大事かなというふうに実は思っておりますのでその部分ではまた様々な皆さんに御意見いただいたり教えていただいたりしないといけないと思っておりますけれども

ども、雇用のみならず町の方向性これも含めて考えてまいりたいと思います。

以上です。

7番（松本明雄君） T S M Cが来てその近辺のところは非常に潤ったと。そのほかのところはデメリットしか残らないとそういうことで非常に困ります。T S M Cが台湾で造ったのは台中に造りました。そのときが一面農地だったのがもう全部近代工場に変わってしまったと。そのくらい変わってしまいますので第2工場の話まで出ましたので合志と菊陽と大津、菊池まではもう変わってしまうと思います。ですから今後うちがやはり人材確保、優秀な人材を役場に残しながらも新しい人材を残していかないとこの町は大変な町になってしまうと思いますので、町長が言われたとおり4年間は推移を見ながら頑張っていたいただきたいと思います。

それと道の話をしたと思います。大観峰トンネルの話ですけれど同僚議員からも出ました。阿蘇市を巻き込んだ話をしてくださいという話もあったのですがこの前ちらっと阿蘇の方と話したら、やはり阿蘇市議の方から話を持って行って市長のほうに上げていただきたいと思いますという話も出ました。それともう一つは昔から九重、玖珠、日田の人たちが熊本に行くのにどの道が一番早いだろうかと。そういうことをして一番は高速道路で行くのが近いのではないかと。久留米回りですね。それかやはりもう小国町を通過して津江を通過して菊池に抜けてそれから熊本市内に行く。そういうルートもどうだろうかと話もちらほら前から出ておりました。それでそういうルートもトンネルの件も考えないといけないと思いますが、僕は昔から玖珠から熊本インターか植木インター、今合志のインターも北インターもできていますのであれにつなが道を造っていただくとまだ品物の流れ人の流れが変わってくるのではなからうかと思っております。それに熊本県は言われたとおりまだ道が熊本市も政令指定都市になって一番混む町と。この頃から僕はちょっと熊本市内に呼ばれることが多いのですけれど約束の時間よりやっぱり10分ぐらい渋滞に引っかかるようになりました。昔は東バイパスでラッシュに巻き込まれたのですけれど今はもう大津町の中でラッシュに引っかかっても動かないと。そういうことになりましたのでもう阿蘇に抜けるのではなく菊池から合志を抜けて裏から熊本市内に入ったほうが近くなるのではないかと。そういう考えもしております。大分県も今387号線の道の駅の先が一山切って道を造っております。あの道がまたできると広がるのですがまだカーブが多いですからあれをもうちょっと真っすぐしていただくのと大分県は非常に金を持っております。松原ダムから黒淵から出てきた津江に行く道です。あそこの間もトンネルをこの前掘りました。そしたらこの前通ったらまた橋を架けてまたトンネルまで掘るのですよ。あれは県道ですから県と国の予算は違うことはわかっておりますがそれだけ大分県は金を掛けて道の整備を行っております。ですからやはり熊本もT S M Cであの近辺は道がよくなると思いますが小国までもよくなるような道を造って今後やっていただきたいと思います。そう感じたのはこの前から大津に倉庫があるのですけれどもそこは大手のバイクメーカーが借りていた倉庫があったのです。それを今度またT S M Cが来るか

らそのバイクメーカーは久留米のほうに倉庫を借り直したと。それとこの前はテレビで出ましたけれども益城町。日通が持っている倉庫を1.5倍にすると。やっぱりもう品物を入れなければしょうがないと。僕の友達がこの前サトウロジックが小国町に営業所を造りましたが彼もどんどん倉庫を増やして品物を今度半導体に変えていっております。東京エレクトロンとTSMC関係が多いと思うのですけれど。ですから大きな道を通してなるべくもう工場は無理としても倉庫を造っていただくと。ネックはいろいろあります。雪が降るとか湿気が多いとかいろいろありますが湿気の問題はもう機械がどうにかしてくれますので、やっぱりもう荒れた土地があればもうそこは倉庫を造って地主の方々にお金が落ちるような方法でも考えていかないと。今後もう農地が荒れたところが家かわからないそういうような町になると困りますので一つの施策として考えていただきたいと思います。先に道のことを建設課長に聞きたいと思います。よろしく願います。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。

大変貴重な御意見ありがとうございます。3番議員のほうからも先日質問がありました大観峰トンネル。それから中九州横断道路等々ありますので一応国交省が九州ネットワークの広域化を進めておりますのでその資料と現在の中九州道路の進捗状況等を今の御意見に説明させていただきたいと思います。ちょっと準備をしますので少々お待ちください。

始めたいと思います。これが令和3年度で国交省のほうが新広域交通計画というのを作っております。九州版です。九州の上部しか映しておりませんが東九州自動車これ北九州から宮崎まで。こちらは縦貫道路です。北九州から鹿児島まで抜けているやつです。それから横軸が大分自動車道。今中九州横断道路ができております。ここ滝室坂ですね。丸で囲んでいる部分がこれが日田阿蘇道路この〇〇〇ですね。これが国交省の九州のネットワーク事業の中で構想路線として上がっています。これはもう構想路線ですからまだ測量も全て入っていないと。この辺の実線は既に工事が行われているところです。何とかこの路線を計画路線に載せて速やかな着工ができれば今議員さんがおっしゃったとおりもちろんこれは高速道路です。高規格道路です。そういうかたちでできるだけこの日田市この大分自動車道から中九州道路のほうに結べる縦軸のこちらのと東九州自動車道と縦貫と同じような道路ができれば早いかなというかたちで。若干距離をはかってみますと今言った阿蘇に下ろすときが日田市から阿蘇までが約50キロです。大津日田。大津の菊池方面に行くと70キロぐらいかかっております。途中この辺が大観峰トンネルというかたちになります。昔計画したときが大体大観峰トンネルが6キロから10キロ。人吉の加久藤トンネルが6キロですのであれより若干長い。滝室坂が今度は4.2キロぐらいですから。今できている復興ルートは3.7キロです。そのトンネルを貫通して阿蘇市に出ると。このネットワーク構想は国交省の中にもあります。

次お願いします。これは熊本県を今の拡大したやつです。日田から下りて来て〇〇〇でこの中

九州横断道路に接続するという事で日田阿蘇道路として名称がうたっております。あと熊本ではここですね。やっぱり一番T SMC関係で大津西から熊本北インターチェンジまで。ここも若干合志区間は工事に入っていますし大津西から合志区間は今測量着手というかたちになっています。この辺がT SMCです。あとは湾岸道路、有明沿岸道路、天草幹線道路。この辺が熊本の主流となっております。

次お願いします。これが今212号線今言った構想路線をこの前防災ヘリで国交省と一緒に町長交えて飛びましたので写真の状況を説明します。こちらが大分自動車です。日田インターチェンジ。こちらが福岡。

次お願いします。これが松原ダム。212号線がここまでです。これが杖立です。212号線がこっちです。こういうかたちで走っています。

次お願いします。212号線ここですね。

次お願いします。これが一部387号線です。この鍋ヶ滝がこういうふうに入っていきます。これが同じく小国高校のところの212号線。これが南小国役場の志賀瀬川の対岸です。あとはマゼノミステリーロードの入り口です。これはもう大観峰の頂上です。この辺は計画構想でいけばこの下を抜いてもう阿蘇市が見えていますけれど阿蘇市です。これが上のミルクロードと212号線の交差です。最初の曲がりのところですね。これが大観峰下りて来たところ。阿蘇市のところ。これが57号線とのタッチになります。これが北側復旧ルート。大津方面から出て来て今57号線をタッチ。セブンイレブンになりますかね。これが高架ですと来てここが復興トンネルの二重峠トンネルの坑口になります。今話したとおり計画では左から2番目ここが構想路線の位置づけになっておりますので用地交渉が終わって工事の着手までにはこれだけの期間がいきます。今九州地方でもT SMC関連の中九州に予算も集中しておりますので今T SMCがポイントになってくると思いますが、この時期に期成会を作ってしっかりと国に要望していくことも大事なというかたちでこの前の上京したときの代議士の話とか国交省の話を聞きますとそういうかたちでした。現道の212号線におきましてはもう熊本県の中では改良済みと。多少非常に日田から杖立までの狭隘な区間とか災害が起きれば通れなくなるという区間もありますけれど、熊本管内の212号線においてはもう全ての路線で改良済みと。冬はチェーンを付けて通らなさいというかたちでなかなかトンネルとなると費用が掛かりますので県としてもやっぱりかなりの費用負担をしていますので、できればさっきの日田阿蘇道路の高規格道路国の直轄です直轄事業として要望していきたくないだろうか。県もしっかりとバックアップはしますよというかたちでもちろんこれだけ壮大な事業になりますから大分県、中津市、竹田市、いろんなところと連携を組みながらやっていかないといけないと思いますので。まずは期成会立ち上げに向けて。うちのほうも日田市、南小国町と小国町で事務局の会議は行いました。毎月1回やっというかたちですね。あとは首長さんたちと協議をしながら期成会の準備をまずはやっ

こうではないかという話まではなっております。以上が日田阿蘇道路の説明です。

続きまして、今現在進めている中九州横断道路です。滝室坂、竹田阿蘇道路とこちらの熊本合志道路が一部工事を行っております。

次お願いします。これがアップです。ここは今言った325号線。大津から菊池に向かっていている4車線化の道路です。ここら辺が本田技研になります。本田技研のところから大津西から合志までの4.7キロ。これにおいては今測量中。TSMCがここです。TSMCの裏を通るといふかたちです。この合志から熊本北インターチェンジまでは9.1キロ。これはもう通った方もおられるかと思いますがほぼほぼこの辺は完成しております。今この区間をやっているところ。近々の話では一応西合志インター、合志インター、大津西インター。インターが三つありますがTSMC専用のインターも造ろうといふかたちで動いているみたいです。直結で下りてくるところですね。九州縦貫福岡からきて熊本北インターチェンジで乗り換えてここに来れば10キロぐらいでTSMCに行きますので。下りてからはすぐ直結といふかたちになっております。あとこの辺は大津町、菊陽町、合志市が県とタイアップをしながらしっかりと県土改良を行っているものと思います。

これTSMC完成予想図。この付近を中九州が走ります。ここがソニーになります。これ完成イメージ。もう大体できていますね。こういうかたちが見えてきています。この前がトライアルから走ってきた道路です。これです。こちらがソニー。この辺を走りますかね。

続きまして、滝室坂トンネルです。これです。お願いします。

これが貫通をしましたので今週の日曜日貫通式が執り行われます。滝室坂道路6.3キロうち4.8キロがトンネルです。縦断勾配は4パーセント。幅員は10メートルです。2車線です。これが大体今掘れている写真でございます。ここは坑口になります。57号線のほうからですね。先ほど言った幅員がこれですね。12メートルですね。路肩と真ん中を通過して2車線です。

最後竹田阿蘇道路といふかたちでトンネルを抜けてきたところが波野の道の駅です。それからこれが現在の57号線です。57号線の南向きをずっと五ヶ瀬のほうを回って荻インターですかね荻のほうを今回ってここは工事をやっております。こういうかたちで今中九州の熊本区間、竹田阿蘇区間が非常に進んでおります。あとはうちも九州のこのネットワークに乗り遅れないようにしっかりと日田阿蘇道路の推進をできたらと思っております。

以上でございます。

7番（松本明雄君） まだまだ夢のような話ですが一歩ずつ前に進めないとできませんので僕らが生きている間はできないと思いますが、設計図面だけでもできるようなかたちに残していただきたいと思っております。

次は観光について一つ伺います。同僚議員から鍋ヶ滝のテナントですよね。造っていただけないかという話がありましたが僕のほうも造っていただいて何店舗か入ってその中で商売を

すると。なかなか町なかにも人通りがないので品物を売ることができないと思いますからそういうところも前向きに考えていただきたいと思います。そしてもう一つ同僚議員から言われたとおり特産品作りですよね。もうこれは昔から言っております。ですがなかなかコンテストを開いたりとかいろんなことをやっていたんですがこれももう1回見直して作っていただければ、そこで売れるしふるさと納税にも出品できるいろいろな面でできると思いますので町長よろしく願います。見解を。

町長（渡邊誠次君） 商品開発とテナントということでございますが実は387号線の話ではありませんけれども道路ができるということを県のほうに鍋ヶ滝のバイパスができるというお話を町民の皆さんの方が聞いておられて387号線沿いにカフェを造りたいというような御提案をまた明日だったですかね直接私のところに話をしたいといったところでお話を持って来ていただけます。もう選挙期間中にも随分とバイパスの話を私もさせていただきましたのでそういったところの効果もあるのかなとは思いますが、やはり今でも16万人から20万人近くお客様が来られております。バイパスが入ればこの前もちょっとお話ししましたとおり1日1千500人ぐらい来ても渋滞をしないというもうこれは実証はとれておりますので1日1千500人であれば30万人は優に超えるキャパは持っているというふうに思いますのでそういったところで来られれば商品物産もかなり増えて売れているというふうに私も思っております。そのようなかたちをとる前に事前に予想といいますかをしながらテナントだったり準備をすることも大事だというふうに思っておりますので、その部分においてはバイパスが中心になりますけれどもバイパスからやはりこちらの町なかにも引き込む体制づくりであったりやっぱりゆうステーションが中心に私はなったほうが町の効率のためにはいいかなというふうに思っておりますし、反対側といいますか北里の方には柴三郎博士の記念館がございますのでやはりいつも考えるところでは魅力的な点をどう面として捉えていくかという考え方のほうが私はいいのではないかなというふうに思っております。やはりどうしても点で捉えるのには駐車場の整備も要りますしその周りお客さんが来られて渋滞したりするところも全部考えないといけません、面で捉えると非常にその効果とか効率がよくなるというのもこれまでの観光の概論といいますかそういったところでも試算でも予測でもなされておりますので、その部分ではしっかり小国町の鍋ヶ滝それから博士含めたところの観光地としての取組をしっかりと考えさせていただきたいなというふうに思っております。

それから商品開発におきましては先日地域おこし協力隊の方が頑張っていたいて温泉の「湯気の森」というのを開発していただきました。それもかなり売れ行きがいいというふうに聞いておりますのでいろんな部分で農産物を使った商品それからもちろん観光的に商品開発をする。様々に考えられるというふうに思っておりますのでその部分ではまたたくさんのお知恵をいただいて商品開発の部分にも取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

7番（松本明雄君） 町民の方々の所得を上げる方法を考えていただきたいと思っております。それが農

産物であれ特産品であれ何でもみんなが品物を売って少しでも個人所得が上がるような施策をとっていただきたいと思います。

これから少しちょっと夢のような話をしますが4年か5年前にドローンの話をしました。そのときは議員の方々もドローンとは何かと思われた方もいます。そのときお願いしたのはドローンを使って政府に行って特区に入ってもらいたいとそういう感じもありました。それがもう飛躍的にもうここ何年かの間に進んでおります。一つはいい方向一つは悪い方向に進んでおりますがウクライナ侵攻によってドローンを使って自爆でいろんなものを壊しております。これはもうイランが作っているのですけどウクライナも今度から作ってそれで戦争しよう。こういうことは非常に避けていただきたいと思うのですが戦争が早く終わることを祈っております。もう一つは2025年大阪万博のときに丸紅が今度はドローンタクシーを買います。これで関空から確か夢の島ですかねあそまで飛ばす予定にしております。これはヘリコプターよりはるかに金額も安く変わってくると思います。九州に入れば福岡も滑走路を2本造っておりますのでお客さんが相当来ます。それから富裕層の方がいらっしゃいますのでそれからドローンタクシーで黒川温泉に来たり小国町に来たり湯布院に来たりということが可能になります。そして今ホテルなんかも見てわかるとおり大名にこの前造ったのが外資系のホテルです。2階までが商業テナントで上はリッツカールトンか何か入ると思います。それで1泊日本人が泊まるようなホテルではありません。ですがもうどんどんお客さんが来ると思います。京都に外資系のホテルを造っております。その方が今九州で場所を探しておりますがまだどこになるかわかりません。近日中にはわかると思います。湯布院にも外資系のホテルが建てたいと。そしたらもうほとんど富裕層のお客さんが来ますのでうちにもそういうホテルを造っていただいて多くの外国人の方に泊まって税金をごっそりいただきたいと思います。そういう話があれば町長も賛成していただいてどっかに土地を探していただいて造っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

町長（渡邊誠次君） 技術の進歩というものはやはり目覚ましいものがあるというふうに思います。今松本議員言われましたようにたくさん外国人の方今でもそうなのですがもう通訳が要らないぐらいの機器が発達してきているような状況でもございますので、その部分では観光業界ではもう多分インバウンドという言葉がなくなるのではないかというぐらい国際的な垣根がなくなるのではないかというふうにも言われているぐらい様々に技術が発達しています。その技術をしっかりと活用させていただいて対応していくという方法。それから先ほども松本議員言われましたようにハード面をどどこちらに持ってくるという様々に方法があるというふうに思われます。この部分でももちろん検討をしないというわけではありません。もちろん検討はさせていただきますけれども今私の持ち合わせている材料としてはそこまでまだ及んでおりませんので考えはこの場で発言は控えさせていただきたいというふうには思いますが、ただ私といたしましても大きなチャンスはもう今回鍋ヶ滝も北里博士もそうですけども国際的なその技術とか情報の発展によ

て状況はもう本当にT SMCもそうです一週に変わってきておりますのでそのような中でどういう方法をとっていくのか。時代のスピードがすごく速いのであんまり先取りをし過ぎると逆に遅れます。それはなぜかというと先にこれに飛びついたときにもうそれができたときには完成形はもう先に行っているといった状況は本当に最近多々あります。ですのでその部分ではしっかり考えさせていただいて対応をさせていただきたいというふうに思っています。いろいろまた情報を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

7番（松本明雄君） 最後に企業誘致の話をしたかったのですが昨日自衛隊がちょっと事件を起こしましたのでやめようかなと思っておりましたが、今防衛の在り方が変わりました九州重視になっております。離島関係が重視になっております。それで今一番足りないのは弾薬庫です。弾薬庫を探しております。この前大分県のある市と熊本県もそうですけれども手を挙げて弾薬庫誘致に関わりたいということを言っている市町村もありましたので、うちも言いにくいのですがけれども共産党の方がいらっしゃいますのでどこまで話ができるかわかりませんが防衛省の施設を入れると色々な町の予算も国交省とか総務省とかいただくことはありません。全部防衛省からいただくことができます。隣の九重町は日出生台演習場に隣接しているだけで年間8千万円ぐらい確かもらっていると思います。うちは電源交付金で700万円ですかね。だからそのメリット、デメリットはあると思うのですが執行部のほうでも考えていただいて僕はもう最初12年前からこの話はずっと考えておりました。北熊本にある弾薬庫は住宅前のところにありますのであれも移動させてくれば今度は日出生台に行くのも演習場に行くのも川底温泉がトンネルを掘りますので、ほとんどの自衛隊の車は小国町を經由して通るようになると思います。そういうことがあればゆうステーションの前の道が混みますが関田から坂本に抜けて向こうの道にという話もできるかもしれませんので、一応の考えとして話していただきたいこういう話も出てきているということだけは町長も頭に入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長（渡邊誠次君） 先ほど松本議員からたくさんいろいろ教えていただいておりますが、道路の部分では考え方として前は余りなかったのですが国防の道という考え方が実はあります。今回この小国町九州の中心部でありまして先ほど自衛隊の方もたくさん使われるというお話をいただきましたけれども、やはり横軸が今しっかりできておりまして最終的には縦軸真ん中にあるのは212号線でございますのでその部分では実は国交省とお話をさせていただいているときにも国防の道というもちろん生活の道、命を守る道、物理の道いろいろとありますけれどもやはり国防に対してのやっぱり道といったところの考え方もやらなければいけないというふうに思っております。そういったところでは非常に小国町としても様々に訴えかけていって頑張らせていただきたいというふうに思っております。

それから1点。半導体が一番重要なものは実は電気と水でございます。この水というところでいくともうかなり熊本のほうも地下水のことを心配されている近隣の自治体等々もありますが、

小国町ではないですけども日田方面は非常に水が有効な土地でもありますし小国町から伏流水といますか表面水でありますが筑後川のほうに流れておりますのでその部分では大きなT S M Cではなくても半導体の考えられる方たちは平地で電気があって再生可能エネルギーが近くにある。そして水が豊かなところは必ずその候補に入ってくるというふうに思います。日田と大津がそういったかたちでつながれば非常にまた小国町にとってもメリットは大きいのではないかなというふうに思っていますので、私としてはそういったお話をやはり近隣の市長それから南小国の高橋町長と一緒にさせていただきながら道路についてもいろんな展開ができるように理論武装をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） 残り5分切りました。

7番（松本明雄君） もうこれでやめます。以上でやめますのでよろしいですかね。

議長（熊谷博行君） ただいまより暫時休憩いたします。次の会議は11時5分から行います。

（午前10時56分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午前11時04分）

議長（熊谷博行君） 1番、江藤理一郎議員、登壇お願いします。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

今回2期目に当選させていただきましてこの6月議会で一般質問の最後とりを務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

それではまず物価高騰に歯止めがかかりません。毎月食品や資材、電化製品等の値上げが発表されております。小国町においても先日畜産酪農の農家より牛の餌代の高騰に対して窮状を訴え町へ対応策を望む要望書が提出されたとお聞きしました。これに対する特効薬というのはなかなかすぐにはないと思います。餌代もすぐには下がるという見込みはありませんので今と将来を見据えた対策が必要かと思われまます。肉の価格、牛乳の価格が上がるか餌などにかかるコストをカットするかというのが対策だと思いますが、片や米を作る農家も肥料や農薬等が高騰し来年は作付を諦めようとしている米農家も少なくない状況です。町として家畜に対する餌代を下げのために使わなくなった田んぼを借りて牧草を作り餌を確保するような仕掛けとしまして採草組合を作るための仕組みづくりを支援する取組も検討されてはいかがでしょうかと私も思っております。現在県からも牧草の種代などへ助成金補助金メニューのお話も来ているとお聞きします。ソフト面からの支援も含め少しでも特産のジャージーや赤牛などの肉牛農家が生き残れる対策を考えていただきたいと思います。このことにつきましては当初予定しておりませんでしたので答弁は求めませんが通告どおりそのまま一般質問に入りたいと思います。

ではまず最初に地域公共交通についてです。先日の同僚議員の一般質問の中で現在の小国町は高齢化率が43%を超えているということがわかりました。急激な上がり幅です。高齢者の割合

が高い又は増えているということは同時に病院に通院する人も増え運転免許を返納しバスやタクシーを利用する町民が増えてくるということにもなります。また小国の将来を担う子供たちそして保護者にとってスクールバスがどの年代までカバーできるようになるかは重要な問題です。そういった中で地域公共交通は次の展開を模索していく大事な時期に来ていると思われま。買物・通院弱者及びスクールバスの課題について。まず最初に小国郷ライナーそれから小国郷ぐる〜とバス、にじバスまた中学校スクールバスの利用状況それから予算額財源をお示してください。

政策課長（秋吉祥志君） 御質問ありがとうございます。お答えしたいと思います。

小国郷ライナーにつきましては、コロナ禍コロナ以前の令和元年度令和4年度の実績が出ておりますのでそちらのほうをお伝えしたいと思います。乗車人数は令和元年度で1千893名。これが令和4年度は675名となっております。それから路線名にじバスです。これは令和3年度の10月からの運行になっておりますので実績的には2年分しかございませんが3年度で739名。4年度で1千667名の方が御利用になっております。それから小国と南小国町を回りますぐる〜とバスですが、こちらにつきましては令和元年度で7千39名。令和4年度で6千398名となっております。

それから財源のほうですが、小国郷ライナーとにじバスに関しましてはこれは町のほうで単独というか小国と南小国町のほうで対応しておりますので両町の財源の中では小国町としましては過疎債のソフト対策事業のほうを重点させていただいて対応をいたしております。それ以外の産交バス、日田バスそれから乗合タクシーこの財源につきましては、小国町が負担すべき事業費につきましては特別交付税の措置の対象というかたちをとりまして対象となる事業費の8割が特別交付税の対象というかたちで財源として対応しております。

以上です。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えいたします。

小中学生の登校時の利用状況ということでスクールバスは8台10路線で運行しています。小中学生登校時の利用状況は小学生が140名全体の57%、中学生が15名で全体の11%、合計155名の利用です。

財源は今年度予算額が約4千700万円。今年度執行中ですので決算ベースで財源のほうをお答えさせていただきますと特別交付税が276万円、普通交付税が約3千380万円で措置され残りが一般財源約1千50万円となっております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） すみません。政策課のほうの答弁の中で予算額をお願いします。ライナー、ぐる〜と、にじバスですね。

政策課長（秋吉祥志君） 申し訳ございません。小国郷ライナーにつきましては、令和4年度で316万7千円808円となっております。これは小国町負担分で両町合わせますと527万9千

680円となっております。次にじバスですが、令和4年度実績で行政負担分としまして両町合わせまして703万4千300円。うち小国町分が492万3千821円となっております。次にぐる〜とバスですが、両町合わせました事業費が1千903万8千円となっております。そのうち小国町が負担する予算額が435万5千円となっております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） はい、状況はわかりました。大体小国郷ライナーが1日2便運行しておりますので1回当たり大体利用者が1.6人。それからじバスのほうが1日5便往復しておりますのでそうすると1回当たり1.28人ぐらいそのくらいの乗車率かと思われま。予算額から見ましても1人当たりかなり高い乗車料金というかコストが掛かっているというのがよくわかりますが、その辺りも踏まえて課題というのはどういったところを捉えておりますでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 課題といたしましては利用者の増がなかなか伸びないと。ただ小国郷ライナーにつきましては令和元年度は約1千900名の利用があったのが令和4年度は675名。これはやっぱりコロナ期間中の人の移動の制限がかかったということもありまして極端な利用者の落ち込みが生じたのではないだろうか。ただコロナのほうも第5類のほうに引下げになりましてかなり人の移動というものが戻ってきておりますので、令和5年度につきましてはかなり回復した数字になってくるのではないかとこのように思っております。それから先の見通しになりますが課題というよりも今後小国町の住民が高齢化を迎えるに当たり免許の返納者が増えてくるといった状況の中では今後こういう公共交通の利用者は増加に転じていくのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

1番（江藤理一郎君） それでは小国中学校も含めてスクールバスの利用状況ですけれども15名の方約11%が使われているということです。各バスにおきまして小中学生一緒に乗っていると思いますけれども、空席の状況はどのようになっていますでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） スクールバスの空席につきましては少し余裕のある線も1台あります。

1番（江藤理一郎君） それはどこですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 始発が杖立の4号車が少し空きがあるバスとなっております。

1番（江藤理一郎君） 中学生の利用者がもっといくかなと思っていましたが意外と11%ぐらいにとどまっているということで恐らく親御さんが送迎されたり又は寮を使われている中学生もいらっしゃる。それから徒歩で通学できる中学生も結構多いということもあるとは思いますが。その中で15名ぐらいの利用者ですので今登校だけですがこれを下校にも使えるような手立てというのは今後考えられないかということなのですが。杖立用のバスの空いているところに中学生下校を乗せてみるなどの試験的な運行というのは検討できませんか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 中学生の下校の利用ということで。前提としまして中学生のスクールバスの利用が小学校のスクールバスを利用してということで小学校の時間帯をベースにしています。それで下校便というのが小中学校で授業の時間が異なっておりまして時間を合わせるのが非常に困難になっております。それに合わせまして中学校の部活後の下校便というのが運転士さんの勤務時間上早朝から夜までとなり人材確保が難しい状況ではあります。といったところ です。

1 番（江藤理一郎君） そうですね部活動等の関連もあると思いますので引き続き登校だけではなく下校のところもしっかり見ていただきながら、将来的には中学生の下校も導入できるように検討いただきたいなというふうに思います。

それから小国町における乗合タクシーや産交バス、日田バスそれからぐる〜っとバス、小国郷ライナー、にじバスそしてスクールバスに掛けた年間の費用というものは、平成30年が大体9千800万円ほど。そして5年経った令和5年度になりますと今年度予算ですけれども1千100万円近くに上ります。人口が減少しているにもかかわらず公共交通関連の予算は年々増加の傾向にあります。先ほど政策課長が答弁されたように今後も高齢者や免許返納者の割合は多くなってくるのが予想され、これまでより一層公共交通に対する町民のニーズが高まってくると思われ ます。そこで町長にお尋ねします。毎年1億円を超える予算をこれまでどおり各公共交通事業で運行させていくのか。若しくは将来の地域の在り方、観光の在り方を見据え総合的に地域の公共交通体系を築き町民サービスを充実していくつもりはないかお尋ねいたします。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。

地域における公共交通今から特に高齢者の方々いわゆる交通弱者の方々にとっては非常に重要 なところでございます。車が使えれば何の問題もないのかもしれませんがこういった事情を1億円も掛けてやらなければいけないという小国町の事情の中で取り組んでいかなければなら ない大きな事業だというふうに思っております。ただ1点にじバスに関しましては実はコロナの 交付金を使わせていただきましてその乗り物自体を購入させていただいたということもありま すし、これまでずっと乗合タクシーで来ていたものをにじバスバスの形式に切り替えるといった かたちもやっぱり実験的なところを踏まえて試しにしたところでもあります。先ほど言いましたよ うに700万円の大体予算で収入といいますか利用者から全部で多分40万円ぐらいしかいただ けていないというような状況でございます。そういったところもありますので収支のバランスは 間違いなく合わないというところでもあります。しかしながら国からいただける交付金等々も含 めて効率よく使わせていただきたいということもあって公共交通はもう必ずやっていかなけれ ばならないところではあります。学校と公共交通通常の一般の方が乗られるのだけはお金が掛 かって分けていただきたいなというふうに思っております。それはやっぱりセキュリティ の問題がありますのでその部分ではやっぱり学校側で使う部分それから不特定多数の方たちが使

うところといったところでちょっと分けさせていただきたいなど。ただ今後は効率の面も図らなければいけません。もちろん利便性を上げながら効率を図るのが一番いい対策ではあると思いますけれども、その両方を目指してにじバスのかたちをとったほうがいいのか乗合タクシーをこのまま続けたほうがいいのか。もちろん利便性がいいのは乗合タクシーがいいと皆さんおっしゃいますのでそういったかたちをとりたいた。今その路線でいっていますけれども今後やっぱり様々なことを考えさせていただいてもう少し見える化をして1台に2人3人乗れるような体制づくりをとっていかとか様々な方法を政策課の中でもずっと考えながらやっているのですけれども考えさせていただきたい。また町民向けの部分の対策それと観光客の方たちこれ全部重なっていくと本当はいいのかもしれませんがなかなか重ならない部分もあります。その部分も含めて全部のダイヤを一旦考えながら取り組んでいく必要があると思います。また関連の産交バスを含めた町内のタクシーの会社さんそこもしっかり話をさせていただいて、どのような公共交通網を敷くのがいいのかまた効率がいいのか考えさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） これまでの傾向としまして乗合タクシーというのはコロナの中でも利用者もあまり前後せずに変わずに順調に各路線できていると聞いております。苦戦している買物それから通院等をターゲットとしているにじバスについては先ほど町長からの答弁もありました。それから小国高校生の通学などについても一体的に捉えた宮原それから赤馬場地域を結ぶルートこういったことをにじバスともうちょっと変化させてデマンド交通といいますか連絡したら行きたいときにそういった乗り物が来てそれで行きたいところに行くというような交通網の変化というかそういった方針の転換というものを考えてはいかがかというふうに思っております。そういったところについては町長お考えはございませんか。

町長（渡邊誠次君） もう様々に考えさせていただきたいと思います。今の状況でまだにじバス1、2年しか経っておりませんので。ただもう南小国町と話をさせていただいて今にじバスの料金これをぐっと一気に下げたりする方法もありますのでその部分を下げて実証実験として1年間だけ試しに走らせてみるとか、そういったところも両町でしっかりと対策を立てて利用者をまずどのぐらいのニーズが本当はあるのか料金のせいなのかそのバス自体の利便性が悪いのかといったところも含めて一旦そういったところもしっかりと実験といいますか話合いの中で決まっているわけではありませんけれども、私としてはまたぐっと下げて利用状況を探りたいなといったところもあります。それを含めてオンデマンドにしたほうがいいのかどうなのかも検討の余地はもう当然あると思っておりますので、今後ともいろいろとまた試行錯誤させていただきたいというふうに思います。

1 番（江藤理一郎君） 小国町には2016年から木の駅プロジェクトで活用している「モリ券」があり、それ以前には「ゆう」という地域通貨も普及させてきておりました。それ以前からです

ね。小国町にはしっかりとした素地がございます。是非デジタル通貨、地域通貨を使用しての地域公共交通への導入を御検討いただきたいと思い、次の質問に入りたいと思います。

次の質問はペーパーレス化の取組についてです。私は今回既に死後となりつつあるペーパーレスについてあえて着目しました。世の中でこの言葉が浸透して数十年経ちますが現在では意識せずともスマホそれからパソコンの普及でペーパーレスは進んでおり当たり前のことのようになっております。しかし依然としてなかなかペーパーレス化が進んでいないのが紙文化が根強いやっぱり役所の中で特に小国のような小さな町村役場がやっぱり進んでないところが多いと言われてきておりまして、ただこの段階を踏んでいかないとこのDXというところに大ジャンプするにはハードルが高過ぎると思いましたのであえてこのテーマにさせていただきました。さて国内においてペーパーレスという言葉が世の中に出てきたのが1970年代。そしてITの普及が進んだ2010年前後の年代に再度ペーパーレス化が世の中で叫ばれ2000年頃に国内で1千200万トン使用していた印刷情報用紙の量は現在では半分の600万トンまでに削減されてきております。およそ3年間続いたコロナによるテレワーク等の推進により紙ではなく電子データのやりとりが普及したことが影響し始めているとも言えます。そもそもペーパーレスは何が良いかメリットかと言いますとまず第1にコストの削減、第2に業務の効率化、第3にイメージの向上。特に小国町はSDGs未来都市ということもありましてそういったイメージの向上にはつながるかと思えます。4番目にファイル保管が減りスペースの有効活用ができる。5番目にペーパーレス化に取り組むことが職員間の意識の変化につながりDXへの足掛かりとなることなどではないかと思えます。そこで小国町役場においてはペーパーレスについてこれまでどのようなことで取組そして今後どのような取組を想定されるのか教えていただけますか。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それではペーパーレス化の取組について報告をさせていただきます。最近では昨年度から役場の課長会議におきまして紙ベースで行っていたものをタブレットを活用しましてハンドブックというアプリを利用してペーパーレス化を進めております。

次に昨年度から始めております電子入札によりまして閲覧設計書あるいは入札業務の書式等がかなり省略化されておりますのでこれもペーパーレス化されてございます。

それとあと各課の取組としましては、全庁的なものとしましてタイムカード、残業届、公用車台帳の電子化、税務ではこれは国を挙げた制度でございますけれどもe-Taxによる申告業務の推進、教育委員会のほうでは保護者へのアンケート、学校現場ではGIGAスクール事業のタブレット導入によりましてかなり進んでおります。またコロナ禍によりまして議員先ほど申されましたけれどもオンライン会議の推進によりまして資料等のデータ化が進みましてその辺もかなりペーパーレス化は進んでいると考えております。今後考えられます対策といたしましては、一番大きいものは役場庁舎内の電子決裁の導入これが一番大きなこれからの対応になってくると思

っております。近い将来実現に向けて検討を始めつつあります。それと僭越でございますけれどもこの議会においてもペーパーレス化が議員の皆様と執行部のほうと協議をさせていただきまして進めさせていただければこれもかなりの紙の省略に将来つながっていくのではないかと今考えているところであります。

以上でございます。

1 番（江藤理一郎君） これまでデジタル化できていなかった部分がコロナや災害の影響で推進されペーパーレスになっている部分があると思います。議会資料のタブレット化は議会ごとに多くの資料用の紙が印刷され私たちが4年間議会議務めてまいりましたがかなりの資料が家に資料として残っています。それを職員が資料として整理するなどの作業のほうもありますのでかなり効果的かと思えます。あとは議員の皆様がそれについていけるかというところを習熟の期間が少し必要かなというふうに思います。また先ほど課長言われた電子決裁。私も2年前の一般質問でも決裁を電子決裁でというようなお話させていただきました。デジタル化というところですね。電子決裁については稟議書や承認待ちの作業についてもどこで稟議が止まっているかも職員がわかり町長や課長が出張の場合もネットワークを介して閲覧承認することができるため、予算の執行などがスピード化することで住民サービスの向上につながると思われれます。ほかに何かペーパーレス化できるものとして各課で郵送している封書がかなりの紙の量とそれを封入する職員の作業量それに郵送料であり削減するにはよいかと私も思いましたが、各種税金や福祉関係の通知など必ず郵送しなければならないという決まりがあるので割愛させていただきます。

次にペーパーレス化の中で広報紙というのをテーマに挙げます。広報おぐにについてですが各関連施設に配布し置いてある広報は毎月余っていることが多いと町民の方から聞きました。組回覧で配付する枚数が実際何枚でそのほかを各所どこに何部ずつ配付しているのかお願いいたします。

情報課長（中島高宏君） おはようございます。お答えいたします。

まず広報おぐに毎月2千700部発行させていただいております。各組に各世帯配付ということで6月現在ですが約2千120部、町内各施設に270部程度、郵送希望分ということで55部を発送しております。若干の余りがありまして100部弱は役場の1階2階のほうに置かせていただいております。

町内の各施設への配付と配付部数ということで6月現在での数字を申し上げます。今18施設配付しております。内訳としましては小国郵便局に20部、肥後銀行に20部、熊本銀行20部、公立病院に20部、ゆうステーションに20部、フレインに30部、マルミヤに30部、小国支援学校に30部、木魂館に10部、おぐに町民センターに10部、小国町図書室に5部、坂本善三美術館に8部、上田簡易郵便局に5部、隣保館に7部、社会福祉協議会に10部、悠和の里に10部、サポートセンター悠愛に10部、あと町外ですが悠清苑のほうに10部、合計1

8施設の270部置かせていただいております。発送の施設については今年の3月4月で郵送の分については必要ないところがあればということで調査をさせていただいて若干減らしているところがございます。

以上でございます。

1番（江藤理一郎君）　そうですね。郵送をしている分はアンケートをとったということかということで減らしていただいたと。私も事務所例えば仕事業務をする上で熊本県などから立派な冊子が10数部送られてきたりしてでも本当に関係ないものが多いのもうそのままごみ箱にいたりするケースが非常に多いのです。町の配布物に関しましてもそういった事業所とか町外の関連機関もそういったところもあるかもしれませんので再度調査していただきたいなというふうに思います。年間の印刷代は約200万円ですね、おぐに広報。それから部数が12か月掛けると3万3千部数でしょうか。1冊当たり60円ほど掛かっております。これも大事な税金です。無駄な印刷物を生まないためにも各所に配付している広報の余り部数など庁内においても調べてみてはいかがでしょうか。

そして先ほどの回答から組に属していない世帯が配布しているもので220世帯配布しているということは大体2千120世帯だから880世帯900世帯ぐらいでしょうか。そのぐらいは広報おぐに配られていないと思います。そういった方々の情報提供のために広報おぐにを各所に置いているのだと思いますが、手に取っているのはほんの一部の方でほとんどが見ていない目に入っていない可能性が高いです。移住若しくは転居して組に入っていない方などは広報紙があることを知らなかったという方もいらっしゃいました。ではどうすればいいのか。広報紙を強制的に送るといようなことはやはり郵送代も掛かってまいりますしなかなか大変だと思います。広報紙それから回覧版の文書、チラシなどもデータで欲しい町民に送付するというのを考えてはどうかと思います。現在国内におけるスマートフォンの普及率は約7割。そのうちLINEの利用率は8割を超えており町内でも5割以上の方はLINEを利用していると思われま。町の情報を町民へ伝えるための手段としまして阿蘇郡の6市町村のうち3市町村は公式LINEアカウントを導入し町民へ発信しております。こういったかたちで情報を発信しております。南阿蘇村それから西原村。西原村はそんなに発信していないのですが。それから隣の南小国町。中を見ますと迷い犬についての情報それから広報みなみあその情報。また下の欄にはホームページに誘導する。それから防災の情報などのコーナー又はごみ出しそういった情報のコーナーもございます。私もこのLINEに入らせていただいておりますがお悔やみの情報なども流れてまいりますし特に防災情報などはこれから6月7月梅雨の大雨が降る時期になってまいります。町内放送同報無線を聞ける方はいいですしそれからおぐちゃんをよく見れる方はいいと思うのですがそれを見る状況にない方もございます。こういったところでタイムリーに町内の情報を取得できる防災情報だけでなくイベント情報なども取得できるというのは非常に有効ではないかと思えます。

もう一つありましてこれは高森町の公式アプリです。これは高森町が独自でアプリを開発しまして恐らく予算1千万円以上は掛かっていると思いますので小国町でこれをすぐ作れというのはなかなか厳しいものだと思いますが一応御紹介だけさせていただきます。行政情報、お悔やみ情報なども載っていますし防災無線の情報などもいろいろと載っています。教育の情報もございませう。そういったところで各町村、町民に情報を伝えるための努力をしております。そこでこういった情報発信の導入ということが小国町において検討できないかお尋ねします。

情報課長（中島高宏君） お答えします。

公式LINEアカウントにつきましての現状について報告させていただきます。公式LINEアカウントにつきましては小国町は令和2年に運用を視野に公式アカウントを取得しております。その後令和3年にLINEにおける個人情報の管理不備事象ということで個人情報に対して海外からのアクセス可能となった事案が発生した後運用を見送った経緯がありまして、その後検討を再開してはおりますが現状として活用には至っていない状況にあります。公式LINEアカウントの取得は既に行っておりますので公式LINEに登録いただいた方に発信対象者を限定しない方法であれば今でもメッセージを送ることはシステム上できることとなります。ただ発信対象者を限定しないことで登録いただいた方に必要でない情報が届くことがございます。そのため不要な情報として認識されて登録が解除されてしまう可能性もございますので効果的な発信につながらない場合も場合によっては出てきます。そのため登録者のニーズに合わせた情報発信を行うため対象者の年齢や行政区、福祉、子育て、防災などのジャンルに分けて情報を個人に選択していただいで発信する必要も構築する必要があると思われま。ただしこれには費用が発生しまして概算ではありますがシステム構築に20万円程度、ランニングコストとして運用に年間60万円程度必要になります。これは南小国町と同等な仕組みというかたちになります。

小国町の現状ですが情報発信の手段ですが文字放送、ホームページ、防災無線、広報おぐに、フェイスブックなど幾つもの情報発信を持っております。この情報発信手段がそれぞれ小国町は独立したシステムで運用させていただいている関係で情報を発信する時に職員の負担が少し増加することもあります。現状として複数存在する情報手段を維持したところで新たな仕組みを運用するためには職員の負担も想定されますので、今後は情報発信の手段の整理や統合も検討していく必要はあるのかなというふうに考えているところです。いずれにしても公式LINE導入に当たりましては個人情報の保護とかセキュリティの課題もありますし費用の問題もあります。またどういった情報を発信していくかというのをしっかり内部で決めていく必要があると思っております。引き続き検討していく必要があると思っております。

以上が現在の状況です。

1番（江藤理一郎君） 情報課長の御答弁の中にやはりコストという面と業務が増えるということもポイントかと思われま。まずコストについてなのですけれども年間60万円掛かるという

このプランに関しましては恐らくセグメント配信ということでそれぞれ分けて自分が取得したい情報のみを選択するという部分だと思います。私も南小国町、南阿蘇村のこの公式LINEアプリ入っております。全部選択しております。全部選択した中でも週に4、5回程度しか情報は平均そのぐらいの程度です。ですので私思うのですがあんまり苦にならないのです4、5回程度だと。1日1通ぐらいお悔やみがあったりそれから防災情報であったりそれから生活に関する情報。ごみ出しの注意しましょうという仕方について。そういったものが多いですけれども町のイベント情報それから観光情報などもテレビに出ますとかいうことも発信されている自治体もございません。費用のことなのですが地方公共団体プランというものをLINEの会社は設定しております。地方自治体に関しましては初期費用ゼロ、月額固定費もゼロというかたちでメッセージ通数の上限もないようなプランをしております。これについてはセグメント配信を南小国町もそうしていると思いますがセグメント配信を選択しているから年間60万円掛かるということでもありますので、まずはセグメント配信のところを選択せずに無料で発信できるこのLINEアプリの地方公共団体プランでお試してみてもどうかと思います。発信の仕方については小国町がどういった情報を発信したいか。週4、5回程度ならそのぐらいを全体的にセーブして発信していけばいいと思いますし、また業務が増えるということに関しましては例えばフェイスブックも当時7、8年前にこの公式フェイスブックページを立ち上げたのではないかと思います。現在ではもうフェイスブックも当時はかなり使っておりましたけれども今はある一定の年代それから今の若い方々はフェイスブック余り使わないというような状況にもなっておりますので、総体的に捉えてこのフェイスブックの運用というのをどうしたらいいかということ町民のほうで検討していただいて、減らすものは減らすまた新しいものを導入してほしい情報をしっかりと町民に伝えていくというような考え方を導入してはいかがかと思われませんがその辺りも含めて町長いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） もう時代に応じて需要と供給のバランスを考えていく。情報ももう全く同じだというふうに思います。コストの面でも御指摘をいただいておりますのでその部分ではまずは情報課の中でしっかりもませていただいた後、しっかり試しにしてみるということも大事でございますのでやりたいなというふうに思っております。ただ一点やっぱり職員の数が小国町は通常でいきますと多分10名ほど今でも足りないような状況でありますのでその分もかなり無理をさせているようなところもあります。ですので先ほど言ったようにフェイスブックであったりとかほかの部分ツールをコンテンツがかなりある中でも観光情報に限ってはもう情報課ではやらずにASOおぐに観光協会だったりとか杖立とわいたとか観光情報はそこをお願いして情報発信を増やしていただく。そういったような役割の分担辺りもしっかりこれをきっかけに話をしていきたいなというふうに思っております。いろいろお話を聞かせていただきたいと思います。ありがとうございます。

1 番（江藤理一郎君） 積極的な御回答いただきましたので是非進めていただきたいと思います。業務につきましても例えばホームページに載せている情報をリンクさせたりそういったことでも良いと思いますし、各課それぞれで判断して発信していただくというなかたちでもよいかと思っておりますので御検討をお願いいたします。

最後になりましたけれどもこれ通告書になかったのですが少し時間がありますのでお話をさせてください。議員 1 年目の一般質問で町民センター 1 階のスペースの活用について質問させていただきましたが、現在でも活用されていないときが多いように思われます。コロナ禍におきましてはコロナワクチンの接種会場などで使われたりそういった医療的な面もございましたので仕方ない部分はありましたが、今後何か活用するような想定はありませんか。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきましてありがとうございます。私も前の質問をされたときもそうですけれども積極的に町民センターの 1 階の部分を使わせていただきたいというふうな発言もさせていただきました。様々考えているのですけれどもやっぱり町の 1 か所教育委員会だけで考えているのであればなかなか利用範囲は広がらないかなと。あと不特定多数の方たちがやっぱり入ってくる何となく呼び込むような感覚がないというふうに思っておりますので、私としては少し今後はイベントをそんなに大々的なイベントではなくても 1 階で例えば老人会の方々に呼びかけて健康体操をみんなでするような機会だったりというのをちょっと増やしていただくとか、町の方にあそこで音楽をしていただくとかいろいろな考え方の中で多目的に本当に使えるように予備水といいますか本当に自由に使っていただけていい空間として捉えていただけて構わないと思います。それでもやっぱり人を導入するとか呼び込む雰囲気といいますかそういったものを作ってまいりたいというふうに思っています。教育委員会でもたまり場といったかたちでいろいろな考え方もありますのでその部分では議員の皆様もあの場所を使っていただいて議会でも使えるようなそういった場の提供だったりというのはいいいと思いますので、積極的に少し案を練らせていただいてまずは私としても呼びかけを様々な団体にさせていただいて使わせていただきたいなというふうに思っております。ただ冬の時期やっぱり締め切らないと暖房がありますのでちょっと寒いといったことがありますので、これから先できれば秋口にかけて積極的にそういったような取組ができればなというふうに思っているところです。ありがとうございます。

1 番（江藤理一郎君） 町長の高齢者の方々も運動などもすると続ければいい取組になるのかと思います。もう一つやっぱり国の中で今うたわれている論点になっている少子化対策これについては小国町の子供を育てる保護者の方々もこの子供を見るというのは非常に大変で、共働きで子供を育てるというのは自分の時間を使いながら一生懸命子育てをしていらっしゃる子育て世代の方たくさんいらっしゃいます。その中でやっぱり子供を見守るシステムですね。そこをあの 1 階の部分で作れるようなことができないかなというような考えも私の中ではあります。もう一つは他自治体でもカフェを置いたりいろんな人たちが交流できるような場というのを作れるようにやっ

ている自治体もございます。ああいった場所にテナントを入れてテナント貸して民間の力を入れていくそういった自治体もございます。また小国町ではカンガルーのぼっけが今旧北里小学校の場所でございますけれども例えば将来的に考えてやっぱり人口が多い宮原の地域に集約させるというところで今町民センターの1階の部分が空いているのであればその機能をそちらに持ってくるとかそういったことによって子供たちそれから高齢者の方々が一緒に交流などしながら子育てを一緒にやっていくというような地域で見守っていくというようなシステムもできるといいなというふうに思います。私自身まだまだその辺りはっきりとした想定ができておりませんので構想段階ではありますが是非そういったところも踏まえて町のほうで検討していただきたいなというふうに思います。

以上、今回一般質問はこれで終了させていただきます。

議長（熊谷博行君） 予定していた2名の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和5年第2回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時55分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（8番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

2番 杉本いよ君

8番 熊谷和昭君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を6月8日から6月16日までの9日間とする。

1.	議案第25号	小国町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について 令和5年6月8日 原案可決
1.	議案第26号	小国町税条例の一部を改正する条例について 令和5年6月8日 原案可決
1.	議案第27号	小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 令和5年6月8日 原案可決
1.	議案第28号	小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について 令和5年6月8日 原案可決
1.	議案第29号	小国町学びやの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 令和5年6月8日 原案可決
1.	議案第30号	小国町過疎地域持続的発展計画の変更について 令和5年6月8日 原案可決
1.	議案第31号	公共工事請負契約の締結について（町営住宅柏田団地外壁・屋根改修工事） 令和5年6月8日 原案可決
1.	議案第32号	小国郷公立病院組合理約の一部変更について 令和5年6月8日 原案可決
1.	議案第33号	令和5年度小国町一般会計補正予算（第2号）について 令和5年6月8日 原案可決
1.	議案第34号	令和5年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について 令和5年6月8日 原案可決
1.	議案第35号	令和5年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について 令和5年6月8日 原案可決
1.	同意第2号	小国町監査委員の選任について 令和5年6月8日 同意
1.	同意第3号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和5年6月8日 同意
1.	同意第4号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和5年6月8日 同意
1.	同意第5号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和5年6月8日 同意
1.	同意第6号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和5年6月8日 同意
1.	同意第7号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和5年6月8日 同意

1.	同意第 8 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和5年6月8日 同 意
1.	同意第 9 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和5年6月8日 同 意
1.	同意第10号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和5年6月8日 同 意
1.	同意第11号	小国町教育委員会の委員の任命について 令和5年6月8日 同 意
1.	報告第 2号	令和4年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 令和5年6月8日 報 告
1.	報告第 3号	令和4年度小国町一般会計予算事故繰越しの繰越計算書の報告について 令和5年6月8日 報 告
1.	報告第 4号	令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告 について 令和5年6月8日 報 告
1.	請願第 1号	杖立温泉地区における町道整備に関する請願書について 令和5年6月8日 採 択
1.	議案第36号	令和5年度小国町一般会計補正予算（第3号）について 令和5年6月12日 原案可決

《議案外》

令和5年6月8日

1. 広報特別委員会の中間報告の件
1. 議員派遣報告について

令和5年6月15日

1. 閉会中の継続調査の件
 - 議会運営委員会
 - 総務常任委員会
 - 文教厚生常任委員会
 - 産業常任委員会
 - 広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和5年6月8日

1. 北里柴三郎記念館シアターホールオープニング記念式典及び
プレオープニング期間について
1. 薬味野菜の里小国の指定管理者制度導入への検討について
1. 小国町国民保護計画について

《一般質問》

(1日目)

1.	地熱発電所開発に伴う取組について	P 1～5
1.	鍋ヶ滝バイパスの展望と取組について	P 5～9
1.	超少子高齢化を迎える町の取組について	P 9～11
1.	観光開発について	P 11～19
1.	指定避難所について	P 20～23
1.	宮原保育園について	P 23～24
1.	有害獣被害対策について	P 24～27
1.	農林業について	P 27～38

(2日目)

1.	有害鳥獣について	P 1～4
1.	雇用問題について	P 4～6
1.	道路網の整備について	P 6～13
1.	地域公共交通について	P 13～18
1.	ペーパーレス化の取組について	P 18～23
1.	町民センター1階スペースの活用について	P 23～24

小国町議会会議録
令和5年第2回定例会

令和5年6月発行

発行人 小国町議会議長 熊谷博行
編集人 小国町議会事務局長 橋本弘二
作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119